

海外社会保障研究

SUMMER 2003

No. 143

特集：第7回厚生政策セミナー「こども、家族、社会 — 少子社会の政策選択 —」

趣旨 少子化と家族政策

—「少子化対策」をめぐる10の設問— 阿藤 誠 2

欧州の一部の先進国における少子化とその対策 アントニオ・ゴリーニ 5

西欧諸国における家族政策と低出生率 ゲルダ・ネイヤー 17

午後の部<パネルディスカッション> 編集 勝又 幸子 39

家族、社会保障および社会保険

— ケーススタディとしてのドイツにおける概評と現在の論議 —
..... ヴィンフリート・シュメール 68

論文

医療保険の未加入者と家計の医療支出

— 中国広東省の家計データを用いて — 周 燕飛 80

日米の働く母親と子育て支援

— 福祉国家と家族の関係を探る — 白波瀬 佐和子 93

書評

渋谷博史、内山昭、立岩寿一編

『福祉国家システムの構造変化 — 日米における再編と国際的枠組み —』
..... 斎藤 忠雄 107

海外社会保障研究

SUMMER 2003 No. 143

国立社会保障・人口問題研究所

特集：第7回厚生政策セミナー

こども、家族、社会 ― 少子社会の政策選択 ―

	国籍
基調講演1……………(ローマ大学教授)アントニオ・ゴリーニ	[イタリア]
基調講演2……………(ドイツ マックスプランク人口研究所上級研究員)ゲルダ・ネイヤー	[オーストリア]
パネルディスカッション	
問題提起……………(国立社会保障・人口問題研究所長)阿藤 誠	
パネリスト……………(南デンマーク大学人口研究センター助教授)リズベット・クヌズセン	[デンマーク]
(雇用研究センター上級研究員)マリーテレーズ・ルタブリエ	[フランス]
(バルセロナ自治大学人口研究センター所長)アナ・カブレ	[スペイン]
(ノースカロライナ大学教授)デイビット・ブラウ	[アメリカ]
司会：(国立社会保障・人口問題研究所総合企画部第3室長)勝又 幸子	

特集の趣旨 少子化と家族政策 ― 「少子化対策」をめぐる10の設問 ―

阿藤 誠

日本で「少子化」(人口置換水準以下への出生率の低下、あるいはそれによる子ども数の減少)が始まったのは1970年代の半ばである。以来ほぼ30年が経つ。日本の政府がこの少子化現象に強い関心を示し始めたのは、1990年の「1.57ショック」を契機とする。以後12年間、政府による少子化現象への政策的対応―今日「少子化対策」と呼ばれるもの―が続いたが、少子化はさらに進行し、合計特殊出生率は2001年の1.33と国際比較的にみても“超低出生率(lowest-low fertility)”(Kohler et al., 2002)のレベルまで低下した。

90年以前に少子化現象に関心をもっていたのはひとにぎりの人口学者と公的年金の関係者のみであったが、政府が政策対応を始めた90年以後は多分野の研究者による少子化研究も行われるようになり、各種の審議会、学会、メディアでも、特に少子化への政策的対応についての議論が活発化してきた。本セミナーでは、日本における少子化とそれへの政策的対応をめぐる議論のなかで浮かびあがってきたいくつかの論点を、同様の少子化状況にある欧米諸国の経験をふまえて議論を深めることを目指した。セミナーにおける議論の拡散を防ぐために、少子化問題に関するこれまでの研究成果に基づいて、あらかじめ少子化とそれへの政策対応をめぐる以下の10の設問を用意し、実りある議論の展開を期待した。

- (1) 先進諸国の少子化は、人口学的には「高年齢への出産の先送り現象」、社会経済的には女性の社会進出にともなう「仕事と子育ての両立困難」の増大が中心的理由とされる。しかしながら、日本では、今日の女性の多くはなお専業主婦志向が強く、「両立困難」というよりは結婚後の生活水準の低下をおそ

れて親元にパラサイトし、結婚・出産を先送りしているという見方も提起されている(山田, 1999)。欧米諸国でもこのようなパラサイト論が妥当なのか、あるいはほかにどのような仮説が提起されているのであろうか。

- (2) 日本では、少子化と長寿化の結果として、「超高齢・人口減少社会」(阿藤, 2000)の到来が予想されている。そのような社会においても経済成長と国民生活の安定を維持していけるのか、より具体的には年金を中心とする社会保障制度を長期安定的に維持していけるのか否かが、今日、政策論議のひとつの焦点となっているが、欧米諸国でも社会保障制度の将来が少子高齢化と絡めて議論されているのであろうか。
- (3) 日本では、政府が少子化現象への政策的対応を始める際に、出生政策(出生目標を掲げる人口政策)か家族政策(子育て環境改善を目指す福祉政策)かをめぐって議論があった。日本政府は少子化を「人口問題」として認識しているように思われるが、政策論としては出生政策を排し家族政策の立場をとる(厚生省, 1998)。世論調査の結果でもおよそ7割が家族政策を支持しており、出生政策支持は少数派である。欧米諸国の政府・国会などでは少子化とそれへの対応策について人口政策的議論が行われたのであろうか。
- (4) 「少子化対策」(あるいは子育て支援策)としては、女性の就労拡大にともなう「仕事と子育ての両立支援」と「子育ての経済的支援」が二つの大きな柱である。一般的には、前者は共働きカップルへの支援、後者は片働きカップル(多くは専業主婦家庭)も含むすべての子育て者への支援を目指すものであり、家族政策において前者により力点をおくということは男女共同参画社会の促進につながるものと考えられる。諸外国では、どのような理念の下で、家族政策の二つの要素の各々をどの程度重視しているのであろうか。
- (5) 「子育ての経済的支援」の中心的手段としては児童手当と税制における支援(所得税における扶養控除など)がある。日本では、2000年に「子育ての経済的支援」の水準は不変のままで、扶養控除の一部を減らし児童手当を若干拡充する措置がとられた。欧米諸国のなかでは、児童手当に一本化した国(例えばスウェーデン)、税額控除しかもたない国(米国)、両者が併存する国(フランス)があるが、それぞれがどのような理由からそのような制度をとっているのであろうか。
- (6) 日本の「子育て経済的支援」の水準は、先進国のなかでは英語圏と南欧の一部の国々と並んで最低である(赤地, 2003)。しかるに、少子化への政策的対応が始まって以降も、児童手当を強化しようとする提案は、「財源が見つからない」、「少子化対策として効果がない」などの理由で却けられてきた。西欧諸国においては、そもそもどのような理由で手厚い児童手当が支持されているのか。最近になって日本では、賦課方式の年金制度においては子ども(将来の労働力=保険料の負担者)を育てた親は年金制度の維持に貢献しているとの考え方にたつて、年金の仕組のなかで子育てする親を有利に扱おうという提案が議論されているが(厚生労働省, 2002)、欧米諸国ではこのような提案があるか。
- (7) 日本では少子化対策の中心が「仕事と子育ての両立支援」におかれ、保育の社会化の必要性が主張される反面、乳幼児期の母親保育の重要性を支持する意見も強い。世論調査の結果をみると男性よりも女性、高齢者よりも若者、低学歴者よりも高学歴者が出産後の女性の就業継続を支持する傾向が強い(総理府, 2000; 国立社会保障・人口問題研究所, 1998)。この問題を欧米諸国の世論はどのように扱っているのであろうか。

- (8) 日本では「仕事と子育ての両立支援策」としての育児休業制度(子どもの生後1年間)を92年に導入して以来、休業中の社会保険料支払免除、所得補償の引上げ(休業前賃金の0%→25%→40%)を行ってきたが、2000年になって公務員に限り育児休業期間を3年間に伸ばした。先進国間の比較からは育児休業の期間の長さは母親保育への期待の大きさと結びついているようにみえるが、実際のところどのように扱えられているのであろうか。他方、一部北欧諸国では男性の育児参加を促進するために、出産時の父親休暇(約2週間)を設け、育児休業期間の一部を男性に留めている(赤地, 2003)。日本でも男性の育児参加の必要性が指摘されているが、このような北欧諸国の制度は受容可能かつ有効であろうか。
- (9) 日本では、女性の就労希望の増大により特に大都市で保育サービスの供給不足が問題になり、「保育所持機児童ゼロ作戦」が打ち出され、家庭外保育サービスを充実させる対策が進められている(内閣府, 2001)。日本の保育サービスの供給は、公的サービスを中心とする北欧諸国ともつばら民間サービスに委ねる米国との中間型、つまり官民混合型と考えられるが、保育サービスの質と量の両面からみてどのような供給形態が望ましいのであろうか。
- (10) 「子育て経済的支援」と「仕事と子育ての両立支援」を中心とする家族政策が出生率に有利に働いているか否かについては意見が分かれる。他の地域に比べて強力な家族政策が行われてきた北欧諸国とフランス語圏諸国では、家族政策と出生率の関係がどのように考えられているのであろうか。また他の地域に比べて弱い家族政策しか行われてこなかった米国など英語圏諸国が比較的高い出生率をもつのはなぜなのであろうか。逆に日本、南欧諸国、ドイツ語圏諸国の低出生率は家族政策の弱さに帰することができるのであろうか、それともさらにその背後にある文化的要因(例えば伝統的なジェンダー役割の強さ)に求める必要があるのであろうか。

限られた時間のなかでこれらすべての設問に十分に答えられたわけではないが、本セミナーにおける基調講演と先進6カ国の専門家による討論は、日本の少子化問題の理解に多くの示唆を与えるものであった。同時に、国際的にみた少子化問題の複雑さ、少子化対策の難しさをあらためて浮彫にすると同時に、各国の歴史的、文化的特性をぬきにしては少子化問題の議論は難しいことをあらためて教えたと言える。

参考文献

- 赤地麻由子 2003 「家族政策の歴史的変遷；先進諸国における日本の位置」小島宏編『先進諸国の少子化の動向と少子化対策に関する比較研究』厚生労働科学研究費(H11-政策-008)総合報告書 pp.19-38
- 阿藤 誠 2000 『現代人口学』日本評論社
- 厚生省 1998 『平成10年版厚生白書；少子化を考える—子供を生き育てることに夢をもてる社会を』
- 厚生労働省 2002 「少子化対策プラスワン—少子化対策の一層の充実に関する提案」(平成14年9月20日)
- 国立社会保障・人口問題研究所(国立社人研) 1998 『独身青年層の結婚観と子ども観』
- 総理府 2000 「男女共同参画社会に関する世論調査」(世論調査報告結果概要)
- 内閣府 2001 「仕事と子育ての両立支援策の方針について」(平成13年7月6日閣議決定)
- 山田昌弘 1999 『パラサイトシングルの時代』ちくま書房
- Kohler, Hans-Peter et al., 2002. "The Emergence of lowest-low fertility in Europe during the 1990s," *Population and Development Review*, 28-4, pp.641-681.

(あとう・まこと 国立社会保障・人口問題研究所長)

欧州の一部の先進国における少子化とその対策 [基調講演]

アントニオ・ゴリーニ

1. 人口構造の変化と政治的対応

近年、超国家のおよび国家的な政治上の議論において、社会政策および社会政策と雇用・経済政策の相互関係が注目されるようになってきている。特に欧州連合(EU)では社会状況の分析が、「欧州社会アジェンダ」および社会的排除と年金に対する新たな懸念の観点から、新たな重要性を帯びている。これはまさに、1800年代後半にビスマルクが創設し、欧州で発展してきた年金制度と福祉制度の持続性に対する警鐘である。この警鐘は政治家はもちろん世論の注目をも集めており、その根源は、今日欧州諸国が経験している、またはこれから経験するであろう「人口ショック(demographic shock)」である。人口学者はかねてより、人口ショックの到来と、それが非常に広い範囲に渡ることを几帳面に予測してきた。しかし、人口統計学上の緊急事態が一般的な警告に転化するには、経済学者や政治家が、それが福祉制度に及ぼす影響に目を向け始めてからであった。また、ローマ法王ジョバンニ・パウロ2世が、2002年11月14日に史上初めてイタリア議会に向けて行ったスピーチにおいて「現在、我が国(イタリア)の生活と発展の可能性を左右し、将来に重大な脅威をもたらす」出生の危機、人口減少および高齢化を明言した(ローマ法王ジョバンニ・パウロ2世、2002)ことも、一般の危機感を高める要因となったであろう。

平均寿命の持続的な延長、低出生率または超低出生率が続いているという事実、その結果によ

る人口の高齢化は、近年、欧州連合(EU)およびその他の多くの欧州諸国の人口動向を最も顕著に特徴づける現象であると同時に、EUにおける人口増加の終わりを告げるものである。ユーロスタット(EUROSTAT)の予測によると、EUのほとんどの地域では、2015年までに人口の伸び悩みまたは減少が見られるということである(EUROSTAT、2002)。このために近年では、外国からの移住がEU人口増加の主要要因となっており、過去5年間におけるEUの人口増加の70%は事実上国際人口移動によるものであった。

同時に、世帯と家族にも大きな変化が起きており、特に3つの動向が明白に現れている。第一に、両親と子供が同居する家族の割合が徐々に減少してきている(1988年の52%から2000年の46%)。第二に、過去15年間において、片親(ほぼ例外なく母親)の家庭で暮らす子供の割合が大幅に増加している(1998年には15歳未満の全児童の13%が片親と住んでおり、これは1983年の8%と比較すると大きな増加である)。第三に、単独世帯の数が増えており、平均的な世帯規模が縮小している(平均で2人強)。欧州共同体地域では、カップルとしての生活の第一段階に同棲という形態を取る傾向がますます高まっている。これは、最近の若者は子供が欲しいと思うまで、または2人の関係が安定したと確信できるまで、結婚を延期する傾向があるためである。2001年には、30歳未満の若いEU市民の全カップルの33%が同棲を選択し

ている(EUROSTAT、2002)。

特に、このような(多くの場合は極度の)低出生率が欧州とその諸国の人口を特徴づける要素となっており、ひいては人口変動を通じて、社会、経済、文化、集合心理、国際関係の特徴づける要素の1つとなっている。平均すると、欧州の合計特殊出生率(TFR)は1.4に下がっており、これは数年前までは考えられない数値であった。一部の欧州諸国・地域では、これがさらに0.8～0.9まで落ち込んでいるが、これは極度の小規模国を除いて、ある程度の人口規模を有している国々の人口において実際に記録される出生率の絶対最小値に近い数値である¹⁾。

この状況において、そして現状では出生率が短期間で変化するのは容易ではないと思われることを考慮すると、我々が自問できる質問は、欧州では将来子供が不足するのか、そして国内、海外の両レベルにおける社会的、経済的、その他の多くの意味合いにおいて、このように低水準の出生率が一体長期的にみて持続可能であるか否かということである。これらの疑問は、人口学的観点からみて低出生率が意味する最も重要な点は、個人、家族、全住民および労働力をはじめとするすべての集団における極端かつ急速な高齢化であるという事実から生じるものである。長期的な超低出生率(一般的にTFRが1.3または1.2以下の)諸国(または地域)における2つの最大の難問は、前述したように、年金制度の持続可能性と、急速に減少し極度に高齢化しつつある労働力の持続可能性に関連するものである。他方で、低出生率(一般的にTFRが1.7～1.8程度)が記録されている諸国(または地域)では、非常に漸進的な労働力の減少が、就業機会が不足している今日の欧州のような状況では有利に働く場合がある²⁾。さまざまなシミュレーションによると、いずれにせよ、超低出生率が70～80年続く場合、年齢構成の崩壊がその勢いを促進することとなり、人口減少は復帰不能限

界点に達する可能性があると思われる。したがって、我々は、人口動向が非持続性の領域、さらには復帰不能限界点³⁾まで達し、これにより将来の人間の存続を危うくする可能性がある現在、どのような政治的対策が適切であるか、それらの対策をどのような地域レベルで導入するべきか、そしてだれを対象とするべきかを自問する必要がある。

マクロ的観点からは、これは、家族政策のさまざまな伝統を必然的に考慮に入れるものの、EU内の政策の一致を生み出すための共通の枠組みを有する政策の立案と実施の問題である。すなわち、この問題は、既にEUレベルの問題となっている。これらの政策は、全国的レベル、または同質的な地域レベル(都市圏、過疎の山岳地帯等)においても、有効性を持つべきである。

ミクロ的観点からは、政策が家族・個人のどちらを優先するべきかという形で問題を提示することができる。個人を選んだ場合、子供か高齢者か、母親か父親かというように、どの属性の他人にどのような種類の処遇を与えるかを考慮する必要がある。しかしミクロレベルで個人に特権を与えると、既に欧州社会で広く行き渡っている過度の個人主義をさらに助長する危険性がある。またミクロ的観点から欧州の経験を振り返ってみると、1人の個人が一生の間に経験する家族の数はますます増加し、そのため、一層個人主義が助長されることを考慮しなければならない。この枠組み内では、家族は、個人が成人してからの人生を暮らす基本的な社会構造とはみなされず、個々人の人生の通過点とみなされる。しかし、一生において個人がいくつかの家族を通過したとしても、家族を支援・強化する政策の実施が、個人の福祉と社会的結束力を促進することになることは変わりがない。おそらく最良の政治的対応はまさに家族に主眼を置いた政策であろう。

家族を支援するということは、一定の個人集団に特権を与え、その結果ほぼ必然的にそれ以外の

他者に不利をもたらす傾向がある部門別政策ではなく、マイクロレベルで人口関連問題を全体的にとらえた政策を実施するということである。マクロレベルにおける部門別政策は、人口問題が細分化され個別に取り扱われている国連組織のように、結果として、社会政策としての統一性と一貫性を失わせるであろう⁴⁾。

2. 家族・社会政策

2.1. 欧州連合における家族政策の伝統の相違

上述した人口動向と社会変動はEU全域で見られるが、その範囲は各加盟国によって大幅に異なり、EUの加盟国が家族分野への政府介入を組織的に計画するために採択した社会政策はさまざまである。

にもかかわらず、EUのほとんどの国では「家族政策」は十分に定義されていない。実際にほとんどの国は、明確な家族政策(家族の福祉を向上するための一連の社会政策プログラム)を策定しておらず、他の社会政策の目的の一側面として「家族」を念頭においた一連の法的措置、助成金、サービスを導入している。

同様に、これらの政策の対象である「世帯」も時間的・空間的に明確に定義されていない。これは、その形成と解消がさまざまかつ大きな変化を受けやすいためである⁵⁾。的確に家族政策の分析範囲を限定・定義するために、既に1978年の時点で複数の学者が子供のいる夫婦を対象とした政策のみを家族政策に含めることを提案している(Kammerman e Kahn, 1990)。家族政策の概要は表1に記載されている。

家族の支援を目的としたさまざまな責務を公共部門と民間部門でどのように分担しているかを分析することにより、国々における家族政策の根底にある異なった概念を説明できる。家族政策の中味と方向性の違いは異なった福祉国家観を反映したものである。ここでは、簡潔にするために、

表1 家族政策の構成

狭義の定義	主な「伝統的」構成要素 <ul style="list-style-type: none"> • 直接的な現金移転(家族手当, 住宅手当, 教育奨学金等) • 間接的な現金移転(減税, 補助金等) • 産休・育児休暇と手当 • 保育所
広義の定義	「非伝統的」構成要素 <ul style="list-style-type: none"> • 高齢者介護手当 • 家族の養育義務がある人々に対する年金拠出金 • 雇用政策(フレックスタイム制, 在宅勤務等) 家族に関する法律 <ul style="list-style-type: none"> • 婚姻法 • 離婚法 • 同棲カップルの権利 • 子ども支援に関わる法律 • 人工妊娠中絶と避妊に関する法律 • 虐待法 • 児童福祉法 • 青少年犯罪法 サービス <ul style="list-style-type: none"> • 教育 • 保健 • 虐待を受けている配偶者・児童の保護施設 • 児童福祉サービス その他の社会政策 <ul style="list-style-type: none"> • 公共輸送機関 • 移民法 • 失業給付・手当 • 研修

出所：Gauthier A. H., 2000.

主な家族政策の構成要素として、スウェーデンに代表される「スカンジナビア・モデル」、フランスに代表される「フランス語圏モデル」、イタリアに代表される「南部モデル」を挙げる(Sgritta G. B., 1997)。これらの3種類のモデルはそれぞれ「個人の独立性」、「明確に計画された社会政策」、「家族の中心性」に基づく家族政策を表している。

スカンジナビア・モデルを完全に取り入れているスウェーデンは、両親が仕事と家族生活を両立できる施策の導入を通じた、男女平等と子供のニーズと権利を中心に置いた政策を特徴としている。

フランスは明確な社会政策を策定している諸国の1つで、家族に対する寛大な所得移転と働く母親へのサービスを実施しており、しだいに人口学的目標⁶⁾、子育て費用、男女平等を調和させることに成功してきた。

一方、イタリアは、EUの南部に位置する他の諸国と同様に、明確な家族政策を策定しておらず、一貫性のない社会政策を生み出している。その結果として、子供のいる家族を支援する所得移転は、明らかに限られたものとなっている。イタリアでは、普遍的な家族手当がなく、幼児期に対する行政サービスや仕事と家庭生活の両立を目的とした政策も不十分である。EUでほかにこのような状況にあるのは、スペインだけである。人口政策に対する強力な政府介入を特徴とするイタリアのファシストの経験とスペインのフランコ政権の経験がおそらく伝統的な家族形態の強化を促進し、家族・親族の結束を基盤とした家族像を作り出したのであろう。この家族像に基づくと、家族制度は、個人のライフサイクル全体を通じて世代間の結束の基盤として機能する。その基本的な概念は、社会の再生産の義務はほぼ例外なく家族の責任であり、国家が担うのは補助的役割に過ぎないというものである。この状況において、国家は自ら「非介入」という役割に甘んじている。同時にこのモデルでは、国家は家族の「義務」の定義を拡大したうえで財政・社会政策を策定している。これら家族に課される義務は親戚と姻戚にまで拡大され、いずれにしても核家族を超え、異なる場所に住んでいる家族にまでも及ぶ。

2.2. 子育て費用

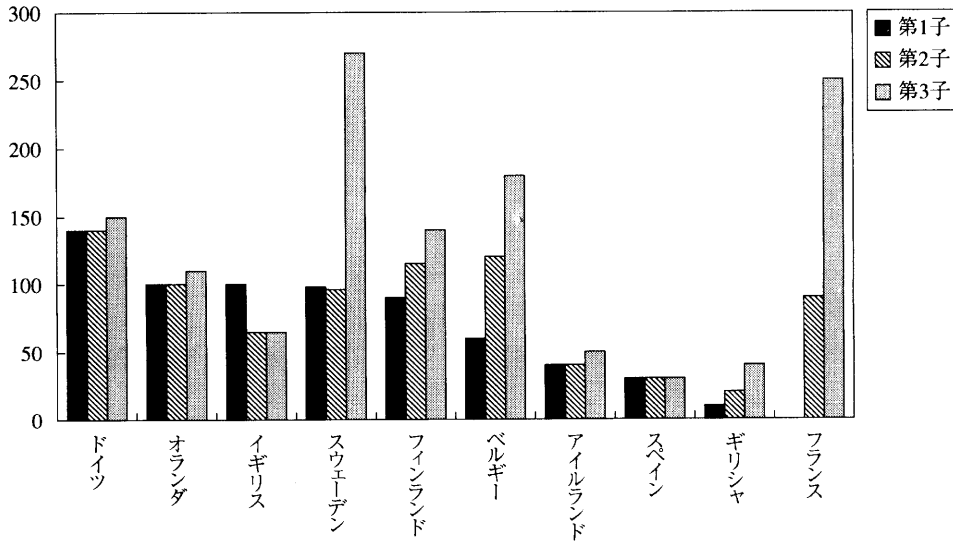
今日、EU内の出生率の問題は子育て費用と大

きく関連している。ここで言う「費用」は2つの要素を指している。第一は子供を扶養する責任、すなわち、商品とサービスの消費の面での子育て費用を経済的に負担する責任である。第二は育児責任、すなわち育児にかかる時間としての子育て費用を負担する責任である。これらの責任と費用の解釈、またその分担に関する理念により、両親の収入の援助を目的とした政策と法令、働く母親の育児休暇、あるいは子供に対する行政サービスが生み出されるのである。

2.2.1. 子育ての経済的費用：直接・間接的 金銭移転および出産の集合的意識

家族手当は特に大家族の間で広まる貧困の蔓延に対処すると同時に、出生率の低下の懸念(1870年から1920年にかけて、女性一人当たりの子供の平均人数は多くの欧州諸国で半減した)に対する解決策を打ち出すために導入された。現在、家族手当は子供のいる家族に対する金銭的支援手段の枠組み内において中心的位置を占めている。EUのほとんどの国々では、手当は普遍的な性質のものである。すなわち、子供のいる家族すべてを対象とし、一般的に言うと、税を財源とする。しかし、イタリアをはじめとする数カ国では、選択的分配、すなわち子供がいる家族の中でもある特定の категорияに属する家族のみを対象とするものと考えられている。

手当額は家族政策によって異なる。スウェーデンでは第3子からは高額月額手当が支給されるが、第1子と第2子に対してはEUの平均額程度の手当にとどまっている。フランスでは子供の年齢に基づいた手当額が想定されており、第2子から初めて手当が支給され、第3子ではその支給額が相当に高く設定されている。一方、イタリアの手当は所得、世帯人数、家族形態に基づき区別されており、その結果、ごく少数の家族しか手当を受けていない。



出所：Naldini M, Saraceno C., 2001.

図1 一部のEU諸国における子供の人数別手当額(1999年)

強調すべきことは、家族手当は、両親にとって重要な、時には根本的な経済的援助であるばかりでなく、出産と育児に関する今までとは異なる集合的意識を生み出す効果を持つ政策手段であることである。実際に、家族手当は人々の育児に対する関心を直接かつ継続的に認知・認識できる具体的な尺度であり、子供を、両親の個人財ではなく、社会の共同財として認識することを促進している。また、家族手当は所得、貯蓄などの私的財産の観点からみて、(将来、賦課方式の場合にはすべての国民のための年金制度の資金を負担することとなる)子供のいる夫婦と計画的に子供をもうけない夫婦との間に生じる不公平を減らす効果も持つ。このテーマは、本論文の最後の章で再度取り上げる。

また国家は、家族に対する特別税金優遇措置(ほとんどの場合減税の形で)を通じて子育ての経済的費用を軽減している。これらは間接的な金銭移転であり、税制の多様性のために、社会政策の評価の際に考慮に入れることは難しい。扶養児童

に対するこの種の便益は子供を扶養する金銭コストに対する補償であり、特に高所得世帯にとって、家族手当自体よりも重要な役割を担う。しかし、これは手当に比べ、間接的であるため、直接的に認識しにくい手当である。

ほとんどのEU諸国では、このほかにも家族に対する現金手当が存在する。出産手当、幼児期・学齢期の子供の保育費、扶養児童のための住宅費に対する助成金などである。これらは、イタリアではほとんど知られていない。また、家族政策に関連して夫婦に与えられる経済的援助は、EU内のみならず、国内においても多岐にわたる。これは、地方自治体が地域レベルの政策として、国の政策に追加・代替する政策をおこなっているからである。

2.2.2. 時間と機会に関連する子育て費用：共働きの親を対象とする保育サービスと社会対策
メンバー国間の不平等を緩和し、統一された仕事・家庭両立支援策を採択することを奨励するために、EUは1990年初期に各種の勧告を発信した。

各国で実際に採択されている内容と政策の多様性は、異なる家族概念と異なる福祉制度の特質を反映している。

公共保育サービスの提供はEU諸国内においても、子供の年齢層の間においても、大きな差異がある。3歳までの児童に対する公共サービスは、育児休暇とともに、働く母親が不相应な重荷を負うことなく、子育て費用を維持できるようにするために戦略的に重要である。EU諸国のいずれにお

いても、これらのサービスはそれほど普及していないが、特にイタリア等女性の労働市場への進出が限られている国では限られている。逆に、スウェーデン等女性の労働率が比較的高い国においては、より広く行き渡っている(Censis, 2001)。また、子供の年齢によってもサービス提供は異なる。表3は0～3歳と3～6歳の年齢層の間で見られる主な相違点を示している。

イタリアを含め、南欧の数カ国で、0～3歳の年

表2 3種類の欧州連合諸国グループにおける福祉制度、家族の役割および仕事と家庭の両立のための施策

	福祉制度	家族の役割	仕事・家庭両立のための施策
スκανジナビア諸国	社会民主的：公的介入が市場と家族を代替する傾向があり、万人に平等のサービスへのアクセスを保証することを目的としている。	個人の市民権（および経済的利益と税制上の優遇措置に対する権利）に重点が置かれ、家族の支援義務は非常に限られている。	休暇と柔軟性のある業務形態において男女平等を確保し、公的資金で賄われる高品質の水準に基づく幼児期に対する幅広いサービスの提供を通じて子供の権利を守ることにより、仕事と家庭を両立させる総合的な融和策。
フランス語圏諸国	保守的：国家は家族と比較して補助的立場にあり、計画された支援政策を通じて家族の負担を軽減する役割を果たしている。	ケアと支援の責任を家族の中心に割り当てている。	家族内労働と市場労働を明確に分離する分離戦略に基づく融和策。これは長期間の完全/部分有給休暇、保育サービス、家族手当、税制上の優遇措置を通じて、時系列的に行われる。
南部欧州連合諸国	自由主義的：国家は補助的役割を担い、通常は家族の領域には介入しない。女性の雇用は広く行き渡っているが、賃金は低く、適格な仕事が少ない。	ケアと支援の責任を家族の中心に割り当てている。ほかに選択肢がないため、家族の結束は必須条件である。	仕事と家族生活の両立は個人的な問題で、女性が雇用主と意見を調整する必要があると考えられている。これらの政策は子供に対する全責任を複合家族の女性が一身に引き受ける「ファミリスト（家族主義）」戦略である。労働市場は有利な条件を提供しておらず、基準福祉モデルは暗黙のうちに家族の固い結束、男女の性別による役割分担、結婚の安定性を前提としているが、急速に変化する社会的現実とそぐわなくなっている。

出所：Scisi A., Vinci M (2002) から編集

表3 一部の欧州諸国における公共保育サービス
(1990～1995年)

	学齢	児童の年齢層別、公共サービスが受けられる児童の割合 ^(a)		
		0～3	3～6	6～10
		%	%	%
オーストリア	6	3	78	6
ベルギー	6	30	95+	(2)
デンマーク	7	48	82	62 ⁽³⁾
フィンランド	7	21	53	5 ⁽³⁾
フランス	6	23	99	30 ⁽¹⁾
西ドイツ	6	2	78	5
東ドイツ	6	50	100	88
英国	5	2	60	<5 ⁽²⁾
ギリシャ	6	3	70	<5 ⁽¹⁾
アイルランド	6	2	55	<5 ⁽¹⁾
イタリア	6	6	91	(2)
オランダ	5	8	71	<5 ⁽¹⁾
ポルトガル	6	12	48	10
スペイン	6	2 ⁽¹⁾	84	(2)
スウェーデン	7	33	72	64 ⁽³⁾

出所：Naldini M, Saraceno C., 2001, 欧州委員会 1996

注：^(a) 公共サービスとは、総費用の50%以上が公的資金で賄われているすべてのサービスを意味する。ほとんどの国では、費用の75～100%が公的資金で支えられている。

データは義務教育ではなく、学齢児童に提供される教育・社会サービスを示している。

⁽¹⁾ 近似データ

⁽²⁾ 入手不可の情報だが、いずれにしても5%以下

⁽³⁾ この数値に6歳以上の生徒を加える必要がある。

年齢層の児童に対するサービスが限られている歴史的な理由は、母親による育児と比較して公共保育サービスにほとんど価値が置かれていないことと、また、サービスの費用が非常に高いことにある。公共サービスの欠如を家族、特に女性による従来の保育に頼ることによって補っているこれらの国々においては、公共サービスによる集団保育に代わる形態の保育の可能性を考慮に入れた新しい法令が導入されてきた。

他の国々では、最適な形態の保育に関する考え

方が異なることから、集団的保育サービスがほとんど利用されていない。集団保育に代わる保育の一つの可能性は、スウェーデンの方式である。スウェーデンにおいては、子供が生まれてから1年半は両親がともに保育にかかわることが好まれている(これは、育児休暇という法的根拠に基づいている)。

また育児休暇の代わりに、個人的保育サービスを公的資金によって賄われる形態も存在する。特にフランスでは、集団保育ではない保育サービスに与えられる公的支援が徐々に増加する傾向が見られ、これらはほとんどが税制上の優遇措置という形態を取っている。これらの税制措置は、仕事上の理由、公共集団保育サービスの欠如、または個人的ニーズのために、認定保育者支援 (*assistante maternelle agréée*) または自宅における預かり保育 (保育ママ) を利用することを決めた人々を対象としている。

母性保護

欧州共同体の規定と各国における制令は、女性の境遇に関連する特定のリスクに対して女性を保護していると同時に、その境遇が職場内差別の口実に利用されることを防止している(欧州委員会、2000; Ufficio delle pubblicazioni ufficiali della Comunita Europee, 2002)。このため女性は、仕事をしている国にかかわらず、職場での健康を確保するための最低期間の出産休暇および独断的な解雇の禁止など、出産の前後に十分な保護を受けている。

出産後および授乳期の女性被用者の詳しい定義は各国の国内法令で定められているため、国によって異なる。これらの相違が働く女性に対する保護水準の差異を生み出している。妊娠と授乳期間中は、女性は職場で一定の水準の安全と労働条件を確保する権利が与えられる。これを念頭に置いて、EU指令(92/85)は、妊娠中、出産直後、また授乳期間中の女性被用者の職場と業務の内容の評価を実施しなくてはならないと定めている。

同指令の施行は、既に全EU諸国に存在していた職場における健康と安全に関する規定の統合を可能にした(欧州委員会、1999)。例えば、有給休暇期間の権利(女性の仕事または労働条件を変更することが不可能な場合)、出産前の健康診断のための一時的な有給休暇に対する権利などがそれにあたる。また同指令は妊娠中または出産休暇中の被用者の解雇を禁じている。

共働きの親を対象とした社会対策

さらに、母親の育児責任(特に子供が非常に小さい時)および女性の雇用増加を考慮して、例外的な場合を除き、妊娠と出産後の期間に職務から離れることを可能とする義務的な出産休暇が母親の権利として設けられている。最近では、育児休業、すなわち父親と母親のどちらかが資格をもつ休暇期間(出産後)が導入されている。育児休業と比較すると明らかに差異は少ないものの、それでも出産休暇の期間と補償内容はEU諸国間で大きな相違がある。例えば上記のEU指令によれば、出産休暇は最低14週間(英国の例)から最高28週間(デンマークの例)にまたがる。

父親休暇に関しては、母親の死亡または重病の場合に限り父親が取ることができる。

スウェーデンでは、育児休業制度が1974年に導入され、現在では子供が生まれてから1年半は両親がともに育児をするべきであるという考えが広く行き渡っている。このため、スウェーデンの法令は育児休業中の補償と期間に関して十分な権利を付与している。

3. 人口構造の変化と政治的対応の展望

現時点において、EUの各国における社会・家族政策は、掲げられたすべての目標、特に家族関係における配偶者間の平等についての目標を追及してきた(Commaille J., Strobel P., Villac M., 2002)。強調すべきであるのは、家族と家族政策の変容は、

女性の置かれた状況とともに歩んできたことである。

家族、対人関係、教育、雇用における女性の新しい現状は、集合的意識に深く入り込んでおり、近代化プロセスを促進すると同時に、そこから滋養分を得て、家族と社会におけるすべての変化をもたらす連鎖的変動の中心にある。またこれは、女性の教育の著しい向上と生産構造の急激な変化によるところも大きい。生産構造の変化とは、女性の進出が比較的困難である重工業部門と建設部門の縮小と、女性労働の需要が比較的多いサービス部門の拡大である。この変化はさらに、約40年前によく市場に出回るようになった簡単、低価、かつ安全な避妊手段が入手できるようになった事実と並行している。これらは、わずか50～70年間のうちに(すなわち、わずか2世代のうちに)、「子供志向」の家族から、最初は「夫婦志向」の家族へ、次に特に北欧諸国において、子供の権利が他の人間すべての権利と同様にみなされる「個人志向」の家族へと移行してきた要因である。

しかし、この革命的变化に対する政府の対応は、最初はフランス(後には、スウェーデンなど)において大幅な人口減少に対する懸念が起きた100年前に考案・実施された一連の家族政策の域を出ていない。当時から数十年間の人口政策は明らかに、出生率と婚姻率が依然として適度に高かった期間に考案・適用されたものである。この時期における人口に関する懸念は、将来軍事または生産活動の衝突が起きる可能性がある国々に比較して自国の人口増加が顕著に鈍化すること、あるいは鈍化するおそれに対するものであった。

現在の懸念はそれよりも、急激な中高年死亡率の低下が、急速かつ深刻な高齢化の原因となり、さらには将来の人口減少の原因ともなる「過度」の少子化に関連するものである。また、極度の低出生率の現状では、バランスの取れた人口構成をもたらす自己制御のメカニズムは見出せない⁷⁾。最近の家族政策の手段は、家族構成員全員にとって

調和が取れ、安定した裕福な家族生活を目的としていることもあり、実際には、今の時代に十分に適したものではない。これらの政策において、出生率の刺激はごく間接的にしか目的とされていない (Bagavos C., Martin C., 2000)。

著者は、現時点では、家族政策に対する異なるアプローチを講じ、少子化問題に直接取り組む必要があると考えている⁸⁾。現在の人口は、以下の2点から維持不可能である。第一に、多くの調査が示しているように、女性・夫婦の希望子供数は平均2人以上であるにもかかわらず、実際の子供の人数は1人強であることである。第二に、人口置換水準以下の出生率であっても、女性一人当たりの子供数が1.7～1.8人前後であれば、集団は人口学的に非常に長期間存続できるが、それが1.0～1.3人前後になると存続不可能であるという事実である。

出生率が非常に低い社会では、女性は子供を持つことを「仕事」と考える場合が多いため、重大で深刻な場合はもちろん、それほど厳しくない場合も含めさまざまな生活の状況に応じて、子供を持たないことを決心することがある。この状況においては、女性・夫婦は子供を持つということは、望めば行使できる権利とみなしており、義務だとはみなしていない。

しかし、人々、社会そして経済は、「集団レベル」で仕事と子供を持つことが「義務」だとみなされ、そしてこれらの義務感が人々の集合的意識の根幹に入り込み、定着した場合に限り、存続可能である。もちろん仕事をするか、そしてどの程度仕事をするか、または仕事をしないか、子供を持つか、そして何人、いつ子供を持つか、または子供を持たないかという「個人の権利」を全面的に尊重する必要がある。この二重レベルを得るためには、文化的革命が必要となる。それを、厳密に人口学的な目標を達成する明白な意図を持った家族政策の第一の目的とするべきである。つい最近まで、こ

れらの目標は女性を家庭にとどめておくための手段とみなされていたため、それを設定するのはかなり困難であった。現在では家庭の外、特に職場における女性の立場が決定的に強力になったため、このリスクはもはや存在しない。

集団的義務感には、集団全体に関連する責任を引き受けることも含まれる。高出生率の国々で産児制限をするためには社会の構成員全員の責任感が求められるのと同様に、出生率が極度に低い国々では出生率を上げるために社会全員の責任感を求められる。問題は、前者の場合近代化プロセスに伴って遅かれ早かれ集団と女性・夫婦の間に出生率の面での共通の利害が生まれるようになるが、後者の場合、ほとんどこの共通の利害が生まれないことである。したがって、集団が控えめながら出生率を増加させたいと思うのに対し、女性と夫婦が出生率を低く抑えたいと思う場合、西欧の民主主義では、集団よりも個人の利害が優先されるため(集団がそれを十分に認識していない場合はますます)、低い出生率が保たれることになる。

集団の出生率を増加させ、女性一人当たりの子供の人数を1.1～1.3人から1.7～1.8人⁹⁾に増加させるために必要なのは、3～4人の子供を欲しいと思う女性である。この目的を追求するのであれば、3～4人の子供を持つことが、集団全体だけではなく、当の女性にも利益をもたらすような手段を講じる必要がある。1.8人の合計特殊出生率を達成するために考えられる子供の人数別による女性の分布の一つの可能性を表4に示す。

表4の分布を仮定した場合、子供が欲しくない、または1人だけ欲しいと思う40%の女性に対して、社会はその願望に従い、その生活設計を実現させる自由をできる限り確保する必要がある(西欧社会で実際に行われているように)。また、3～4人の子供を持つと思われる30%の女性にも同様の自由を与えるべきである(西欧社会では実際に

表4 合計特殊出生率1.8を達成するために考えられる
子供の人数別による女性の分布

女性一人当たりの 子供の人数	0	1	2	3	4	合計
女性の人数	15	25	30	25	5	100
子供の総人数	0	25	60	75	20	180

行われていない)。

最後に、低出生率を克服し、そのことの必要性に関する集合的意識を生み出すために考えられる政策をまとめると、以下の通りとなる：

1. 第3子と第4子に対する多額の永続的な家族手当を保証する。これは以下の意味を持っている。
 - a) 女性と夫婦に希望する人数の子供を持たせる；
 - b) 経済的観点から、彼らが希望する人数の子供を適切に育てられるようにし、罪のない子供の貧困化を防ぐ；
 - c) 彼らに長期間の育児に対する自信を与え、経済的観点からみて、たとえ離婚したとしても、長年にわたる育児の時期において社会の支えがあることを保証する；
 - d) 夫婦の約3分の1が3～4人の子供を持つ場合の集団の利益を明確にする；
 - e) 逆に出生率が極度に低い国々の場合によくあることだが、心理的観点から、これらの夫婦を異端である、さらには贅沢であるとは考えないようにする；
 - f) 子供を持たない、または子供を1人だけ持つことを決め、現在比較的高い所得と貯蓄の機会があり、将来は他の夫婦の子供によって支払われる(賦課方式の)年金を受けることとなる夫婦と、子供のある夫婦との間の公正性を確保する；
 - g) 子供を望まない夫婦の方がはるかに満喫できる余暇時間を、子をもうける夫婦がより十分に楽しむことができる可能性を与える；
 - h) 簡単に言うと、第3子、その後できれば第4

子をもうけるためには、まず第2子をもうける必要があるため、子供が2人いる夫婦の数を増やす。

2. 一定の期間にわたり育児に専念したいと思う女性と男性が労働市場から簡単に出たり、復帰できることを保証するために、労働市場により柔軟性を持たせる。この目的のために、事業主に対する補償形態と奨励金を設けることも考えられる。
 3. 現在に比べて、就職し子供をもうける年齢を早めるための援助を行う。30歳を過ぎてから第1子をもうける場合、第3子または第4子を検討できる生物学的時間、社会的時間および心理的余裕はない。
 4. 3～4人の子供を出産し、依然として育児に非常に忙しい40～45歳の女性に対し、現在約70～75歳で、介護と援助を必要とする両親の世話にともなう負担を軽減する。この目的のために、世代間の協力および介護者となる高齢者と介護を必要とする高齢者間の世代内の結束を高める。
 5. 3～4人の子供を出産し、依然として育児に非常に忙しい50～55歳の女性に対し、一番年下の孫の世話にともなう負担を軽減する。この目的のために、例えば中学校、高等学校に通う若者を対象としたボランティア活動を奨励する。
- 表1に示されているような「伝統的な」家族政策だけでは、もはや今日の人口問題に対処するのに十分とは言えない。そのため、上記のような対策を伝統的な手段と組み合わせることを考慮すべきであろう。過去とは全く異なってしまった新しい家族、全人口、社会全体にとっては、有効かつ明確な目的を持った政策が必要なのである。

注

- 1) 1998年に、私は実人口における最低出生率を評価しようと試みた。推計的、観察された最低合計特殊出生率(TFR)(例えば、1994年の旧東ドイツでは0.77、

または90年代初期の一部のイタリアの州では0.80前後)とともに、1990年から1995年までに国の人口で観察された最低の年齢別出生率を組み合わせて、0.72というTFRを算出した。世代別特殊出生率に関しては、イタリアの州の最低出生率に基づき、全女性の20～30%に子供がいなく、その他の女性に1人だけの子供がいるケースのシミュレーションを行った。この結果、0.70～0.80が世代別特殊出生率の下限となっている。実際に国レベルでこのような低い水準に達するかどうかは別問題である(Golini, 1998)。

- 2) 国連人口部の中位推計(2001)に基づき、現在全体的に人口規模が類似しているイタリアとフランス(人口5,800～5,900万人)の2000～2010年における20～39歳の人口変動を比較すると、イタリアでは現在の1,730万人から330万人減、フランスでは現在の1,670万人から90万人減になることがわかる。イタリアの人口減少(年間334,000人)は生産体系に危機をもたらす可能性があるが、フランスの人口減少(年間88,000人)は比較的対応しやすく、本文で説明したように、有利な面が表に出る場合さえある。
- 3) 長期的な低い出生率の持続可能性の問題に関しては、それを測定するために、第一に、人口統計学的観点からの状況を明らかにするさまざまなパラメータを確認することが可能である(Golini, 2000)。
- 4) 国連組織には、より広範な状況が見られたとしても、ほぼ限定的に産児制限を取り扱っているUNFPA(国連人口基金)、児童のためのUNICEF(国連児童基金)、高齢者のための社会委員会、国連女性会議、移民と難民のためのIOM(国際移住機関)とUNHCRF(国連難民高等弁務官事務所)、HIV/エイズのためのUNAIDS(国連エイズ合同計画)等一連のさまざまな機関、委員会、基金があるが、必ずしも相互のコミュニケーションと協力が効果的に行われているとは限らない。
- 5) 例えば、欧州各国における民事婚の割合がいかに変化しやすいか、そしてかなり異なる期間のさまざまな法律により離婚がいかに規定されてきたかに注目することができる。最近の例を見ると、オランダでいかに同性愛者の結婚が認められているかがわかる。フランスではこれらのカップルにはいわゆる“PAC”、ごく簡単に言うと民事「協約」が認められている。(これは友人等の、本人同士「結婚」と考える結びつきではなくても、一緒に住むことを決定した両当事者が交わることができる)。イタリアでは、認可・承認されたこれらの2種類の結婚形態はいずれも認められておらず、事実婚のみが認められている。これらの法律の相違は明らかに、家族の絆と制度に関する異なる概念を反映している。国連で家族に関する文書と勧告を承認しようとするたびに、過去から現在に至る

まで極端に対立する立場が表明されているのは決して偶然ではない。そしてその対立は、勧告の章に付けるべき表題、すなわちfamily対families(単数の家族対複数の家族)から既に始まっている。

- 6) フランスとスウェーデンは既に19世紀末に出生率の減少に対処しなくてはならなかった最初の国であった。
- 7) 当然、西欧の人口、社会、経済にとって絶対的に必要である外国移民に頼ることができ、またそれに頼らざるを得ないだろう。しかし移民は人口不足を完全に埋めることはできない。なぜなら、そのためには非常に大多数の移民を必要とし、移民を迎える国民の社会・文化構造を変えることになるためである。
- 8) またローマ法王ジョヴァンニ・パウロ2世は前述の2002年11月14日のスピーチで、次のように、極度に低い出生率に対する政治的対応の急務を強調した。「…政治的イニシアチブにより、子供の出産と教育の問題を社会的、経済的に軽減する絶好の機会でもある」(ローマ法王ジョヴァンニ・パウロ2世, 2002)。
- 9) 1.7～1.8人のTFRは、人口補充水準の限界値よりも10～15%低いため、これが依然としていかに低い数値であるかを強調しても意味がない。これは通常の長期間において、高齢化と人口減少をも引き起こすことを意味するが、これらは1.1～1.2人の出生率の場合と比較するとはるかに漸進的であるため、より対処しやすい。

参考文献

- Bagavos C., Marin C., 2000「少子化、家族および社会政策」家族問題に関する欧州の展望、年次セミナー、2000年9月15～16日、セビリア(スペイン)
- Barbagli M., Saraceno C., 1997, “Lo stato delle famiglie in Italia”, il Mulino.
- CENSIS, 2001, “35° Rapporto sulla situazione sociale del paese”, Franco Angeli, ミラノ
- Commaille J., Strobel P., Villac M., 2002, “La politique de la famille”, Éditions La Découverte, パリ
- Dalla Zuanna G., 1996, “Paesi di antica tradizione”, in Contraccezione e aborto alle soglie del 2000, Dipartimento di Scienze Statistiche e demografiche dell'Università degli Studi di Roma “La Sapienza” (ローマ大学ラ・サピエンサ科学統計・人口統計学部)
- De Rose A., 1997, “Scelte di fecondità e infedeltà: i fattori determinanti individuali e di contesto”, in Studi di popolazione. Temi di ricerca nuova a cura di Giorni P. e Strozza S.
- De Sandre P., Onagro F., Rettaroli R., Salvini S., 1997, “Matrimonio e figli: tra rinvio e rinuncia”, il Mulino.
- Direttiva 92/85/CEE del Consiglio, 1992年10月19日
欧州委員会, 1996「1990-1995年の欧州連合における幼

- 児に対するサービスの概要」保育に関するネットワークおよび雇用と家族の責任を両立させるためのその他の対策, ルクセンブルク, 欧州委員会, 欧州第5総局
- 欧州委員会, 1999, *Relazione della Commissione sull'applicazione della Direttiva 92/85/CEE*, ブリュッセル, 1999年3月15日, COM 100 def.
- 欧州委員会, 2000, *Relazione della Commissione su "Pari opportunità per le donne e gli uomini nell'Unione europea*, ブリュッセル, 2000年3月8日, COM 123 def.
- ユーロスタット, 2002, "La situazione sociale dell'Unione Europea—2002. In breve"
- Gauthier A. H., 2000「欧州の出生率と家族に影響を与える社会政策: 15の加盟国に関する調査」家族問題に関する欧州の展望, 年次セミナー, 2000年9月15～16日, セビリア(スペイン)
- ジョバンニ・パウロ2世, *Messaggio del Pontefice alle Camere*, *Corriere della Sera*, 2002年11月14日, pp.11.
- Golini A., 1998「出生率はどこまで下がるか? 実証的調査」*Population and Development Review*, 24(1), 3月号, pp.59-73.
- Golini A., 2000「イタリアの出生率の水準と動向: 望ましいものであるか, また持続可能であるか?」人口補充出生率以下, 国連人口報告, 特集号第40/41, 1999年, ニューヨーク, 2000.
- IARD, 2001, "Studio sulla condizione e sulle politiche giovanili in Europa", ミラノ, pp.12.
- ISTAT, 2000, "Le strutture familiari", *Indagine Multiscopo su Famiglia, soggetti sociali e condizione dell'infanzia*.
- Kahn A. J., Kamerman S. B., 2000「社会保護の比較調査の方法論に関する注意」社会保障政策・制度の国際比較, 1990年6月にパリで開催された会議議事録, MIRE e ISSA
- Lesthaeghe R., 2001「延期と回復: 6カ国の西欧諸国における最近の出生動向と予測」, 「少子化に関する国際的展望: 動向、理論および政策」に関するIUSSP(国際人口問題研究連合)セミナーで提出された論文. IUSSP少子化作業部会および国立社会保障・人口問題研究所, 2001年3月21～23日
- Naldini M, Saraceno C., 2001, "Sociologia della famiglia", il Mulino.
- Ufficio delle pubblicazioni ufficiali della Comunità Europee, 2002, "Pari diritti opportunità per le donne e gli uomini"
- Santini A., 1986, "Recenti trasformazioni nella formazione della famiglia e della discendenza in Italia e in Europa", in ISTAT, pp.121-144.
- Scisi A., Vinci M., 2002, "Le politiche di conciliazione tra famiglia e lavoro", *Dip. Di Sociologia Università cattolica del Sacro Cuore—ミラノ*
- Sgritta G. B., 1997, "Il sostegno economico ai figli: un quadro europeo", in "Lo stato delle famiglie in Italia" a cura di Bargagli M. e Saraceno C., il Mulino.
- (Antonio Golini
ローマ大学ラ・サピエンサ人口統計学部教授)

西欧諸国における家族政策と低出生率 [基調講演]

ゲルダ・ネイヤー

1. 序文

バルセロナで開催されたEUサミットにおいて、「ヨーロッパ連合(EU)加盟国は2010年までに3歳以下の子どもの最低33%、3歳から義務教育就学年齢までの子どもの最低90%に保育を提供すべき」という勧告が採択されたことにより、家族政策は改めてヨーロッパの政治における中心的な課題となった(European Council, 2002, p.12)。EUは、これよりわずか数年前、育児休業の最低基準を1999年までに立法化することを加盟国に求めた指令を承認したばかりである¹⁾。この二つの動きの目的は、家庭と仕事の両立を図ることでEU加盟国の女性労働力率を高めることである。しかし、これら家族政策を目的とする雇用にかかわる基準策定の動きは、現在のヨーロッパが直面する人口学的な課題、特に低出生率の現実に照らし合わせて評価されなければならない。

本稿は、ヨーロッパの低出生率を念頭に置きながら家族政策を検討し、ヨーロッパにおける家族政策の特徴を浮き彫りにすることを目指している。本稿の目的は、ヨーロッパ各国における家族政策の立案の経緯と内容を比較し、ヨーロッパの人口パターンと家族政策の形態の間にあると思われる関連性を明らかにすることである。そのために、まず、本稿においては、ヨーロッパでの出生率低下の経緯を概観する。次に、家族政策研究の方法

を提言し、政策の効果についての人口学的分析の枠組を示す。それに引き続き、西欧における家族政策とその範囲について出産・育児に関する政策に焦点を置いて概観する。最後にヨーロッパにおける今後の家族政策の選択肢ならびにその人口学的影響を述べる。

2. 1960年代以降の西欧諸国における出生率の推移

1960年代以降、すべての西欧諸国は、出生率の低下を経験した。1960年代から現在にいたるまで15カ国のEU加盟国において合計特殊出生率(Total Fertility Rate: TFR)は、人口置換レベル以下となり平均1.45まで低下した。15カ国のうち8カ国では現在のTFRが1.5以下である²⁾。しかし、出生率低下に転じた時期とそのレベル、また、低下の幅と期間については国によって大きな差がある。1945年以降³⁾、継続的に民主主義政治であった国のほとんどは、60年代と70年代に大幅の出生率低下を記録した。南欧のスペイン、ポルトガル、ギリシャでは、出生率低下となった時期は遅れたが、その後は早いペースで進んだ。ドイツ語圏においては、ドイツとオーストリアではTFR低下が続いているもののその速度は以前よりも緩やかとなっており、スイスでは低下が止まる横ばい状態が続いている。北欧のノルウェー、デンマーク、

※本稿で述べた見解は著者個人のものであって必ずしも研究所の見解を反映したものではない。

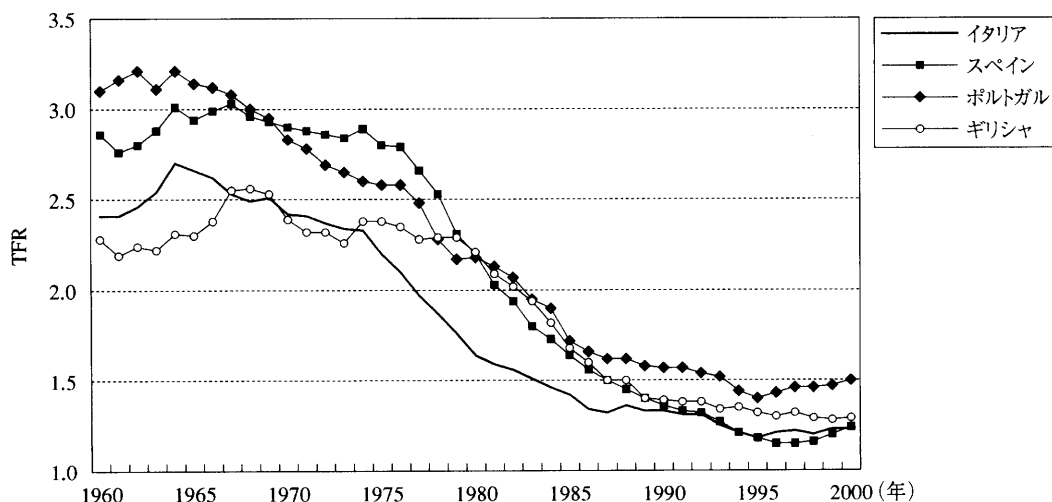
フィンランド、それにフランス、また近年では、ベルギーとオランダではTFRはわずかだが上昇の兆しを見せている。例外的なのは、スウェーデンとイタリアであり、スウェーデンでは80年代後期と90年代初めにかけてTFRが大きく上昇したものの、その後は急速に低下した。イタリアでは、70年代半ば以降、TFRの低下傾向が顕著であり、現在では全欧最低の(2000年に1.23)レベルにある。

このように、それぞれの国がたどってきた人口プロセスによって、低出生率(TFR1.5以下)の継続期間も異なる。一貫して低出生率を記録してきたのはオーストリア、(西)ドイツ、ギリシャ、スペイン、イタリアである。これらの国は、80年代半ば(西ドイツでは70年代半ば)から低出生率期が続いている。現在、西欧諸国の中で出生率が最低レベルにあるのがこれらの国々である(図1)。このほかにも、デンマークとオランダでも80年代に、スウェーデンでは90年代末に低出生率期が始まっている。

これらの人口学的進展は、ここ20-30年間のヨーロッパにおける出生率パターンに変化をもたらしている。1960年代においては、ヨーロッパ全土

における出生率パターンは広く分布しており、同じ地域にある国の中でも出生率に大きな違いがあった。特にその差が顕著であったのは、北欧、南欧、東欧の諸国であり、中欧諸国においては比較的同質のパターンを示していた。しかし、21世紀初頭の現在、出生率は全欧的に同質に向かって収敛してきている。一方で、地域圏の間の格差は消えず、横ばいしないし多少の増大がみられる(図2)⁴⁾。国ごとの多様性から地域ごとの同質性に向けた動きは、EUの各地域内の国々のTFRが収斂する一方で、地域間での出生率パターンの相違は今後も続くことを示している(Billari & Wilson 2001, Watkins 1990も参照)。現在、スウェーデンを除く北欧諸国とフランス、ベルギー、オランダの近隣諸国がTFRの高い2グループを構成し、ドイツ語圏とポルトガルを除く南欧諸国が最低グループを構成する。

西欧諸国での出生率レベルのパターンの違いについて、研究者たちは人口要因と社会経済要因が関係するとみている。人口学的には、晩産化が1980年代以降の西欧諸国の出生率の推移の主たる原動力とみている(Lesthaeghe & Moors 2000,



出所：New Cronos

図1 南欧州諸国の合計特殊出生率の推移：1960-2000

p.167)。1980年から1990年代後期にかけて、第一子出産の平均年齢は2～3歳上昇した。西欧諸国のほとんどの国において、この時期、30歳以下の女性の出生率は低下し、30歳以上の女性の出生率は上昇した。例外はギリシャ、スペイン、ポルトガルの3カ国で、この3カ国では30歳以上の女性の出生率も低下している。つまり、西欧諸国にみられるTFRレベルの差異は、(30歳以後の)「高年齢」の出生率の回復についての国による差異を映し出している(Lesthaeghe & Moors, 2000, p.167)。これがコホート完結出生率レベルの差の説明にもなる(図3)⁵⁾。

社会経済的には、雇用パターンの変化、なかでも女性の労働力率の変化が出生率の変化の主要因であると見られている。1970年代以降、西欧諸国のどの国においても女性の雇用が拡大した。大陸内のほとんどの国では、女性の労働力率は70年代半ばの50%弱から1990年代半ばの60%前後へと高まった(OECD 1998; Schmidt 2000, p.271)。南欧諸国(イタリア、ギリシャ、スペイン)では、それより10%程度低い。スカンジナビア諸国では女性の労働力率は大陸諸国よりも15-20%高く、70

年代半ばの65%前後から90年代半ばの75%まで拡大した(OECD 1998; Schmidt 2000, p.271)。これらの国を時系列的に比較すると、出生率と女性の労働力率の関係はこの間に逆転していることがわかる⁶⁾。1970年代半ばには、西欧諸国のTFRと女性の労働力率は負の相関をみせていた。しかし、1990年代半ばになると、これは正の相関に転じており、女性の労働力率が高い諸国ではTFRも高く、労働力参加率が低い国ではTFRも低かった。Engelhardt, Kögel, Prskawetz (2001)は、イタリアのようにTFRが低く、女性の労働力率も低い国では、両者の関係はより強くなったことを明らかにしている。また、スウェーデンのように女性の労働力率もTFRも高い国についても同様な現象がみられる(1990年代半ば)。しかし、西ドイツ、オーストリア、オランダにおいては、女性の労働力率とTFRの関係に強い関係性はみとめられない。

ヨーロッパの低出生率とその推移パターンの多様性は、人口の年齢構成の不均衡、社会的連帯、西欧型福祉国家の維持可能性について憂慮する声をあげさせる結果となった。ヨーロッパのほとん

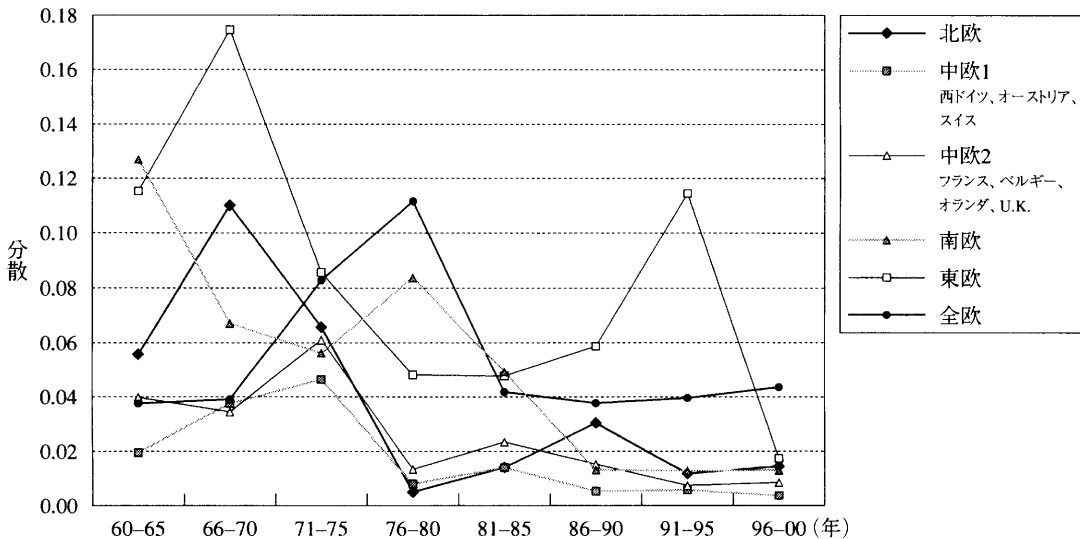


図2 地域間の同一性と地域間の多様性(合計特殊出生率の分散の推移)

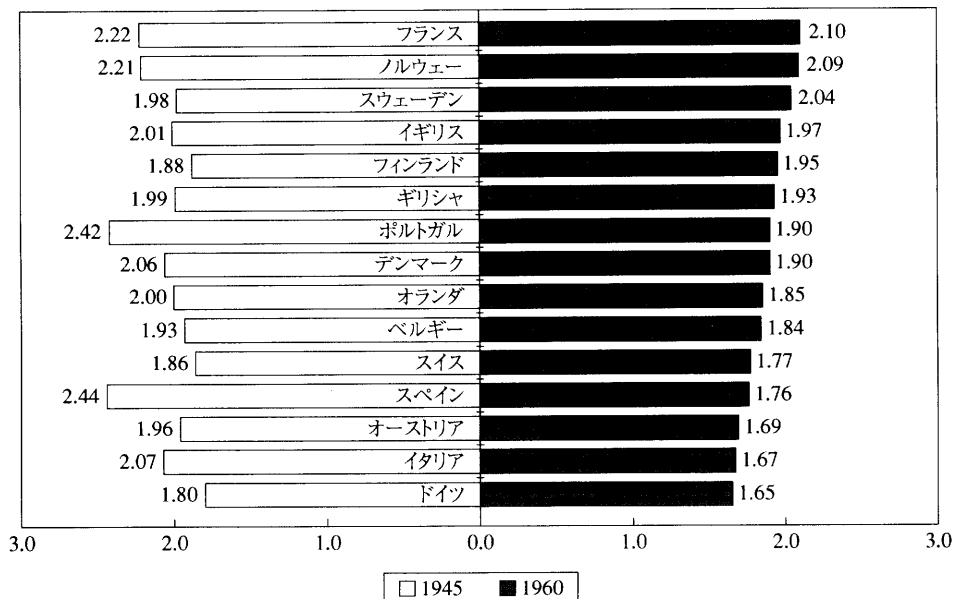


図3 完結コーホート出生率の比較(1945年 vs 1960年)

どの国では、表立った人口政策は国民の反発に合うことが多く、歓呼をもって迎えられることはない⁷⁾。したがって、家族政策に含まれる施策中、出産を奨励する上で現実性のある方法だとみられている。しかし、本当に家族政策が低出生率の打開策になるのだろうか。この疑問に答えるには、体系だった比較研究を待たなくてはならない。しかし、いまだにそのような研究は不足しているのが現状である。いくつかの初期の研究(Kamerman & Kahn 1978)を除いて、家族政策が社会学者から注目されるようになったのは最近になってからのことである(Kamerman & Kahn 1991; Bradshaw et al. 1993; Bahle 1995; Hantrais and Letablier 1996; Gauthier 1996; Wennemo 1994; Gornick et al. 1997; Anttonen and Sipilä 1996)。これらの研究のうち出生率と公共政策の関係について国際比較の視点から取り扱っているのはごくわずかである(Gauthier 1996; 2001; Hantrais and Letablier 1996; Bahle 1995; Wennemo 1994; Hantrais 1997; Esping-Andersen 1999; 2002)。出生率に対する家族政策

の効果を人口学的に分析しているものはあるが、国際比較をしているのはほとんどなく(Gauthier 1996; 2001; Gauthier and Hatzius 1997)、調査の大半は個々の国の家族政策対策をもとにしたものである。

このような研究の不足の原因はいくつか考えられる。公共政策と出産との関係について人口学的に検討するのにふさわしいデータが不足していることは確かである。理想をいえば、長期的な個人レベルのデータが望ましいが、このような基準を満たすデータが広く手に入ることが少ない。もう一つの研究の障害は、「家族政策」の性格にある。家族政策は保健政策、社会保障政策、労働市場政策、住宅政策、教育政策、税制、家族法などいろいろ異なる政策分野にわたっている。家族政策措置のなかには家族問題を直接目標にしているものもあるが、家族に直接関係しない政策の一部となっている場合もある。これらの政策を一括して検討すれば、相互に補完しあって、総合的な、あるいは全体的な家族政策がわかるかもしれない。あるいは、

それぞれがバラバラでなんらまとまった方向性も見いだせないかもしれない。どちらにせよ、家族政策措置の効果は、他の政策と家族政策がどの程度、相互関連があるかにかかっている⁸⁾。家族政策が出生率にどの程度影響を及ぼすかを測るには、これら家族政策の措置すべてを把握し分析する必要がある。そのような総合的な取組は本論の範囲を越える。ここでは、出産・育児に関連した特定の家族政策について焦点をあてることとする。他の研究は、国々の政策の共通性について検討することが多いが、本稿は、実際に行われている施策の相違と類似を追跡していく。これにより出生率に対する家族政策の効果の多様性を理解することにより深い洞察力を得られると考える。家族に関する制度の違いと類似を説明するため、次章で施策の多様性を生んだ要因のいくつかについて簡単に述べ、家族政策の共通領域をベースとした国際比較の枠組を示す。

3. 家族政策の定義と比較

家族政策の概念づくりと測定にかかわる難しさは、多くの研究者が指摘している(Kammerman and Kahn 1978, p.3.; Bradshaw et al. 1993, p.270; Hantrais 1994, p.154; Anttonen and Sipilä 1996, p.88; Bahle 1995, p.17)。家族政策とは通常、家族のいろいろな側面に関するいくつかの政策で構成される。一般に、家族政策には、パートナー関係や親子関係に関する規則、また、これらの関係から発する義務と責任を国がどのように認定するかが含まれる⁹⁾。本稿では、親子関係に関する政策、なかでも出生率に最も密接に関連する出産休暇政策、育児休業政策、保育サービス、児童手当などの政策に注目する。これら施策に用いられる用語は国によって異なり、文献を見ても統一されていない。したがって、本稿で使用する用語の定義について下記に述べる。

「出産休暇政策」は、妊娠した女性ならびに新生児を抱えた母親を保護するための雇用関連の方策

である。出産休暇政策には、健康に害があると思われる物質や労働環境にさらされないようにする、などの妊娠中と母乳育児をしている女性に対する保護方策が含まれる。なかでも大事な要素は、出産前後の母親に与えられる強制的あるいは選択的出産休暇とその間に支給される休業手当である。

「育児休業政策」は、雇用主が法律のもとに子どもの生後数年にわたって育児のために親に付与する休業のことをいう。育児休業手当は、その休業期間中に支給される手当のことを指す。個々の労働協定の中に育児休業が含まれている場合、あるいは団体交渉や会社ベースの交渉で従業員むけに取決められた育児休業は含まない。

「保育サービス」は、公立ないし私立の組織またはベビーシッターが提供するものである。サービスの提供者は国、市場、雇用主、非営利組織がある。本稿でいう「保育サービス」には両親その他の親族による育児は含まれない。

「児童手当」は公的財源から子どものために支給される手当を指す。ここでは、直接に給付されるものだけを指し、所得控除ないし税額控除などによる間接的給付は含まない¹⁰⁾。

以上のような政策(以下、「家族政策」)は、福祉国家の出産および(年少の子ども)育児関連の政策の根幹をなす。これらの政策は、福祉国家政策の中に織り込まれた他の一連の施策に補完されることが多い。例えば、年金制度内の育児クレジット(育児期間を年金受給資格上の期間算定に含める等)、掛け金なしでの医療制度への子どもの加入、子どもに関する税制優遇措置、子どものいる世帯に対する交通費無料、または交通費補助、子どものいる世帯への住宅費補助などがその例である(Bahle 1995, p.19-20; Kammerman and Kahn 1978, p.483)。これらの施策には、共通する側面があるものの、範囲、給付額、体系には相当の差異がある。その理由はいくつか考えられる。まず、家族政策は、それぞれ異なる歴史的伝統から

発生し、それぞれの道を歩んできた結果として (Flora/Heidenheimer 1995; Pfau-Effinger 1999)、ちぐはぐな形で発達してきた。そのため、他の福祉国家の政策の方向と発達とも一貫性がなく、他の社会政策に相殺されることすらある。

第二に、家族政策は複数の政策目標の継ぎ接ぎ細工となることが多い。家族政策の第一義的な目的は、必ずしも出産や育児とつながっていたわけではなかった。失業や貧困の削減、階層や市民権の境界線の消滅、人口減少の歯止め、労働力不足の解消、社会支出の削減、あるいはジェンダー間の関係への影響など、多くの目的が家族政策措置と結びつけられてきた。その結果、家族政策は一貫性がないばかりでなく、相反する目的をもっていることすらある。

家族政策の違いを理解するためには、それらが異なる道を歩んで発展したことを念頭におく必要があるものの (Hemerijck and Schludi 2000)、出生率に対する影響を国および国を越えて考察するためには共通要素をベースにした枠組が必要である。家族政策は福祉国家政策の一部分であるので、ここでは、ヨーロッパの福祉国家レジームに関する文献をもとに、家族政策の分類を試みる。

福祉国家に関する研究では、ヨーロッパ諸国は社会政策の意図と基本概念を分類の軸として、いくつかのグループに分類される。エスピン・アンデルセン (Esping-Andersen 1990; 1999) は、福祉国家は「普遍的福祉国家」(北欧諸国)、「保守的福祉国家」(大陸諸国)、「リベラル福祉国家」(アングロサクソン諸国)、それに多少異論はあるが、「南欧福祉国家」(地中海諸国)に分けられるとしている。

「普遍的福祉国家」は個人の自立と社会的平等を目標とする福祉国家政策を特徴とする。公共政策は、社会や雇用に関連するリスクを保障し、すべての人の生活水準を向上させることを目指す。社会保障給付は個人の市民としての権利に基づき支給される。社会サービスが拡大することで福祉

を脱家族化し、福祉にむけた家族の貢献度は削減される。一方、「保守的福祉国家」は、その政策の方向を伝統的家族形態の保持に向ける。社会保障給付は、社会保障制度への掛け金のレベルと支払い期間によって測定されるか職業の実績に則すか、結婚状況に多くを依存する。保守的福祉国家は家族に対する依存度が高く、家族を福祉の提供者であるとみる。「リベラル福祉国家」は、市場を基盤とする個人主義を奨励し、社会保障給付も民間の商業的福祉サービスへの補助金も最低限に抑えている。社会給付は所得審査(ミーンズ・テスト)に基づくもので通常は貧困者のみに給付される。社会福祉は市場からのサービスと家族に依存している。「南欧福祉国家」は保守的福祉国家の一部としてみられることが多いが、家族主義が強いことから、別のグループとみるのが妥当だろう (Esping-Andersen 1990, p.23; 1999, p.62)¹¹⁾。

エスピン・アンデルセンの分類は、非商品化の原則に基づいている。非商品化とは、福祉国家が、生活を脅かされることなしに労働市場から離脱する権利を与え、労働者の市場への依存度を少なくする度合いのことである (Esping-Andersen 1990, p.22)。この非商品化には脱家族化(家族を福祉提供義務から解放する度合い)も含まれる (Esping-Andersen 1999, p.45)。

フェミニストの観点に立つ福祉国家研究によると、家族政策、社会サービス、ジェンダーの観点をもとに国際比較することにより、以上の分類がさらに細かく枝分かれすることがわかるという (Gornick, Meyers and Ross 1997; Meyers, Gornick and Ross 1999; Anttonen and Sipila 1996; Lewis 1992; Langan and Ostner 1991; Lewis and Ostner 1992; Orloff 1993; Sainsbury 1996, 1999; Hobson 1992; Daly 2001; Daly and Lewis 2000; Knijn and Kremer 1997)。母親の雇用に対する公共政策の影響について研究した Gornick, Meyers それに Ross (1997, p.65-66; Meyers, Gornick and Ross 1999,

p.119)¹²⁾は、ノルウェーは普遍的福祉国家の分類から外れており、また、大陸の保守的福祉国家群には共通性が乏しく、特にドイツとフランスは対照的であることを見いだした。彼らによると、フランスは、ベルギー、デンマーク、フィンランド、スウェーデンと同じグループに入る。これらの国々は子どもの年齢にかかわらず母親に対しての妥当な支援をしており、雇用の維持ないし参入を容易にしている。一方、ドイツ、オランダ、ノルウェーは平均的な支援をしているが、イタリアは3歳児から学齢時までの子どもの母親に手厚く、3歳以下の子どもの母親には中程度の援助をしている。これらのすべての国々では、子どもが公共の保育施設ないし学校に入るまでは仕事を減らし労働市場から退くことを母親に強いている。リベラル福祉国家では、政策は限定され、母親が勤めを続けるかどうかは本人の能力と状況しだいである。

社会的ケアサービスについての国際比較をしたアトネン他 (Anttonen と Sipila 1996) は、福祉国家の間に同じような亀裂があることを発見し、ヨーロッパ内で5種の社会的ケアレジームが存在するとしている¹³⁾。「スカンジナビア・モデル」の公共サービスは、普遍的ケアサービスを提供し、男女平等を推進する。南欧諸国の「家族ケア・モデル」では(イタリアの学齢前の子どもをのぞき)社会サービスはごく限られた範囲しかない。フランスとベルギーは子どものいる家庭を援助するため大々的な保育と就学前の子どもに対するサービスをしている。ドイツとオランダは親による保育に依存し、イギリスの制度では保育サービスは限定的で、所得審査を伴い、「問題のある」家庭に向けられている (Anttonen and Sipila 1996, p.96-97)。

フレイザー他 [Fraser (1997)、Lewis (1991)、Langan/Ostner (1991)] は、公共政策が家族内保育と雇用のジェンダー構造に与える影響について検討した。Lewis と Langan/Ostner によると、ヨーロッパにおける家族政策は、一家の大黒柱としての男

性の地位を支持するもの中立なもの、または、弱小化するものにわかれているという。1950年代から60年代に多く見られた男性稼ぎ手モデルから離脱する必要があったことを考慮に入れて、Fraser は「普遍的稼ぎ手政策」、「育児者=パリティ政策」、「稼ぎ手=育児者政策」の3タイプに分類している。普遍的稼ぎ手政策は市場一般、ことに労働市場における男女の機会均等に焦点をあてる。この政策は、女性を男性の規範に適合させることに傾いており、女性や家族が育児義務を果たすのを助けることはしない。育児者=パリティ政策は、性別による雇用と育児の分業を優先するが、それによって発生する性別不平等を社会保障とソーシャルクレジット(購買力促進のためのクーポンの類)による育児支援で緩和する。稼ぎ手=育児者政策は、男女双方が育児と雇用を両立させることを狙う。この政策は労働関係を変えるだけでなく、ジェンダー関係を変化させることにも向けられている。シムズベリー (Sainsbury 1999, p.261) は、これらの政策戦略とその組合せがヨーロッパ福祉国家間の相違の一部をなし、スカンジナビアの福祉国家間ならびに大陸の福祉国家間の差異の一部を説明するとしている。

フェミニストの研究では、家族政策がジェンダーの線にそった雇用と保育の社会構造を通して、家族内と社会内でのジェンダー関係を構造化することに重点を置いている。このアプローチは、家族政策の出生率への影響の評価に関する重要な特徴を明らかにしている。まず、雇用と育児は二つの別のものと考えすることはできず、また、家族政策は家族と育児の側面からだけ見ることもできない。家族政策は単なる「仕事と育児の両立」以上に雇用と育児を絡み合わせる。家族政策は女性の「商品化」と「非商品化」の決定要素ともいえる。Orloff (1993, p.318) は、家族政策のもつこの二重の機能を強調している。雇用に関する家族政策の意義は、女性が育児をしているかどうかにかかわらず有給

の仕事に就けることを保証すること、さらには、育児を理由に女性にも男性にも雇用を控えることを許すことである。第二に、西欧社会ではいずれも育児が第一義的に女性の仕事であることから、家族政策の主要な目的は、女性をこの育児義務からどの程度解放するかにある。これには育児労働をどのように組織化するか、つまり国家、市場、男性、女性との間の配分をどうするか、また、育児をする側の権利と受ける側の権利の有無も含む問題である(Knijn and Kremer 1997)。公共部門、市場、男性および女性の間での育児労働の分配は、女性の育児労働と責任から軽減するために重要な課題である。育児をする権利と受ける権利は、労働市場に対する(育児のために休憩時間をとる)、また、国家に対する(必要な育児インフラを提供する)親の権限を強化し、そして女性には男性に対する(育児義務を果たす)権限を強化する。また、育児の重荷を軽減することは、親と社会で費用を再配分することで、女性と家族が支払う育児経費を減らすことにつながる。再配分の手段については雇用とジェンダーへの影響を考慮に入れる必要がある。

第三に、家族政策はジェンダー政策でもある。1960年代以降、家族関連のジェンダー政策の重点課題は、家族政策によって男性の稼ぎ手に対する女性の依存度がどの程度減らせるかという点にあった。これは男性による大黒柱の所得とは別に、女性が本人自身と家族のためにどの程度所得を確保して、自分たちの家計を維持するのを家族政策がどの程度可能にするかということである(Orloff 1993)。このことは、女性に(適切な有給の)仕事に就く道を提供することのほかに、仕事を休んでいる間の逸失所得を埋め合わせる社会保障手当は子育て中の母親が生計を立てるのに十分なだけの金額を保障するべきであることを示唆する。これはシングルマザーがヨーロッパ内で増えているだけでなく、男性の雇用も決して安定しているわけではなく、女性が家計を支えるケースが増

えると思われるからでもある。

女性と男性のライフコースと家族内、市場、社会でのそれぞれの立場をつくりだすうえで、家族政策が目指す目的や政策の結果が異なることに焦点をあてることで、本研究は、出生率に対する潜在的効果を探る目的でヨーロッパの家族政策を見直すための貴重な枠組を提供する。

4. 西欧における家族政策

●母性保護

母性保護、すなわち出産前後の女性の保護と育児休業政策は家族政策の中心的要素であり、ヨーロッパにおける最も古い家族関連の福祉国家政策でもある。新生児と小児の保育が19世紀末に政治課題となって以来、母性保護と育児休業は議論の対象となってきた。当初から、女性が出産・育児で仕事を中断するのを許可するかどうかの問題は、女性の雇用、ジェンダー間の平等、労働保護、労働規則の論議の中に埋め込まれていた。20世紀初めになると、母性と女性保護関連の法律は母親の健康、乳児死亡率、出生率の低下、人口の推移、国家の状況などと結びつけられるようになった。しかし、20世紀後半になってはじめて、保健と保育が切り離され、母性保護と育児休業が切り離された二つの家族政策と考えられるようになったのである。

女性と出産を取り囲む社会、経済、人口状況が似ていたにもかかわらず、ヨーロッパ諸国は母性保護と出産休暇についてさまざまな異なるアプローチをした。大陸諸国、なかでもスイス、オーストリア、ドイツは、女性に産休と育休を強制的にとらせる方針を取り、賃金労働と母性を両極におくようになった。フランスは「母性政治」を追求し、女性すべてを母親として、母性と賃金労働の両立を可能にし、母親であることと雇用の両立を支援した。スカンジナビアでは、出産休暇と女性の保護に関する労働法の制定には慎重に対応した。それをす

れば、労働市場での男女分断をさらに進め、男女平等の権利要求に陰を落とすことになると考えたからである(Bock and Thane 1991; Koven and Michel 1993; Wikander, Harris and Lewis 1995)¹⁴⁾。20世紀初頭以降、国際条約¹⁵⁾が採択され、出産休暇の立法化への収斂と調和を推し進めることにつながったが、休暇の設定と休業手当の支給に関しては、各国における歴史的背景を反映して多様性を残している。

西欧大陸諸国とイギリスでは、出産休暇の期間がドイツの最低期間の14週からイタリアの20週までの幅があり、16週から18週が平均的な長さである。未熟児や多胎児の出産の場合には、特別規則が適用されることがある。フランスでは、3人以上の子を持つ母親の場合、26週の休暇が与えられる。スカンジナビア諸国では、出産休暇は選択的、男女中立的な育児休業制度の中に統合されているが、いずれの国でもこのうちある部分は母親だけに適用される。すべての国で出産休暇は社会的権利である。出産休暇中の母親は解雇に対して保護されており、同じ職場に復帰する権利をもつ。

大半の国では、働く女性の中でも雇用保険に加入している人のみに産休中の手当を支給している。子どもの誕生時に父親休暇(通常短期)を男性にも与えている国では、このことは男性にも当てはまる。母親に普遍的な出産休暇手当を受ける権利を認めているのは、フィンランド、ノルウェーであり、また、一部分では、スウェーデンとデンマークである(Missoc 2001; Moss and Deven 1999)。しかし、通常、出産以前に雇用されていなかった母親に対する手当の額は少ない。オーストリアにおいても、2002年から雇用された経験のない女性にも(全員に支給される育児休業手当の一部として)一律の手当を受ける資格がある。ただし、外国籍の女性には多少制限がある。西欧諸国のほとんどすべての国で、手当の金額は休暇取得前の月給の

表1 西欧における産休にかかわる規制：1999-2001

国	期間(週)	所得補填(%)	父親の休暇
オーストリア	16	100	none
ベルギー	15	82(1カ月) 75-60(その後)	3-4日
デンマーク	18 ¹⁾	定額 ²⁾	14日
フィンランド	17.5	43-82	6-18日
フランス	16-26 ³⁾	84	3日
ドイツ	14	100	なし
ギリシャ	18	100	あり
イタリア	20	80	なし
オランダ	16	100	2日
ノルウェー	9 ¹⁾	100	2週 ⁴⁾
ポルトガル	17.1	100	5日
スペイン	16	100	2日
スウェーデン	8.5 ¹⁾	80	10日
イギリス	18	90(6週間) 定額(その後)	なし

出所：MISSOC 2001 and 2002; Leira 2002; OECD Employment Outlook 2001.

- 注：1) 母親の産休は育児休暇の一部。ここでは母親のみとることができる週を記載。
 2) 失業手当と同等。
 3) 3子以降は、26週間。
 4) 法的育児休暇は無給。

80%から100%相当であり、休業中の全期間ないし一部について支給される。

ヨーロッパにおける出産休暇は、母親に妊娠期間中と産後の所得と雇用を保障するという政治的意図を反映している。出産休暇が義務か任意かは、その国の女性と雇用に対する姿勢を反映して異なる。一般的に新生児の育児よりも健康の方が重要視される。ただし、いくつかの国の出産休暇関連法では育児の必要性に注目し、父親にも子どもが生まれたときに父親休暇をとる権利を付与したり、母親が病気になったり産休中に死亡した場合には、保護つきの休暇と手当を受ける権利を付与している。

●育児休業

ヨーロッパの家族政策の中で育児休業は最後に現れた課題であり、ここ20年間に最も大きな変化のあったものである(Daly 2000)。オーストリアは、1957年に母親に無報酬で産休後6カ月の休暇をとる選択肢を与え、ヨーロッパで最初に育児休業を導入した。他の国が育児休業を制度として設置し始めたのは1970年代ないし80年代のことである。1990年代半ばまでには、ポルトガル、スペイン、ギリシャを例外として、大半の国が育児休業中になんらかの手当を支給するようになってきている(Daly 1997, p.140)。育児休業に関するEC指令¹⁶⁾の発令により、1998/1999年度にベルギー、アイルランド、ルクセンブルグ、イギリス¹⁷⁾はヨーロッパ内では最後に育児休業に関する規制を決定した(Falkner et al. 2002)。育児休業導入と修正を試みる政府の意図は、国により、また時期により異なる。大陸ヨーロッパ諸国では、育児休業は通常、産休の延長として考えられており、このため、母親のみに与えられている。1970年代半ばまで、育児休業法の通過につながったのは、労働力不足を懸念する労働市場からの思惑だった。その後は、北欧諸国、なかでもスウェーデンが先導するジェンダー平等、育児、仕事と家族生活の両立の推進が主な論点となった。この雇用－育児－ジェンダー問題の結びつきが、ヨーロッパにおける家族政策の中でも特に育児休業政策が激論の対象となった理由である。

ヨーロッパで実施されている育児休業には大きな幅がある。6カ月を最長とする短期休暇を認めているのは、ギリシャ、イギリス、デンマーク、ポルトガルである。2年から3年の長期休暇があるのは、オーストリア、ドイツ、フランス、スペインである。半年以上・2年以下なのは、イタリア、ノルウェー、スウェーデンである。フィンランド、ノルウェーそれにベルギーは特殊な規則があり、フィンランドとノルウェーは、公共の保育施設の明確な代替案として育児休業の延長を認めている。フィンランドは、

3歳以下の子どもがいる家族すべてに対して在宅保育手当を1990年に導入した¹⁸⁾。この手当は、公共の保育所を利用するかわりに受給することができる。私的な保育サービスを利用する親は、その経費を全額ないし一部補助する意味で在宅保育手当を受けることができる。また、いくつか地方自治体は、公共の保育サービスへの需要を少なくするために追加の在宅保育手当を出している。学齢前の子どもが2人以上いる世帯はさらに補助金を受けられる。さらに、片親が一人で在宅保育をしている場合、所得審査を受けた上で割増手当を受給できる(Ilmakunnas 1997; Simonen and Kovalainen 1998)。ノルウェーでも1歳から2歳の子どものいる親に同様の手当が1999年から導入され、公的保育施設を(週あたり32時間以上の)フルタイムで活用しない親には、全額支給される。全額とは大まかにいって公的保育への国の一人当たりの補助金と同額である。フルタイムでなく、時間を限って公的保育施設を利用している親の受ける手当は減額される(Ronsen 2001)。フィンランドやノルウェーと対照的に、ベルギーは延長休暇(「キャリア休暇」)を提供しており、これは雇用ローテーションをとって失業者を労働市場に統合しようという労働市場政策の一環として行われているものである。1985年以来、ベルギーは民間部門の就業者全体を対象に(生涯を通して)5年間を限度とするキャリア休暇と就業時間短縮の選択肢を与えている(ただし、雇用主の承諾が前提)。休業中の人の代わりに失業者がその職についてした場合、手当が6カ月から1年間、支払われ、休業中の人は解雇されないように保護されている。

ポルトガルを除くヨーロッパのすべての国では、育児休業が与えられるのは親だけである。ポルトガルでは祖父母むけの育児休業制度をつくった(Falkner et al. 2002)。EC指令によると育児休業をとった親は解雇されないように保護を受け、元の職場に復帰する権利をもつ。しかし、EC指令は3

カ月の育児休業の制定を要請しているにすぎない。それよりも長期の休暇を定めている国内法は、必ずしもそのような総合的保護を育児休業の全期間をとおして付与しているわけではない。特に、元の職場に復帰する権利は、「同じまたは同等の」職場に復帰する権利というように緩和されることもある(Falkner et al. 2002)。さらに、親は育児休業をとる権利をもっているが、国によっては、雇用主が申請どおりの育児休業に反対することもある。

支給される手当についても、国の間で大きな違いがある。大多数の国では、育児休業は無給または(通常は低額)一律の金額が支給される。母親と父親が生活水準を維持できるように所得に連結した手当を支給しているのはスウェーデン、ノルウェー、フィンランドだけである。デンマークは一律の水準から雇用関連の手当(失業保険の60%)の範囲の給付額を支給している。手当について特別規制があるのは、フランス、ドイツ、フィンランド、オランダ、ベルギー、スウェーデンである。フランスでは、子どもが2人以上いる親のみが支給対象である。ドイツでは、手当を受給するためには所得審査が必要である。フィンランドは、在宅育児手当に子どもの数に応じた割増金を支払う。ベルギーとオランダでは、育児休業は無給だが、労使(団体)協定により賃金が支払われることもある。スウェーデンでは、前の出産から一定期間中に次の子どもを生む母親には、前の子どもを出産する前に得ていた所得をベースに計算した手当を支給する「スピード・プレミアム」がある。これは子ども1人を生んだ後、雇用を中断したり、就業時間を短縮したりする母親にとっては有利な制度である。これら手当を支給している国々においては、以前の雇用に関する条件が課される場合もある。

ベルギーでは、(無給の)育児休業と(有給の)キャリア休暇を併用することは許されていない(Falkner et al. 2002)。ポルトガルでも同じような状況にあり、親は(手当と雇用保護付きの)3カ月の

育児休業か、無給の24カ月の休暇(雇用保護なし)を選択しなければならない¹⁹⁾。オーストリアは、育児手当が子どもの3歳の誕生日まで給付されるが、(雇用保護付きの)育児休業は子どもの2歳の誕生日までしかとることができない。3カ月間の育児休業は子どもが7歳になるまでとれるが、3歳以降にとった場合には、手当は一切支給されない。ドイツでは、オーストリアとは全く逆であり、育児休業は子どもが3歳になるまでとれるが、手当は2歳までである。

制度適用の柔軟性も国によって異なる。育児休業を出産休暇直後か出産時期近辺から付与しているところはドイツ、フランス、フィンランド、ギリシャ、ノルウェー、スペインである。これより柔軟性のある適用をしているのはポルトガルとベルギーで、子どもが3歳ないし4歳になるまで育児休業がとれる。オランダ、デンマーク、オーストリアでは子どもが7歳ないし8歳になるまで、育児休業の全期間またはその一部を取ることができる。イギリスでは1年間にとれる日数に上限がある。柔軟性が最も高い規則を採用しているのはスウェーデンで、親が自分たちで育児に必要なと思われる時期を計画して休業することができる。

育児休業と関連したパートタイム勤務規則(子どもが3歳以下の間の措置として)は全ヨーロッパにある。ほとんどの場合、育児休業とパートタイム就業を組み合わせることができる。しかし、母親も父親もパートタイムで働く権利があるわけではなく、雇用主の同意を必要とする場合もある。パートタイムの場合、手当は通常減額されるが、受給期間は延長される場合もある。ベルギー、オーストリアなどでは、勤務時間の短縮による所得減額について何ら保障金はない。(フルタイムでの)育児休業を付与しているスウェーデンでは、最も寛大な権利に基づく規則を制定しており、子どもが8歳になるまで勤務時間の短縮ができる。

育児休業に関するEC指令に沿って、ヨーロッパ

各国は、育児休業を母親に限定し父親の育児休業の請求を母親の育児休業と関連づける規則を撤廃した。現在では、育児休業は男女どちらでも個人の権利として授与されている。ほとんどの国では、父親・母親ともに同じ期間の育児休業をとることができる。国によっては育児休業の一部を父親専用にし、父親がそれを放棄する場合は、その育児休業期間も手当の権利も消失することになる。

また、EC指令は、火急の家族の事情があった

場合のケア休暇の権利を認めるよう各国に要請している。このケアとは育児と限らないが、子どもは予測できない病気やケガをすることがあり、その看護・介護は親の権利の重要な部分である。指令は期間の長さや報酬についての要件を規定していないので、これに関する規則は国ごとに大きく違う。年間3日間の無報酬のケア休暇から、子ども一人当たり年間(1~2週間の)短期休暇、さらに寛大なスウェーデンの休暇(1980年制定)までさ

表2 西欧における育児休業：1999-2002

国	期間	給付	年齢制限	パートタイム	父親がとる権利
オーストリア	2年	定額(30カ月+6カ月(父親))	3歳;7歳まで3カ月は無給	yes	6カ月
ベルギー	3カ月+キャリア休暇(5年)	定額	4歳;10歳(公務員)	yes	あり
デンマーク	13週(両親それぞれ)か26週(子どもが1歳以下)	定額(60%失業手当)	8歳		あり
フィンランド	26週	43-82%	3歳	yes	あり
	在宅保育手当(3歳まで)	定率+子供数に応じた補填	3歳	yes	あり
フランス	3年	定額(2人以上の場合)	3歳	yes	あり
ドイツ	3年	定額2年, 所得制限あり	3歳;8歳まで1年は有給	yes	あり
ギリシャ	3.5カ月(両親それぞれ)	無給	3歳;8歳(公務員)	yes	あり
イタリア	10カ月(計)	月収の30%	8歳	yes	あり, 父親が3カ月とると1カ月の追加
オランダ	6カ月(両親それぞれ)	無給	8歳	yes	あり
ノルウェー	42to52週(産休含む)+1年cash-for-care	100%(42週間) 80%(52週間) 定額	2歳	yes	1カ月
ポルトガル	6カ月(両親それぞれ)2-3年(3人目以降)	無給	3歳	yes	あり
スペイン	3年	無給	3歳;6歳(公務員,パートタイム)	yes	あり
スウェーデン	15カ月 3カ月	80%(1年;その後は定額) 無給	8歳	yes	1カ月
イギリス	13週(両親それぞれ)	無給	5歳	yes	あり

出所：Moss and Deven 1999; OECD 2001; The Clearinghouse on International Child, Youth and Family Policies at Columbia University.

まぎまである。スウェーデンでは、育児休業は子ども一人当たり年間120日まで付与されており、個人または保育センターなどの「通常の保育者」が子どもをみられないときには、親は60日をこれにあてて利用できる。

ヨーロッパにおける育児休業の経緯と現在の規則を出生率への影響という視点からみると明快な特徴が認められる。ダーレイ(Daly 1997, p.140)が注目したように、無手当、あるいは一律かつ低額の手当の支給は、所得保障型の国では極めて希である。しかし、その一方で、育児休業制度がすべての被雇用者に拡大されたことも観察できる。また、同様に、期間も手当額もほとんどの国で拡大されてきていることは、全ヨーロッパで他の福祉国家の給付が縮小され、労働法が緩和されて、被雇用者の権利が弱体化している中で、珍しい動きといえる。

さらに、育児休業をとる資格は、母親、父親にとって社会的権利となった。実際に父親が育児休業をとっている率をみてもわかるように、父親の育児休業の権利が、育児休業のジェンダー構造にすぐには反映されることはないだろう²⁰⁾。ほとんどすべての国で、育児休業手当のレベル、男女の所得格差、雇用と育児に関するジェンダー規範が、これまでの行動を急速に変化させる上で障害となっている。かろうじて、スウェーデン、デンマーク、ノルウェー、それに程度は少ないがフィンランドが、労働政策、ジェンダー政策、保育政策において、雇用、所得、保育におけるジェンダー不平等を少なくすることに連動させてきた(Hernes 1987; Bergquist et al. 1999)。まだまだ小さいがある程度の育児休業を父親がとっているのはこれら諸国である。しかし、どの国でも、政策として育児休業の平等をうたっていることは、家族や雇用の分野での変化を可能にする重要なステップといえる。

全ヨーロッパで育児休業に関する発展がみられたことは、育児ニーズについて政治的認識があっ

ただけでなく、雇用と育児の両立の困難さが認識されたということでもある。前述のように、国々がこの対立を解決する戦略にはかなりの幅があり、ましてその実施となるとさらに多岐にわたる。それでも、ヨーロッパ各国における政策の構造に類似性が認められる。南欧諸国とイギリスでは、育児休業の発展が最も遅い。通常、休業は無給であり、国によっては育児休業をすでに何年か施行してきたが、法律制定にあたって何らかの手当を支給することは考えにもなかった(Falkner et al. 2002)。大陸の福祉国家は、まったく違った政策意図を追求している。ドイツとオーストリアの両国は母親が労働市場から退くことを奨励している。ドイツでは、男性の稼ぎ手が母親と子どもを扶養すべきであるとの想定に根ざしている。この点、ドイツは南欧諸国に近い。オーストリアの雇用維持についての複雑な規則は、母親による育児を母親の雇用よりも重要視する政策意図を強調しているものの、シングルマザーが歴史的に高率であるという現実があり、ドイツに比べ、「男性＝稼ぎ手」と見なす政策の傾向が少ない。ベルギー、フランスそれに最近になってオランダは、母親の雇用に重点を置いている。オランダは雇用中断よりはパートタイムで仕事を継続することを奨励しており²¹⁾、フランスとベルギーは母親の職場復帰を支持しているが、労働市場から長く退くことに対する選択肢を用意している。北欧では、スウェーデンとデンマークの育児休業規則は明らかに両方の親の雇用を志向している。スウェーデンの政策は、育児と雇用の両立を支持し、母親と父親が平等に育児休業を分け合うことに親が柔軟に対応することに力点を置いている。デンマークの育児休業規則は、比較的低額の手当と、また後に見るように、公的保育の期間延長を通して早期職場復帰を促している。

●保育サービス

公的保育サービスは、孤児や、母子家庭または

働いている母親の子どもに対する施策として生まれた。19世紀から20世紀初頭にかけて、公的保育の主目的は、慈善事業から教育へと移行した。保育施設は、母親が働いている可愛そうな子どもの面倒をみるだけの施設ではなくなり、低階層の子どもたちに就学前教育を与える施設となったのである。その目的は子どもの社会性と発達を促すことであった。このような保育の目的の変更と平行して、保育施設は、従来の民間、教会を中心とした保育プログラムから、公的部門による保育および就学前教育へとシフトしていった。

ベルギー、フランス、イタリア、オーストリアなどのヨーロッパ大陸部のカトリック諸国とオランダ、英国が施設保育の先駆者である。これら諸国は1920年には、保育所、幼稚園就学前学校のネットワークを設置しており、3～5歳児の在籍率は、最高時点で66%にもなった(Bahle 1995, p.102; Kamerman 2000, p.3)。第二次大戦末でも、ヨーロッパ内のカトリック諸国とオランダは域内で最も広範な公的保育を提供していた²²⁾。しかし、それ以降、各国は、さまざまな公的保育政策をとることになる。

ベルギーとフランスは幼稚園制度を継続して拡大し、1970年には3～5歳児を全入させるほどに発展し、1970年代以降は、3歳児以下にも保育を拡大するべく投資した。一方、オランダでは、1990年代初めまで公的保育が推進されることはなく、1990年代になって、政府は「混合経済」を基盤として保育施設を拡大する政策をとることにした。これにより、公的施設、民間(営利目的)施設、公的補助金を受けて雇用主が提供する企業内保育施設でのサービスが平行して行なわれるようになった(Knijn 1998, p.91; Bussemaker 1998; Hemerijck 2000, p.198)²³⁾。

イギリス、ドイツ、オーストリアでは、就学前の子どもには普遍的公的保育よりも母親による保育に重きを置く政策を追求した(Ostner 1994, p.45; Moeller 1989; Land and Lewis 1998)²⁴⁾。これらの

国々では、最近の動きについても、この方向から部分的に離脱しているだけである。1997年に、イギリスは、それまでのバウチャー制度に代わって、育児税額控除を導入し、保育と就学前教育を拡大する努力に着手した(Land and Lewis 1998; OECD 2001, p.179)。ドイツでは、中絶に関する規制の改正にともない、3歳から6歳までの子どもが保育園に入れる権利を付与する法律を1996年に採択した。オーストリアでは、政府が保育サービスに特別拠出をする短期的措置をとったため、1990年代後半になって保育施設が多少増加した(増加のほとんどは幼稚園にみられ、保育園は少ない)。しかし、2000年以降は、再び家庭保育、特に3歳以下の幼児の家庭保育を奨励する政策に転換した²⁴⁾。

1960年代以前のスカンジナビア諸国の公的保育サービスは、大陸諸国と比べて遅れをとっていた。これらの国々が公的保育サービスを始めたのは1960年代後半²⁵⁾から1970年代初めになってからである。しかし、それからの保育サービスの拡大はヨーロッパの他国のペースを大きく上回った。この早い拡大をもたらしたのは、公的保育にかかわる認識と目的の大きな変化である。保育は、福祉や教育の問題ではなく、労働力不足を解消する女性の労働力参加を支援する手段と考えられるようになったのである(Sipila et al. 1997, p.33)。1970年代の半ば、スカンジナビア諸国においては、保育が新しい土俵にのせられ、普遍的ケア・サービス、平等、ならびに市民(子どもの)社会的権利を実現する政策の一環として認識されたのである。その結果として、地方政府は保育所の設置を法的に義務づけられ、その整備を国が支援することになった(Sipila et al. 1997; Waerness 1988; Simonen and Kovalainen 1998; Szebehely 1998; Borchorst 2002)。大陸諸国のほとんどとは対照的に、スカンジナビア諸国は、年齢を問わず、就学児も含めて、子どもすべてに保育サービスを提供することを目標とした。1990年代になると、フィンランドとノル

ウェーは、保育の問題を民間の力をもって解決することを奨励するようになり、フィンランドでは、在宅保育手当、ノルウェーでは「保育サービスの為の手当 (Cash-for-care)」奨励策を推し進めた (Waerness 1998; Simonen and Kovalainen 1998; Borchorst 2002; Leira 2002, p.113)。しかし、このような家族や民間による保育を支援したからといって、公的保育所で預かってもらう権利を取り去ったわけではない。

組織的な観点からは、ヨーロッパでは、大部分の保育施設の維持管理ならびに保育サービス業者に対する資金援助を通して、国家が保育サービスの主たる提供者である。家庭外の保育サービスに対する政府の関与は、域内でも国内でも程度が異なる。多くの国、特にカトリック諸国では、ここ40年間で低下しつつあるものの、教会が依然として保育提供者の多くを占める。イギリス、西ドイツ、オランダなどでは、非営利組織があらゆる年齢層の子どもむけの保育サービスに大きな役割を果たしてきている。オランダでは、雇用主が保育サービス提供者として表面に出てきた (Hemerijck 2000, p.198)。その他の国では、ボランティア団体や民間団体が3歳以下の子どもの保育の重要な担い手になっている。国によっては、いろいろな形態のベビーシッターが施設保育の一部を代替する役割を果たしている。ここ10年間において、福祉国家の構造改革に伴ってサービス給付から現金給付への政策転換がおこったことにより、保育提供者としてのボランティア組織と民間組織ならびにベビーシッター等の重要性が増した。

行政・財政・法的な観点からは、公的な施設保育の提供は地方自治体の責任である。これは特にドイツ、オーストリア、イタリア、デンマーク、スウェーデンについて当てはまる。デンマークとスウェーデンは保育サービスの提供を地方自治体に義務づけており、結果として、施設保育をすべての子どもに保障しているが、他の国はそうではな

い。このため、ヨーロッパ内でも地域によって保育施設の数、サービス (開園時間など)、コストの格差が生まれている。これは、民間組織やベビーシッターなどが保育提供システムのなかで大事な役割を果たしているような諸国についても言える事である。

保育施設に在籍している子どもの率には、ヨーロッパ内において大きな幅がある。表3は、1990年代半ばと後期の数字である。データ収集と集計方法の違いから、厳密な比較は難しいが²⁶⁾、この表からある程度のパターンは認識できよう。3歳以下の子どもについては、スκανジナビア諸国、ベルギー、フランスは比較的公的保育が普及している。これらの国の在籍率はヨーロッパの標準からみると高い。また、北欧諸国、ベルギー、フランスは3歳以下の子どもに対しても、公的保育を受ける権利を有することを法律で認めている国である。その他の国では3歳以下の子どもの保育は大体、個人に任されている。フィンランドは、特殊なケースであり、1990年代半ばの在籍率は比較的高いものの、1990年代後半にかけてその率は減少している。これには在宅保育手当の受給率が高いこと、それに1990年代初期の失業率が高かったことが影響している (Iilmakunas 1997; Anttonen/Sipila 1996; Sipila 1997)。1990年代の後半になって経済情勢が好転したことで、3歳児以下の在籍率は再び増加した (Anttonen 2001, p.149)。

3歳から就学年齢 (通常6歳) に達するまでの子どもについては、施設保育が一般的である。ほとんどの国では、この年齢層の子どもが保育所に入れることを保障しているが、下記に見るように、必ずしもフルタイムというわけではない。1990年代半ばにおいて、この年齢層の子どもの在籍率はポルトガルの48%からフランスの99%まで幅があった。しかし、1990年代末には、ほとんどの国で対象児童の75%以上の在籍率を示しており、過半数は80%以上となっている。この年齢層の中でも学齢期に近い年齢

表3 公的資金による保育サービスを受けている子どもの率：1993/1994と1998/2000

国	公的保育サービスを受けている3歳以下の子の率		保育サービスの保証 (3歳以下)	公的保育サービスを受ける3-6歳の子の率		保育サービスの保証(3-6)	公的保育サービスを受ける6-10歳の子の率 1993/1994
	1993/1994	1998/2000		1993/1994	1998/2000		
オーストリア	3	4	no	75	79	no	6
ベルギー	30	30	>2,5	95	97	yes	
デンマーク	48	64	yes	82	91	yes	80
フィンランド	32	22	yes	59	66	yes	65
フランス	23	29	>2	99	99	yes	65
ドイツ(統合後)	2	10	no	85	78	yes	
ドイツ(西)	2	3		85	87	yes	5
ドイツ(東)	41	36		117	111	yes	34
ギリシャ	3	3		70	70		
イタリア	6	6	no	91	95	yes	7
オランダ	8	6	no	71	98	>4	5
ノルウェー	31	40	no	72	80	no	31
ポルトガル	12	12		48	75	>5	10
スペイン	2	5		84	84		
スウェーデン	33	48	>18 mo	72	80	yes	64
U.K.	2	34 ¹⁾	no	60	60 ¹⁾	yes	5

出所：Daly 2000; Gornick, Meyers, and Ross 1977; OECD 2001a; OECD 2001b.

注：1) イギリスのみ(スコットランド、ウェールズ、北アイルランド等を除く)

ほど在籍率がさがる。多くの国では、子どもが通学し始めると在籍率は目立って下がる。放課後の児童保育を実施しているのは、デンマーク、フィンランド、フランス、スウェーデン、それに割合は低くなるがノルウェーと東ドイツだけである。

ドイツ、オランダ、オーストリア、イギリスでは施設保育は3歳から6歳の子どもであっても、パートタイムが基本である。1992年のドイツの調査では、東ドイツの(3～6歳の)幼稚園児の57%がフルタイムの保育を受けていたのに対し、西ドイツではその率が7%であった(Ostner 1998, p.130)。オーストリアでは、1997年の幼稚園の22%が半日だけ開園しており、お昼時には11%が閉まっていた(Neyer 近刊発表)。在籍時間の平均はオランダの場合が週14.6時間、スウェーデンでは週28.2時間だった(とちらの場合も、0～12歳を対象。The

Clearinghouse 2000, Table 1.24)。

国際比較ならびに人口学的な視点から保育サービスを見ると、スカンジナビア諸国とフランス語圏と他のヨーロッパ諸国の間で大きな溝があることがわかる。スカンジナビア諸国、ベルギー、フランスは、すべての年齢層の子どもを対象にした包括的保育体制にむけた政策をとっている。保育を受ける社会的権利を背景に、すべての年齢層でサービスを受けている率は高い。しかし、行政面、組織面からみるとそれぞれの国で実情は異なる。ベルギーでは、保育は主に公的サービスと、政府の補助金を受けた在宅サービス(個人による)保育を組合せている(Bussemaker and van Kersbergen 1999, p.37)。スカンジナビア諸国では、福祉国家のサービスの一環として発達した公的保育への依存度が高い。しかし、フィンランドとノルウェーは私

的な保育を補助し、母親(父親)による子育てを奨励することで、このグループから離脱しつつある。デンマークとスウェーデンでは雇用確保を前提とした、公的保育制度に固執している。フランスは多元化制度を確立し、公的サービスの種類の多様化、公認ベビーシッターの支援、それに民間の在宅保育サービスを利用している人に対する税額控除などの選択肢を提供している。

研究者たちは公的保育サービスを母親と家族の支援手段として考えているが、民間保育サービスに対する補助金の効果については意見が分かれている。これらの政策は通常、親にとっての保育の選択肢の拡大として支持される。しかし、選択肢は平等に配分されているようには見えない。Martin et al. (1998, p.151)は、フランスについて、この制度による選択肢を享受できるのは、首都圏に居住する生活が比較的豊かな人たちだけであると述べている。低所得世帯、子どもが数人いる世帯、シングルマザー、農村地域の母親にとって、依然として保育の問題は解決されていない。スカンジナビア諸国についても同様の懸念をもつ研究者がいる(Illmakunas 1997)。フランスとスカンジナビア諸国における保育サービスの為の手当(Cash-for-care)制度は、育児の男女分業をさらに際立たせ、出産後の女性の労働市場再参入を低下させている(Leira 2002)。育児のために労働市場から身を引くのは通常、母親であるからである。これらの報告を読む際に、フランス、フィンランド、ノルウェーにおいては、それまで広く普及し、高度に発達した公的保育制度の背景の中から、民間(親または有料の)保育に補助金給付を始めたことを念頭におく必要がある。

地中海地域、ドイツ、英語圏諸国の保育状況ならびに保育政策は、スカンジナビアとフランス語圏とは明らかに異なる。これらの国における3歳以下の幼児に対する公的保育サービスは非常に少ない。この年齢の幼児の育児は親ないし家族の仕事

というのが一般的な考えである。唯一、オランダはこの年齢層の幼児のための保育刺激策の導入に成功したが、それ以外の国では3歳児以下の保育所在籍率は低迷したままである。

3歳から就学までの子どもに対する政策は国による違いが大きい。イタリアは、長期にわたって就学前の子どもの公的保育施設の普遍的な普及を追求してきており(Della Sala 2002)、保育を受けている率はヨーロッパの中でも最も高い。スペインは就学前教育を教育の一環と見ており、公的就学前学校の受け入れ率が高くなっている(Valiente 2002)。イギリスは長いこと保育を個人の責任であると見てきたが、最近、民間部門、ボランティア部門を通しての保育サービスを拡大する方向にある(Randall 2002)。ドイツ、オーストリアでは、保育に対する明確な方向性を打ち出していない。すべての子どもを公的保育施設に入れる(ドイツ)、または保育の必要な人すべてにそれを提供しようとする(オーストリア)政策をとっているものの、公的保育は補助的であるという原則を崩してはいない。これらの国では、施設保育は家族による育児を補完するものであり、親自身の育児や親が準備した保育サービスの代替を提供するものではない。

「サービス水準の低い」国のすべてにおいては、保育政策と保育制度は改編の最中である。いずれも公的保育サービスの拡大の必要性については全体的な合意ができている模様である。同時に、保育サービスは地方分散、民営化、民間の活動に移行されつつある。これらの変化が、保育サービスの範囲がスカンジナビア諸国やフランスやベルギーよりはるかに低いレベルの国々で始まっていること考えると、今後、保育サービスへのアクセスや費用負担能力において、社会・経済的な格差が世帯間で拡大することも考えられる。

●児童手当

児童手当制度は幅広い政策意図から発生した

制度である。初期の制度の多くは、子どものいる寡婦、離婚した母親または母子世帯など、特定の世帯グループを対象としていたもの、あるいは孤児に対する手当を支給するものであった。大戦後、いくつかの国は、戦後の何年かにわたって貧困と栄養不良を軽減するため、子どもむけの栄養補助金制度を取り入れた。また、2回の大戦の間には、ヨーロッパのほとんどすべての国が、家族手当制度を導入・維持した。家族手当は子どものいる労働者に支払われ、高騰する物価の打撃を緩和し、経済的な困窮を助けた。しかし、この家族手当の対象となったのは、特定産業の労働者と公務員だけだった。これら初期の家族手当は、ほんの数年間継続したものがほとんどであったが、子どもへの現金給付制度の成立に向けての重要な一歩となった(Bahle 1996, p.53)。

ヨーロッパにおいて、貧困対策や必要に応じた緊急対策ではなく子どもを支援することを目的とする制度の大半は、第二次大戦後に確立したものである。唯一、フランスとベルギーは、第二次大戦以前に制度化され、1945年以降も継続している児童手当制度を確立している。フランスにおいて、子どもに対する現金手当制度が導入されたのは、ナショナリスト、出産奨励主義者、カトリック、フェミニストのグループらが一緒になって政府による家族支援を追求した長い闘争の結果である(Offen 1991; Pedersen 1993; Cova 1991)。手当は、雇用と関連づけられており、大家族の父親に給付されるものであった。また、大家族の母親にも「母の賃金」の名目で追加給付があった(Offen 1991, p.150)。一方、ベルギーにおいては、児童手当制度の設置以降、一貫してその手当は母親に給付されている。ドイツ語圏とオランダは第二次大戦後、賃金抑制の保障として家族手当を導入した(Moeller 1993)。手当の対象は、子どもが数人いる男性勤労者であった。また、イタリアとスペインでも男性労働者むけの家族手当制度が設置されている。スカンジ

ナビア諸国とイギリスは、母親に支給する普遍的な形態の家族手当を選択した。大多数の国で、児童手当の設立当初は、子どもが数人いる大家族だけに支給されるものであった(Wennemo 1994, p.62-64,131)。

1985年までには、それまで雇用ベースに児童手当を支給してきた国々のほとんどが、普遍的給付に切り換え、過半数(13カ国中7カ国)の国で母親が給付の対象となった(Wennemo 1994, p.64-67, 84)。さらに、1950年代から1980年代の間に、ほとんどの国において、家族手当の受給資格から、子ども数、世帯所得、世帯類型などの要項を撤廃する方向に制度を改正した。

その結果として、2001年時点においては、児童手当を雇用ないし雇用をベースとする社会保険に結びつけている国は、南欧諸国とベルギーの5カ国だけとなった。南欧諸国では、受給資格に所得審査を要し、年間所得が一定額を超えない世帯だけに支給している。さらに、イタリアでは、年間所得の70%が従属的な(dependent work)仕事から得たものであることを条件とし、ギリシャでは手当申請の前年に50日間の社会保険加入期間(雇用期間)のあることを条件としている。また、フランスでも受給者制限があり、子どもが2人以上いる家族のみが児童手当を受給する資格がある。しかし、その他の国では、子どものいる全世帯が児童手当の受給対象となっている。このため児童手当は社会権利の原則が最も広く適用されている家族政策といえるであろう。

ヨーロッパ内の大多数の国における児童手当はすべての子どもに支出されているが、その給付金額については、子ども一人当たりの給付金額は、世帯内の子ども数および子どもの年齢によって異なる。唯一、ノルウェーだけが一人一人の子どもを平等に扱っており、例外となっている。ほとんどの国では、子どもの数が増えると給付額も増加するが、イギリスにおいては第二子以降の給付額は

減額される。スウェーデンでは、第一子、第二子は同額であり、第三子以降は増額される。同じくドイツでも、第四子以降の給付が増額される。

子どもの年齢によって給付額に差を設けているのは6カ国だが、そのうち3カ国は、さらに子どもの数によって給付金額が異なる。支給対象年齢は国によって大きな幅がある。ポルトガルは生後12カ月以内と以上で区別し、ノルウェーでは3歳以下と以上で区別している。デンマークでは年齢制限を3、7、18歳に設定しており、オランダは5、11、17歳²⁷⁾、ベルギーは6、12、18歳²⁸⁾、オーストリアは10、19、27歳、フランスは11と16歳である。ポルトガル、デンマークノルウェーでは、給付金額は、子どもの年齢に応じて減額し、逆にオーストリア、

ベルギー、フランス、オランダでは給付レベルは増額する。障害のある子どもに別途手当を支給する国は数多い。

このような子どもの数や年齢によって異なる給付金額構造は、家族支援制度の原則が国によって異なることを反映している。子どもの数によって給付金額に差を設けている国は、子ども1人の世帯よりも子どもが数人いる世帯をより支援したいと考えている。これらの支援策は、出生奨励的な意図よりも貧困を防止し、これら世帯の経済状況を維持することを目的としている。子どもの年齢によって給付額を定めている国は、子どもの成長の段階に応じて親の経費負担が違うことを想定している。

児童手当は育児に要する経費を公的に埋め合わせる制度であると見なされている。しかし、エスピン・アンデルセン (Esping-Andersen 2002, p.53, Table 2.7) によると、1980年代半ばから1990年代半ばにかけて見られたヨーロッパの数カ国における家族関連社会支出の増加は、必ずしも子どものある世帯の可処分所得の増加には繋がらなかったとしている。これに関して、エスピン・アンデルセンは「子ども一人当たりの公的移転が増加しているにもかかわらず、多くの国で子どものいる世帯の所得状態は悪化している」と結論づけている (Esping-Andersen 2002, p.52)。同氏はさらに、ヨーロッパにおいて児童手当は依然として家族支援の重要な手段ではあるが、家族の経済状況を向上させる主要因は、母親の就労であるとしている (Esping-Andersen 2002, p.58)。

5. 家族政策—低出生率の対策となりうるか

家族政策の経緯と現行の施策を出生率との関連からみると、いくつかの特徴が目立つ。家族政策の施策と様式には国による違いがかなり大きい。このため、家族政策が個人の出産行動にどのような効果を与えるかを国際比較するのは困難である。しかし、それでもいくつかの国において、同じ

表4 ヨーロッパの児童手当：2000-2002

国	基本概念	子供数による差	年齢による差
オーストリア	普遍的	あり	あり
ベルギー	雇用ベース	あり	あり
デンマーク	普遍的	なし	あり
フィンランド	普遍的	あり	なし
フランス	普遍的 二人目以降	あり	あり
ドイツ	普遍的	あり	なし
ギリシャ	雇用ベース, 所得ベース	あり	なし
イタリア	雇用ベース, 所得ベース	あり ¹⁾	
オランダ	普遍的	あり ²⁾	あり ²⁾
ノルウェー	普遍的	なし	あり ³⁾
ポルトガル	雇用ベース, 所得ベース	あり	あり
スペイン	雇用ベース, 所得ベース	なし	なし
スウェーデン	普遍的	あり	なし
イギリス	普遍的	あり	なし

出所：MISSOC 2001, 2002

注：1) 家族による

2) 1995年以前に出生の子

3) 1から3歳の子に対する幼児追加

ような出生率ノ傾向、そして家族政策の方向性と家族政策体制の共通点を見いだすことができる。概して、北欧諸国と南欧諸国、それにフランス語圏とドイツ語圏の間に明らかな違いが見られる。

スカンジナビア諸国の家族政策は、母親の就労、母親の育児負担の軽減、育児と雇用におけるジェンダー関係の改善、という三つの目標に持っている。あらゆる年齢の子どもの公的保育サービスが比較的廉価で利用でき(Esping-Andersen 1999, p.66)、子どもの社会権利として(フルタイムの)公的保育施設での保育が保証されている。両親が自分たちの生活水準や雇用について妥協することなく育児ができるように、育児休業制度が備わっている。全体として、家族政策は現金手当よりも、社会サービスの提供に重点をおいているもの、現金手当についても、ここ何十年の間にその社会支出を増やしてきた(Esping-Andersen 2002, p.53)。これは、子どもの家庭保育を補助する方向への公共政策の転換とも合致する。フィンランドとノルウェーでは、家庭における保育手当を導入することで雇用とジェンダー平等の志向性を弱めたものの、公的保育施設を利用する親と子どもの権利を狭めたわけではない。

南欧諸国では、出産・育児に関連する家族政策はほとんど策定されていない。3歳以下の子どもの公共保育施設は稀で、(イタリアを除く)それ以上の年齢の子どもの公的保育は未発達、かつ保育経費は比較的高い(Esping-Andersen 1999, p.66)。育児休業は無給である。児童手当はあるが誰でも受給できるわけではなく、金額もヨーロッパの水準からみると極端に低い(Esping-Andersen 2002, p.62)。加えて、これら諸国には、(若い)女性と男性の雇用を支援する労働市場政策もない。このため、若い家族は雇用についても育児についても、危険にさらされている。

その他の大陸ヨーロッパ諸国の家族政策は、スカンジナビア型から南欧型まで幅広く分布してい

る。フランス語圏のフランスとベルギーは、母親の雇用を支援する政策を追求している。両国とも公的保育サービス、公的財政援助の保育サービスが発達しているが、家庭保育を支援する方法が異なる。フランスはいろいろな手当を支給することで保育義務を果たす母親を支援し、ベルギーは、仕事のローテーションと柔軟な労働市場構造に重点を置いている。

オランダとイギリスの家族政策は、同じように、労働市場参加と民間保育サービスに優先順位をおく原則に則している。双方とも、市場ダイナミクスを奨励して多様性と幅広い選択肢を増やすことをめざしている(Mahon 2002, p.354)。

ドイツ語圏のオーストリアとドイツでは、家族政策は母親と彼女たちの労働市場からの退出を進めることに焦点をあてている。公共政策は、公共保育よりも私的な保育を優先している。雇用と保育を両立させることにむけた政策規定は整備されておらず、一貫性にも乏しい。家族手当は寛大に出されているが、保育に関する手当は小額で、生計を維持するには不十分である。両国の家族政策は、直接的、間接的に、育児に携わる母親は男性の稼ぎ手に扶養されるという考えに固執している。

ヨーロッパにおけるこれらの家族政策のパターンを出生率パターンと比較すれば、本論の最初の疑問への回答は自明の理であるかと思われる。家族政策を労働市場政策、保育政策ならびにジェンダー政策の一部と見なしている国は、超低出生率以上に出生率を維持することに成功しているように思われる。これは、小さな子どもがいる場合でも、女性も男性も雇用と所得を確保し維持できるようにするため労働市場の変革を目指す政策戦略が必要であることを示唆する。親の雇用確保の前提として公的保育サービスの大々的な拡大が必要である。さらに、家族と社会の中での性別分業と育児責任に関するジェンダー契約を変革することを旨とした政策が必要である。女性の雇用と公共保育

サービスを増大させることをうたうEUの目標は、ヨーロッパにおける女性の育児責任、女性の雇用、家族政策と出生率向上に関する論議を新しいまな板に載せる第一歩である。

注

- 1) Council Directive 96/34/EC 1996年6月3日付. UNICE, CEEP, FTUC (OJL 145, June 19, 1996, p.4-6)で結論の出た育児休業に関する枠組協定.
- 2) 2000年のデータ (Council of Europe 2001).
- 3) 民主的政権を継続的に戴かなかった諸国は、スペイン(1975年まで)、ポルトガル(1974年まで)、ギリシャ(1967-1974)ならびに旧社会主義諸国である.
- 4) 図2は特定地域に所属する諸国のTFR変動と地域間の変動を示す。地域分類は下記のとおり。
北歐—デンマーク、ノルウェー、スウェーデン、フィンランド
中歐1—ドイツ(東部は含まず)、オーストリア、スイス
中歐2—フランス、ベルギー、オランダ、U.K.
南歐—イタリア、スペイン、ポルトガル、ギリシャ
東欧—ポーランド、ハンガリー、チェコ共和国、スロベニア、ブルガリア、ルーマニア
変動値は〔「北」のデンマーク、ノルウェー、スウェーデン、フィンランドの〕特定地域の諸国のTFRをもとに、5-6歳グループの年数を算出した。東部ドイツを東欧諸国の中に入れて計算した(ここでは示していない)。東部ドイツで1990年代初めにTFRが急激に低下したため、地域内の変動値は1990-1995年の間で増大するが、全体的には地域内で均質性の度合を高める傾向をとり、横ばいないし多少増大傾向にある地域間の変動値も、この増加に左右されることはない。
- 5) TFRは出産時期の変化を敏感に反映するため、人口学者は、完結コホート出生率の方が出生率の測定値としてより適切だと考える。ただし、政治的には、出生率低下と家族政策が出生率にもたらすと考えられる影響に関する議論は、TFRまたは出産数を中心にする。
- 6) Kogel (2002)は、時系列でみた場合に、負の関連性が逆転することはないことを発見した。しかし、同研究は、1985年以降、負の関連の程度や意義が減少しているという説をある程度裏付けている(Kogel 2002, p.3)。
- 7) オーストリアとドイツで、最近、出生奨励のキャンペーンを実施し、そのスローガンを掲げたところ、国民からの反発が強く、撤回せざるを得なかった。
- 8) 人口学の例としてはHoem, Prskawetz and Neyer (2001)を参照。経済と労働市場政策に関する一般的

な研究と参考として、Hemerijck and Schludi 2000を参照のこと。

- 9) パートナー関係にむけた家族政策は、民法による結婚規則に福祉国家制度とその税制での配偶者の認定に密接につながっている。1950年代と1960年代は結婚を基盤とする政策がヨーロッパでの家族政策の主な構成要素だった。1970年以来、結婚、税制、福祉国家制度の間の結びつきを弱める傾向があった。スカンジナビア諸国は、この過程で最も極端なところまでいき、税制と福祉国家制度を個別化した。大陸ヨーロッパ諸国は、現在も、結婚制度を広く認め、配偶者に無料か低料金で保健サービスを受ける権利を与え、寡婦には年金を給付し、直接・間接の税控除を認めている(OECD 2001, p.142)。
- 10) この理由は二つある。一つは、税制を通しての手当は、それだけ課税対象所得の多い母親または父親しか享受できない。第二に、世帯内に子どもがいる場合、税制では(住宅など)他の項目の方がより高く控除できる。その税金控除が「平均的」世帯の家計にどの程度影響を及ぼすかは比較がむずかしい。
- 11) エスピン・アンデルセンは、南欧福祉国家はあいまいな例だとは言っているが、南欧福祉国家を大陸の福祉体制の一部と見る傾向がある(Esping-Andersen 1999, p.66)。
- 12) Gornick, Meyers and Ross (1997, p.53)は、18の家族政策と学校指標を使って、出産休暇、賃金に代わる給付の額、カバー範囲、雇用保護、育児休業、産休手当、育児支出、育児中の税支払い免除、保障された育児適用範囲(0歳から2歳)と(4-5歳)、公的資金による保育施設に在籍する0歳から2歳、3歳から学齢期までの子どもの比率、5歳児の小学校前保育施設ないし学校の在籍率、公的資金による放課後学童保育に在籍する子どもの比率、義務教育の年齢、通学日、学校年度、継続的授業日について調べた。データのある諸国については、母親の雇用を支援する手だてについても調べ、親に直接、支払われる現金支出(子ども手当と資産調査を経ての支援金)と比較した。
- 13) Anttonen and Sipiläは、社会的高齢者介護サービスと保育サービスについて調べた。ここでは保育サービスについて報告した。
- 14) 政策論議の差異についての記述は、ヨーロッパ内の地域間の主な違いのみ強調していることに注意する必要がある。異なる地域の諸国間それに一国の中でも、議論百出である。ノルウェー、スウェーデン、デンマークの間の違いについてはSainsbury 2001;ドイツ、オーストリア、スイスの違いについてはNeyer 1997を参照。
- 15) 国際労働機関(ILO)の母性保護条約1919(No.3)、改訂1952(No.103)、勧告1952(No.195)、改訂2000

- (No.183), 勤告2000(No.191). 妊娠中の労働者と最近出産した労働者ないし母乳保育をしている労働者の保護に関する欧州議会指令92/85/EEC.
- 16) Council Directive 96/34/EC 1996年6月3日付. UNICE, CEEP, FTUC (OJL 145, June 19, 1996, p.4-6)で結論の出た育児休業に関する枠組協定. この指令では, 1998年6月3日までに規則を国内法に統合するよう求めている.
- 17) イギリスをのぞき, 他の全部の国は, 狭い意味での育児休業とはいえないが, 何らかの休業の選択肢がある. 1985年以来, ベルギーは, (一部有給の) キャリア休業または期間3カ月から12カ月にわたっての勤務時間短縮の選択肢を与えた. 短縮勤務時間の期間は5年を上限に延長できる. このキャリア休業は, 少なくとも週の勤務時間の4分の3を雇用されていた労働者すべてに適用される (Deven and Neulan, 1999, 143). 育児休業は, 公務員の間では長期にわたって確立されていたが, 民間企業ではまだだった. ルクセンブルグは, 1988年以来有給のキャリア休業を選べるようにしていたが, 同じ仕事ないし同等の仕事に復帰する保証はなかった. アイルランドとイギリスはまったく新しい法律を導入しなければならなかった (Falkner 2002).
- 18) 1970年代初めに開始した在宅保育手当制度は, 1985年には育児休業と保育制度の恒久的な一部となった. 1990年に, この制度の適用は3歳以下の子どものある親すべてに拡大された (Simonen and Kovalainen 1998; Ilmakunnas 1997).
- 19) その理由は, 現行規則を変更せずに, ポルトガルがEU指令を新しい法律として制定したことにある (Falkner et al. 2002).
- 20) 育児休業の父親の取得率は現在も低く, オーストリアで1%, ドイツ2%, デンマーク3%, オランダ9%, スウェーデン, ノルウェー, フィンランドが46-69%である (Bruning and Platenga 1999; Leira 2002). 取得率が高いからといって, 父親と母親が平等に育児休業をとっているというわけではない. 1990年代にスウェーデンの父親がとった育児休業は使える日数の10%程度にあたる27日から36日の間だった (Sundrom and Duvander 2002, p.437).
- 21) オランダは1990年に育児休業を導入したが, パートタイム制だった. EC指令で要求する期間よりも長い育児休業の選択肢を提示したが, 労働市場政策は男女ともにパートタイム就業を推進していた. オランダは現在, ヨーロッパ内で最大のパートタイム就業者率をもつ.
- 22) イギリスは初期の保育網を維持しきれなかった. 実際, イギリスの保育所と保育学校の在籍率は20世紀の初頭に低下した (Bahle 1995, 102). Kamerman (2000, 4)は, これを保育所の内容を向上させ, 就学前学校と統合しようとした制度的, 政治的な失敗に原因があると指摘している (Kamerman 2000, p.4).
- 23) Hemerijck (2002, p.198)によると, オランダは, 最も高率の企業運営ないし補助金を受けた民間の保育施設をもつ.
- 24) オーストリアの場合, 1957年の出産休暇法は雇用主が保育施設を提供するか, 公共の保育施設に資金を寄付するかを決めた規則を撤廃させてしまった.
- 25) デンマークでは, 1950年代後半には公的保育の拡大が始まっていたが (Sipila et al. 1997, p.37), それが1960年代半ばの立法化で一層はずみがついた (Borchorst and Siim 1987).
- 26) 手に入る統計をそのまま比較することはできない. これは利用範囲の計算方法が違うことに一部原因がある. Korpi (2000, p.245)が言うように, データが在籍している子どもの比率を正しく示しているのか, 保育施設に行く権利をもつ子どもの比率なのか, 実際に受け入れ可能な数字のことなのか, はっきりしないことが多い. さらに, チャイルドマンダーなどの個人的な形態の保育サービスを利用している子どもがデータに必ず含まれているという保証もない. 保育関連統計の収集と比較可能性の問題については, European Commission 2002を参照.
- 27) オランダでは二つのシステムが使われている. 1994年以前に生まれた子どもむけの子ども手当は, 年齢と一家の中の子どもの数によって給付される. 1995年以降に生まれた子どもの家族手当は子どもの年齢だけを基準に給付される.
- 28) ベルギーは, 現在, 子どもの生年により, いくつかの制度を使っている.

参考文献 (紙面の関係で省略)

- (注) 本論文の原文 (英語版) を社会保障・人口問題研究所ホームページにおいてウェブジャーナル *Journal of Population & Social Security* の特集として掲載するので, 参考文献についてはこちらを参照のこと.
- (Gerda Neyer マックスプランク人口研究所上級研究員)

午後の部＜パネルディスカッション＞

編集 勝又 幸子



問題提起

阿藤 午後のパネルディスカッションの前座役として、日本でどういことが問題になっているかを披露したうえで、各国の専門家の先生に各国の事情、あるいはその地域の事情についてお話をいただければとおもいます。既に午前中の議論で国際的比較の話が相当出ており、かなりオーバーラップする部分がありますが、主としては日本の特徴および位置づけをはっきりさせることを一つの目的にお話をしたいと思います。

先進諸国の合計特殊出生率の多くは70年代にいわゆる人口置換水準、2.08を下回りました。そして北欧諸国、フランス語圏、英語圏の諸国の合計特殊出生率は80年代半ば以降にやや持ち直して2.1まではいきませんが、1.7から2.1の間になっています。それに対してドイツ語圏の出生率は70年代半ば以降に低下してその後低水準のまままで推移しているのが全般的な状況です。オランダは最近少し持ち直しております。(図1)

それから南欧諸国です。出生率の低下はやや遅れて80年代に置換水準を下回ったのですが、その

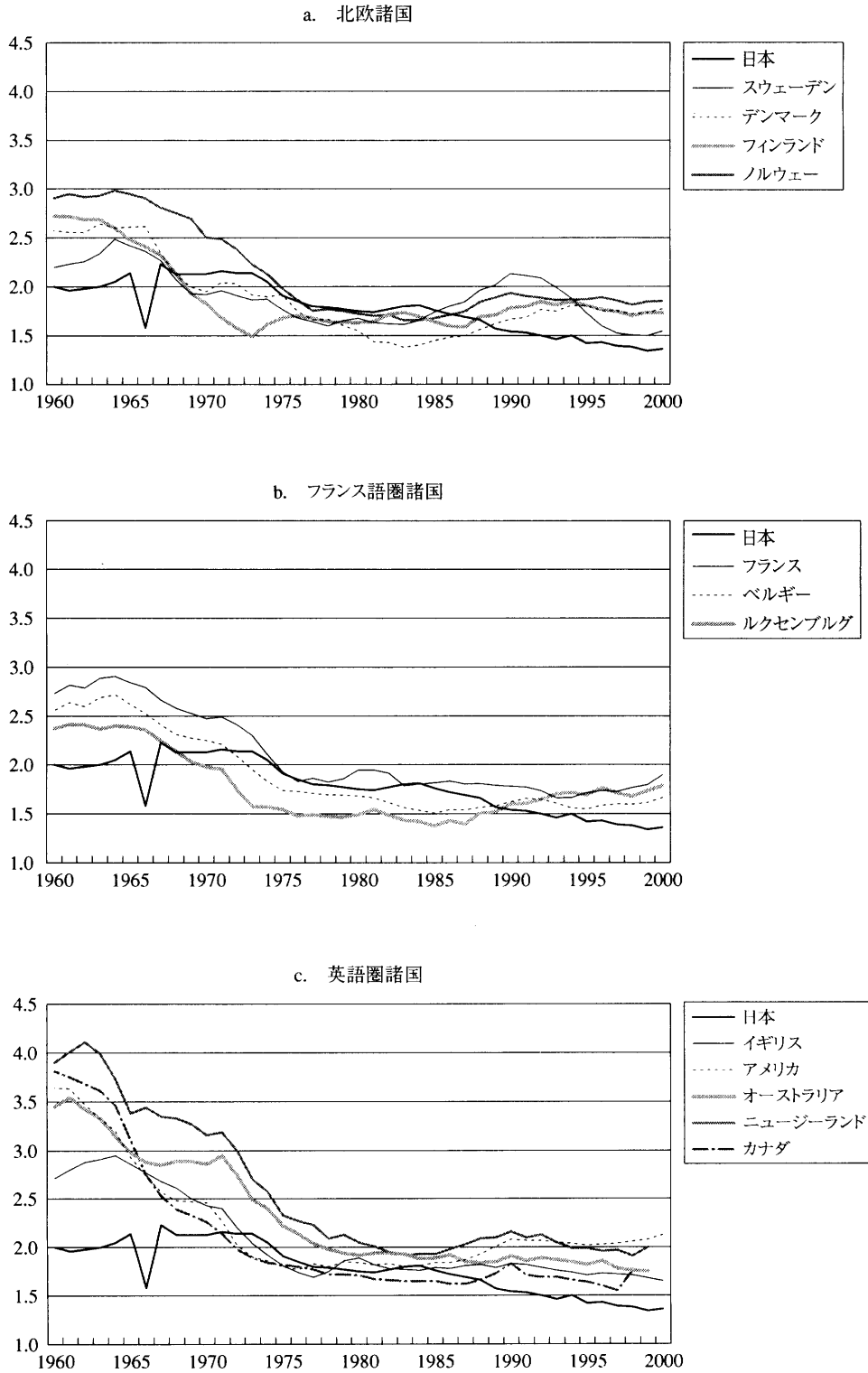
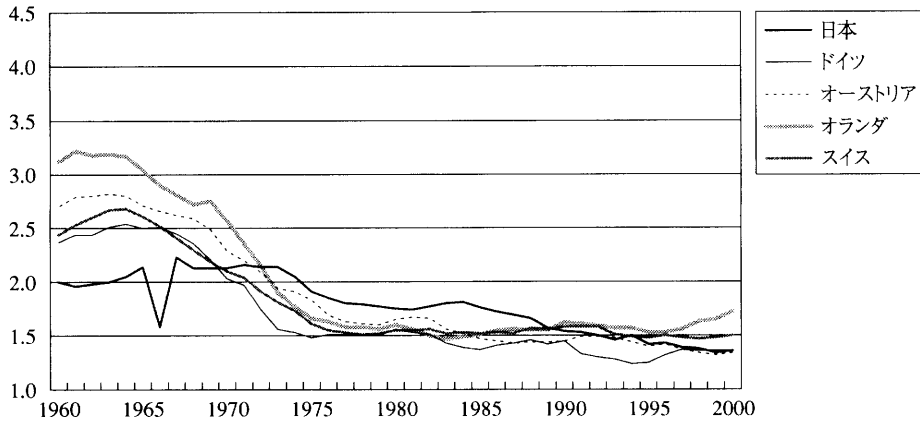


図1 特殊合計出生率の推移

d. ドイツ語圏諸国



e. 南欧諸国

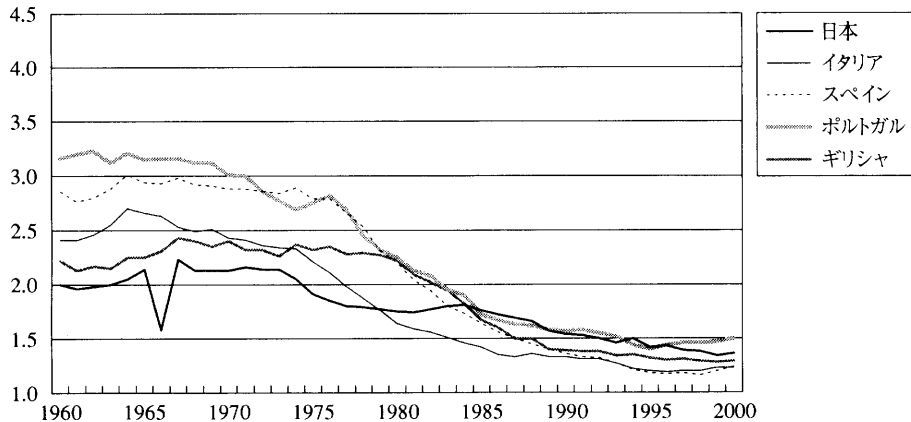


図1 特殊合計出生率の推移(つづき)

後下がり続けて、現在先進国の中で最も低水準のグループにあるという状況です。その中で80年代半ば以降については、日本の出生率の動向というのはドイツ語圏、あるいは南欧諸国とよく似ているという状況にあるわけです。

70年代半ば以降の出生率の低下、これを日本では少子化と呼んでいます、それがどういう人口学的なメカニズムで起こったかということです。この点で先進国の理由は共通しており、出産の高年齢への先送り、先延ばし、などによって起こっていると考えられています。午前中ゴリーニ先生からグ

ラフが示されたと思いますが。要は全体に出産が20代から30代へと先送りされていることによって起こっております。日本の例ですが、女性の20代および30代前半の未婚率が大きく上がっていることにはあらわれています。さらには結婚した人の初婚年齢がどの国でも大変上がっています。そして出産年齢もほぼ30年間上がり続けています。(図2)

ただ、現在先ほど出ましたようないわゆる高出生率グループと低出生率グループを比較してみますと、高出生率グループのほうは30代での出生率の上昇、よく人口学のほうでキャッチアップと言いま

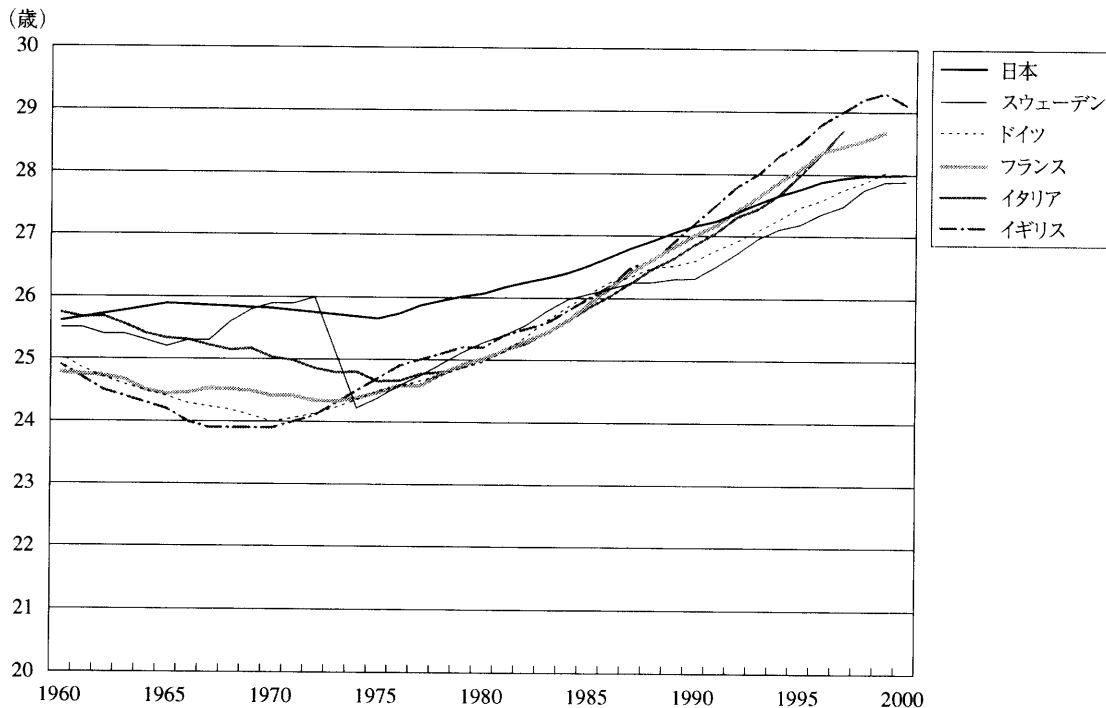


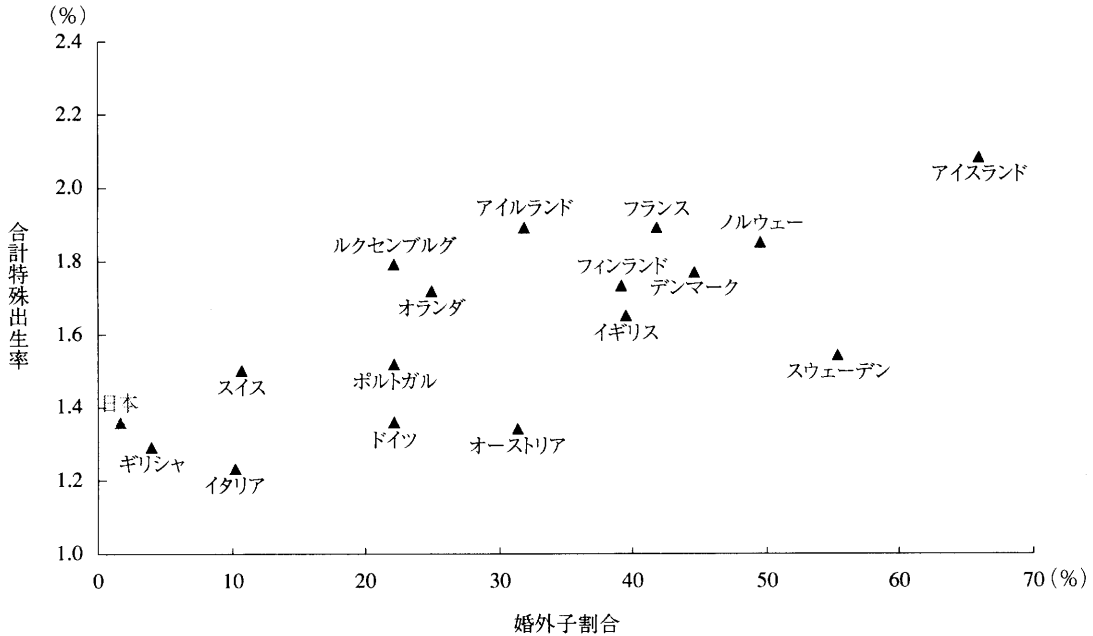
図2 各国の第1子出産平均年齢の推移

すが、この30代での出生率の上昇が顕著に起こったということで全体の出生率が80年代から比較的持ち直しているのですが、日本を含む低出生率国のグループでは、そのキャッチアップ現象が大変弱いにもかかわらず、20代の出産が減り続けています。これによってあえて言えば超低出生率グループが存在するということになるわけです。

ただ、人口学的メカニズムの中で、2つのグループの間で違う現象がもう1つあります。それは高出生率国グループでは、この間に同棲婚外子の傾向が大変広がって、いわば晩婚、晩産の先送り現象を緩和したという側面があるわけです。それに対して低出生率国のグループでは、特に日本ならびに南欧諸国では、同棲婚外子がほとんど広がらなかったということがあります。これはよく出されるグラフ(図3)ですけれども、先進諸国の中で比較してみますと、婚外子割合が高い国ほど合計特殊出生率が高いという傾向が大変顕著であります。日本と

南欧諸国における婚外子比率の低さというものがある何を意味するかというと、あえて言えば伝統的家族規範の強さ、別の言い方をすれば恐らくライフスタイル選択の自由度の低さを反映したものであろうと思われる。

そういった未婚化、晩婚化、晩産化、少子化、あるいは国によっては同棲婚外子の増大の背景にはどういったことがあったのか。これも既に午前中に触れていましたが、先進諸国に共通する背景の1つは何といたっても女性の社会進出に伴う仕事と家庭(家庭といっても家事、育児、介護を含むものですが)、の両立の難しさが増したということであろうと思います。先進諸国においては、60年代以降女性の高学歴化が続いてきましたが、特に90年代、その傾向が大変顕著になっております。言うまでもなく高学歴化というのは、賃金ポテンシャルの上昇をもたらします。そして同じく先進諸国においては70年代以降子どもを産む年齢、再生産年齢期間の女



資料：Council of Europe, Recent Developments in the Member States of the Council of Europe, 2001.

図3 先進諸国における婚外子割合と出生率(2000年)

性の労働力率が上昇を続けてまいりました。この女性の就業機会の拡大というのはよく言われるように育児の機会費用(オポチュニティ・コスト)というものを高めたと言われているわけです。ですから女性の労働力率が上がっていく国は出生率が下がる傾向が確かに1970年代に見られたわけですが、午前中にゲルダ・ネイヤー先生からお話があったように、90年代になりますと一種のパラドックスが起こってきております。これは北欧諸国、フランス語圏諸国、英語圏諸国、いわゆる高出生率のグループでは女性の労働力率も出生率もともに高い傾向があり、ドイツ語圏諸国では女性の労働力率のみが高く、出生率は低い。そして日本と南欧諸国は両方とも低い。そういう傾向が見られているのです。

高出生率国グループでは、この子育ての機会費用を押し下げる何か社会的、政策的な条件が働いているのに対して、低出生率国グループでは、この子育ての機会費用の上昇を抑える社会的、政策的

条件が働いていないものと推測されます。その1つは、言うまでもなく先ほどから出ております家族政策、あるいはもっと広い意味での社会政策であります。もう1つは、この図(図4)にありますように家庭内における伝統的性別役割分業意識の強さではないかと思われま。いわゆる男は仕事、女は家庭という意識はヨーロッパ、アメリカでも1960年ごろまで大変強かったわけ。それがその後、大変大きく変わってきた。しかし大きく変わった国と変わらない国があります。そのことが子育ての容易さ、難しさにつながっているのではないかということです。

次に家族政策に話を移しますが、少子化そのものへの政策的関心がどの国でも同じようにあるとわれわれは思いがちです。ほかの国ではどうかといいますと、先進国の中でいわゆる出生促進的な政策目標をある程度ははっきり掲げている国はフランス、あるいはフランス語圏の幾つかの国に限られ

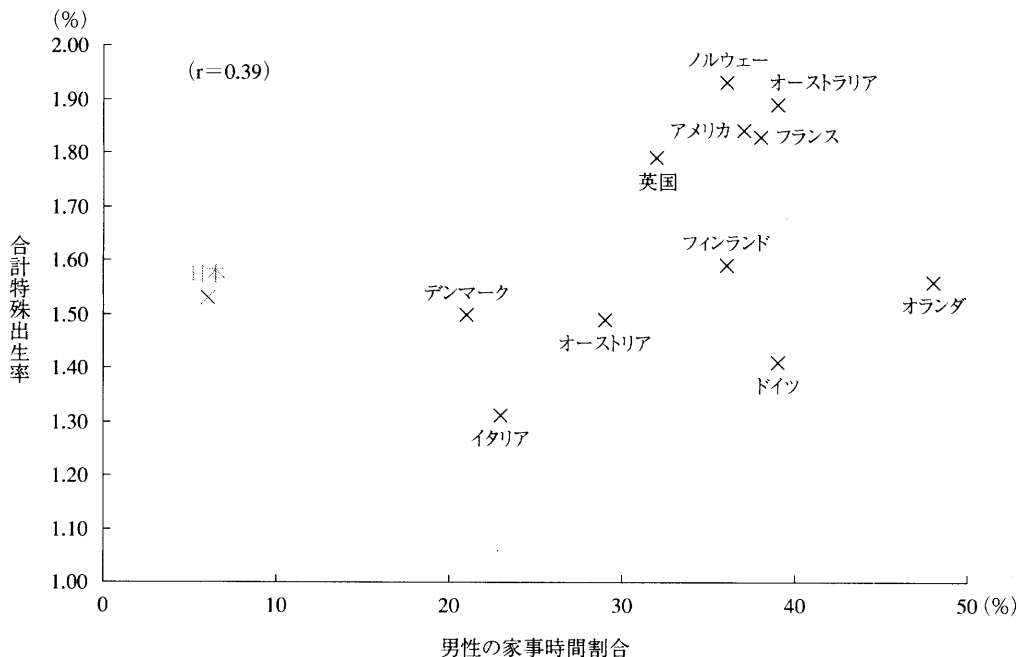


図4 先進諸国における男性の家事時間割合と出生率(1995年)

と思います。これは実際に国連のアンケートでそういう結果があらわれています。いわゆる日本や南欧諸国のように、それからドイツ語圏もそうですが、低出生率国グループでは、確かに国連のアンケートで出生率は低過ぎるという認識を持っているわけですが、出生促進的な意図は否定しております。1つはこのディスカッションでもなぜそういう出生促進的な政策目標が忌避されるのか、この理由について議論できたらいいと思っております。

具体的に子育て支援の政策では大きくって2つありまして、1つは女性の社会進出に伴う仕事と家庭の両立の難しさをどう緩和するか。つまり仕事と家庭の両立支援策であります。もう1つが子育ての経済的支援。これが大きな2つの柱になります。その両立支援のほうをさらに2つに分けますと、1つは、これも先ほどだいぶ議論がありましたように、出産・育児休業制度であります。これについてはゲルダ・ネイヤーさんのお話があったので、図表のほうは省きます。いわゆる出産休暇の長さ、その所

得保障、手当というのは各国間でそれほど大きな差はないと言うことができます。それに対して育児休業制度のほうは、時代的には70年代以降に発達したという背景もあるのかもしれませんが、制度、休業期間、それから手当の手厚さという点で国による大きな違いがあります。

北欧諸国は所得保障型、賃金の何パーセントを保障するという形です。フランス語圏、ドイツ語圏では一般的に一律手当型、そして南欧、英語圏諸国は保障がない、無保障型の傾向があります。ただし日本とイタリアは所得保障型であります。それから休業期間が3カ月から3年間と大変多様です。一般的に一律手当型の国は3年間ぐらいです。所得保障型は大体1年前後という傾向があります。それから休業中の給付は、週単位に直して支給総額が給与前賃金の何週間分に相当するかをあらわす完全保障期間で測っています。その完全保障期間の長さを調べてみますと、これは第3子以上ですが、北欧諸国とフランスでは40週間を超えるのですが、

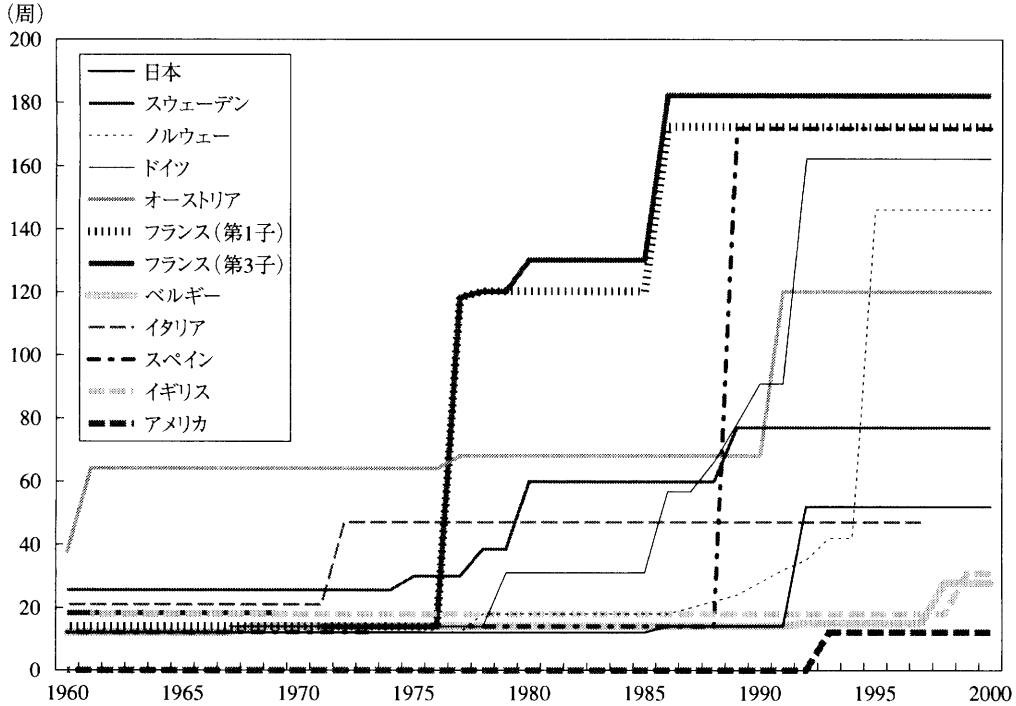


図5 育児休業期間(最長)週換算

日本も含めて他の国々は20週間前後が一般的であります。詳しい図はお手元にございますので、後で見てみてください。

もう一つの保育サービスですが、保育施設入所率というのは3歳以上～6歳未満についてはほとんどの国が70%以上と差がそれほどありません。ただし日本は50%程度で、低水準にある傾向が見られます。それに対して3歳未満児の保育施設入所率というのは、先進国の間で0%から60%と、大変大きな差があります。これも北欧諸国とフランス語圏諸国では高く、ドイツ語圏諸国、あるいは南欧諸国で低い、そういう傾向が見られます。この点で日本は20%程度で中間的となっています。3歳未満児の保育施設入所率と出生率の間には幾分か正の相関があって、保育所入所率が高い国ほど出生率が高い傾向が大まかなながら見られます。それに対して以上～6歳児についてはそのような傾向は見られません。

両立政策の中で忘れてはならないことに、北欧諸国を中心として男性の育児へのかかわりを高める目的で出産時に1、2週間のいわゆる父親休暇が義務づけられており、法定育児休業の中ではほぼ1か月間(4週間)を男性に限るという、日本ではパパクォーターと呼んでいます男性だけがその権利があるという制度を導入しています。それがあるのはスウェーデン、ノルウェーですが、男性の育児への関わりを高める努力が一方であるのです。

結論的に言うと仕事と家庭の両立支援策というのは、全体としてまず北欧諸国で手厚く、次いでフランス語圏諸国が続き、そして日本を含めて他の諸国は両グループに比べて低水準であると言えるのではないかと思います。

2番目の家族政策の大きな柱は、育児の経済的支援策であります。これも図表は省きますが、まず児童手当制度につきましては、欧州諸国の児童手当制度には支給率、適応年齢について大まかに言

えばそれほど大きな差は見られない。歴史的変化も小さいという傾向があります。しかし中で一部英語圏諸国と日本の水準は大変低いということが言えそうであります。それから所得税における控除というものがありまして、先ほど申しました一部英語圏諸国と日本はむしろ税制における控除が経済的支援の中心になっている傾向があります。

経済的支援全体としては、これはフランス語圏諸国が最も手厚く、そして北欧諸国、ドイツ語圏諸国がそれに続き、南欧、英語圏が最も低水準です。日本は先進國中、低水準のグループに属するのではないかと判断できます。

家族政策全体としてあえて大まかに結論を言うとしたら、北欧諸国とフランス語圏諸国は仕事と家庭の両立支援と育児の経済的支援の双方において最も手厚い政策を行っていると思われます。問題は両グループの高出生率というものがこういった家族政策の手厚さによるものなのかどうか、この辺はひとつ議論の焦点になろうかと思えます。逆に日本と南欧諸国、それにドイツ語圏諸国は全体として家族政策が弱い。これらの国グループの低出生率というものはこのような家族政策の弱さによるものなのかどうか。あるいはほかの理由なのか、これもまた議論の焦点であろうと思えます。

もう1つ逆説的な話でありますけれども、英語圏の諸国は全体として家族政策が最も弱いわけです。それにもかかわらず出生率が最も高いグループにある。一体それはなぜなのかということも議論する余地があると思えます。

そういう出生率の動向、その背景、そして家族政策の現況、そこにおける日本の位置というものを知ったうえで、このパネルディスカッションでどういふ議論をしていただきたいかということも10項目ほどにまとめております。これは既にお手元のパンフレットに書いてございます。

午後の部 パネルディスカッション 第1部

司会(勝又) 討論のポイントの1で、先進諸国において、合計特殊出生率が人口置換水準以下に低下したままの状態が続いている人口学的、社会経済的理由は何か。この問題、超低出生率の問題に頭を痛めているといえますか、先ほどご紹介がありました南欧の国の1つでございますスペインからどのようにお考えになりますでしょうか。

アナ・カブレ(スペイン) 何が理由でこれだけ根源的な出生率、また家族そのものの変化がもたらされたのか、なかなか理由は難しいですけれども、私の国スペインにおいてはこの変化というのは過去25年間生活のあらゆる側面において見られた劇的な変化と関連があると思われま。政治の分野においても大転換がありましたし、また国の歴史始まって以来初めてという過去25年間民主主義が貫かれてきたという状況がありました。その間、法律の改定もあり、あらゆる分野における女性の平等な権利、それから18歳で成人するということですが、18歳未満の青少年の権利が確立されました。

また国際的な分野との関連でも、スペインは1986年にEUに加盟したことをきっかけに、生活のあり方が大きく変わってしまいました。70年代スペインにおいては景気の低迷が続き高失業率でした。労働人口の25%近い人が失業していた深刻な状況も、その間ありましたがその後大きく変わりました。

女性の置かれている状況も機会均等あるいは平等な権利という観点からだけではなく、労働参加率、労働力率の上昇という観点からも大きく様変わりをしたわけです。さらに教育という観点からもスペイン女性は男性よりも高等教育の履修率が高くなりましたし、大学入学者についても欧州平均よりもスペインの女性の大学入学率は高いという状況になっております。これだけ劇的にあらゆる事柄が変わって、その結果家族も、また社会における男性、女性の果たす役割も大きく変わってきたわけです。

いわば家族モデルの転換期でした。

男性が稼ぎ手であって、女性が家事をやっている、相互補完的な役割モデルだったものが、まだ完全な意味で平等、対等ではありませんけれども、それに近づいてきたという状況があります。またこの転換期には非常に先行き不透明感、不確実性というものが拡大をしたこと一方、将来が不確定であるから、家族生活にかかわるありとあらゆる意思決定が先延ばしされるという側面もあったと思います。特に南欧においては将来の不安があると思いますし、完結出生率にも影響が出てきました。これは一過性と思いますが、幾つかの原因でかつてと比べると出生率が非常に低い状況が続くだろうと思っています。

勝又 低出生率ということで申しますと、私どもマスコミなどで聞いております話ではデンマークはある意味では低出生率をいろいろな形で克服した国と理解しております。デンマークは低出生率を克服した国ではありますけれども、これまでさまざまな形で努力してやっと克服したと理解しておりますが、克服した国のデンマークにお住まいのクヌズセン先生から見まして、この合計特殊出生率が人口置換水準以下に低下したままの状態が続いて人口学的、社会経済学的理由というのを、どういうふうにお考えになりますでしょうか。

クヌズセン(デンマーク) はい、ありがとうございます。先ほどお話がありましたとおり、デンマークは極端に低い出生率の国とは考えていません。つまり、ゴリーニ先生がおっしゃったような意味で、超低出生率国ではもはやなくなったわけです。カブレさんがいらっしゃるスペインにおいてもいろいろな措置がとられていますが、それらをさらにずっと早くからスタートしたという状況ではないでしょうか。また、変化に関しても早く起きたと言えます。例えば女性の労働力率も早くから高まり、高学歴化もどんどん進みました。そして女性が、例えば子育てにおいても仕事においても、労働市場でも機

会均等が実現されていた。したがって、家族の中においても平等になっていたと言えると思います。

デンマークは北欧の一国という意味で、文化的に、また、政策措置ということで、家族政策に関する考え方も共通した伝統的なものがあったと思います。こどもに対する政策ということに関しての考え方も、社会連帯的なものがありました。

出生率という観点から、いわゆるキャッチアップを果たすことができたのは、例えば70年代、出産、子育てを先延ばしにしていた人たちが、こどもは持ちたいと思ってはいたのだけれども、本当にもう少し待ちたいと思っていた人たちであったということが明らかになりました。50年代のコーホートと、それよりも少し前に生まれたコーホートを比べると、50年代のコーホートのほうが出生率は低くなっています。

デンマークにおいて、家族は共稼ぎというのが基本であると考え方が完全に変わりました。したがって、男女ともに成人期間は、労働市場に参加しているのが普通であるということ。たまたま自分は女性で、労働市場に参加をしていて、そしてその次に家族を持つ母親であるという、そういう順番認識になってきています。

ですから、労働しながらも家族を持つことができる、それをどう支援したらいいのかという支援策についての考え方になります。仕事と、それから家族の両立を支援するというのが考え方の中心になっています。

勝又 2番目の質問です。少子化(と長寿化)が続いた結果、日本を含めてほとんどの先進国で、将来、従来の予想を超えた高齢化が進むと見通されています。高齢化の見通しとその帰結についての国民的関心はいかかなのでしょうか。

クヌズセン これは、低出生率とは全然関係ないことだと思われていると思います。つまり高齢化と少子化というのは別々に考えられています。議論も別々にされているということです。高齢化は、主

に経済的な議論というふう考えられています。60年代のコーホートは非常に人口が多くて、68年も同様にずっと非常に甘やかされて育った人たちが今度は年金生活者になったときに、社会の経済的負担は非常に大きくなると言われています。そういう意味で高齢化は社会の健全性をどう保つかという観点から議論されています。

出生率の傾向と、それから高齢化ということをつなげて論じる人がいないわけではありませんが、まれですし、高齢化というのは経済の問題であると考えられています。

それから労働力不足が大きな議論で、これは低出生率、少子化と関係があると議論されています。移民を増やすことで労働力不足を解決することに関しては、国民の反対意見が多いので、低出生率の関連で議論されています。

勝又 最近、少子高齢化の言葉で議論されることが、私どもの周りでは多いのです。それは子どもが減っていくと、今まで考えていた以上に高齢化が早く進むのではないかと、早く進んだ場合は、どうそれに対応していったらいいのかという、不安をあおっているわけです。ほかの国で、少子化と高齢化というのを非常に近づけた形で議論されるような国があるかどうか。もしあったら、どういう議論がそこにあるのでしょうか。

ブラウ(アメリカ) アメリカ合衆国では、答えはノーなのです。つまり、デンマークと同じように、この2つの問題は全く別個の別々の問題というふうにとらえられています。

高齢化問題というのは、言ってみれば実りのない共和党と民主党のあいだの不毛な議論であるというふう考えられています。民主党の場合には社会保障(年金)を民営化したいということが背景にあって、しかし、それはそれなりに代価を伴うだろうと。一方、民主党の場合は、現行制度を全くそのまま継続したい。しかし、それをやっていくことにもまたコストが伴う。賦課方式になっていますの

で、高齢化が進むにしたがってより多くの退職者を、より少ない数の労働者が支えなければならないという状況になるということです。

デンマークと同じように、しかしながら、少子化と高齢化というのを一緒につなげた議論は行われていません。

ルタブリエ(フランス) フランスの場合なのですけれども、アメリカとは対称的と言ってもいいと思います。つまり、高齢化問題と少子化問題は一緒の問題ということで、つなげて議論されています。ただし、強調されているのは主に経済的な議論です。高齢化、それから人口減少、これが経済に与える影響ということで、とりわけ年金債務問題が大きく議論されています。労働人口を増やさなければいけない、また、雇用も促進しなければいけないという、方向になってきているわけで、この2つの問題に関しては、そちらの方向への解決策の模索が続いています。少子化問題というのは、家族政策分野において議論されることが多いと思います。

勝又 日本では、少子化問題への政策対応を考える際、出生率上昇を目指すのではなく、子育て環境の改善を目指すべきとの意見が支配的です。国民の間における出生促進政策(あるいは一般的に人口政策)への反応はどのようなものでしょうか?

カブレ スペインにおいては、家族政策とかあるいは人口政策とか、過去25年間、はっきりとそういった形で打ち出されたものは全くありません。唯一の人口政策というのはフランコ政権下の頃のものだけで、したがって一般の人々もそういうものが出されてもよく検討もせず、また受け入れもしないと思います。ここまで低い出生率というのは危険であるという警鐘を鳴らす人たちがいましたけれども、これは高齢化の問題、それから年金の問題から言われただけで、政府側からの警鐘ではありませんでした。むしろ銀行、保険というようなもの、つまり民間保険を売り込もうとする人たちが力を入れて

言っていたと思います。現在、政府は、制度改革を十分に時間をかけて行えば、年金問題は解決できると表明しています。したがって、たしかに低出生率だったのですけれども、その間それを直そうというような政策は出てきませんでした。その後、大幅ではありませんけれども出生率が若干回復し、傾向として変わったということで、しかしその間に家族を支援するためのいろいろな措置を行うべきであるという意見が国民のあいだから出てきました。これも家族政策とか人口政策という国が行うことではなくて、一般の支援策ということです。

来年(2003年)には、地方、国、あらゆるレベルにおける選挙が予定されています。そして政党のキャンペーン活動では、家族関連を中心としたいろいろなキャンペーンを打っています。例えば保育所の増設とか、いろいろなものが公約として出されているわけです。今さまざまな公約が、家族関連のものがキャンペーンから出されているのですけれども、政府はこういうような国民からの、何かをして家族を支援してほしいというこの要求に対応しなければならなくなってきています。少なくとも政治家はそれを敏感にかぎとって公約にしていますし、耳は傾けているという姿勢を示しているということです。

勝又 フランスにおいてはどのようなのでしょうか。出生促進政策なのか、それとも子育て環境の改善のほうを優先するべきなのかと、そのような議論はあるのでしょうか。

ルタブリエ フランスは、おっしゃるとおり非常に出生促進型の政策をとってきました。現在でも、そういう部分がたくさん政策の中にあります。例えば、家族手当、きょう午前中のご講演の中でもありましたとおり、第2子以降、家族手当は非常に手厚くなっていますし、それから第3子以降になるとさらに手厚くなると。これは、大家族を優遇する、保護するという方向になっていると思います。現時点において国民は、明示的な出生促進政策というのはあまり望んでおらず、育児、保育、そしてそれに

対する支援策を望んでいると思います。それはまさに今、政府が数年来やってきた方法でもあると思います。

勝又 人々のニーズというものが政策を変えてきているということなのでしょうか。

ルタブリエ そうです。人々の要求が変わってきています。なぜかという、政策を導入する文脈が変わってきているからだと思います。

女性が労働市場にどんどん参加をする、進出をするというそのこと自体が非常に社会に受け入れられるようになりました。また、国家の家族に対する介入が正当性を持ってきたわけですがけれども、人々の要求というのは、むしろ保育の支援ということと仕事と家庭の両立支援となっていると思います。この点に関しては、広い領域で大変に議論になっていますし、新聞紙上や労働組合、それから財界、また政治の分野でも盛んに議論されているテーマです。

勝又 もともと家族政策を進めている、そういう国では、出生促進政策に対する国民の反応はどういうものがあるのでしょうか。

クヌズセン おっしゃるとおりだと思います。つまり、あまり積極的に、そういった出生促進策に対して国民は反応をしないだろうと思います。自分の人生は自分で決められるべきである、いつ家族を持ち、いつ子どもを産みたいかというのは、個人が決める権利があるのだという考え方です。フランスがだんだん最近そうやってきたということですがけれども、フランスとは違いまして例えばスウェーデンでは昔から仕事と家庭の両立支援がありました。そして、この両立支援というのが、また家族政策の一番中心的な問題になり続けていて、どうすれば家族生活をよりいいものにできるかが議論の焦点でした。

家族を持っている人たちがみな楽しい、すばらしい子どもを持って幸せだ、しかしながら自分がやりたいこともやる時間を持っているという状況がで

できれば、間接的にほかの人たちもやはり子どもを持ちたいともっと思うようになるだろうという、そういう政策です。そういうような形で、北欧諸国においては政策措置がとられてきました。

幼い子どもを持っている家族でも、例えば配偶者のきずなを保ちながらいろいろなことができるということが可能になる社会です。子どもを持ちなさいと国民に言うのではなくて、一緒に子どもと暮らせるように、暮らしやすいように支援していくということが中心です。

勝又 家族支援にはさまざまな方法があるというご紹介が先ほど阿藤所長からもあったのですが、大きく分けて2つ、考えてみたいと思います。少子化対策(あるいは子育て支援策)としては、「子育ての経済的支援」と「仕事と家庭の両立支援」が2つの大きな柱と考えられますが、その重要度に違いはあるでしょうか。デンマークにおきましては経済的な支援と、家庭と仕事の両立支援というの、どちらが重要か、どちらが効果的なのかということなのかもしれないのですけれども考えられているでしょうか。

クヌズセン もちろんこういった領域それぞれに関する議論はありましたし、給付、手当に関しても、どうすべきかということも話されています。また、こういったことを行えば、家庭と仕事の両立が可能かということも言われているわけですが、ただ、どちらをとっておくのか、どちらを優先すべきかということは議論されていません。

というのは、これは両方必要であると言われていたのと、それから、ご存じかと思いますが、先ほどの阿藤所長の報告にもありましたように、デンマークでの手当というのは年齢が低い子どものほうが育児のためのお金が必要だからという理由で手当が厚くなっています。保育というと、これは公的なサービスが与えられており、親はある一定の割合を負担すればいいのです。そうなりますと、小さな子どもを持つ夫婦は若年齢だということもあ

りますので子育ての経済的な支援が公的に得られています。

ただ、この経済的支援か育児支援かは両方をあわせて考えるべきではないでしょうか。かつてデンマークにおける育児の手当というのは、所得税控除、税制優遇措置の形をとっておりました。ところが、本当の意味で家族支援になっていないと批判があり、一部の政治家が、むしろ実際に手当を出したほうが、家族支援が目に見えて分かるからいいという意見を出してきたわけです。こういう手当を受けると、実際子どものために使うお金ということによっておくことができる、留保できるということになります。

ただ、どちらが重要かということは言えないと思います。こういった2つの政策というのは、2つ組み合わせられるべきだと思います。

勝又 フランスは、先ほどの説明にありましたように非常に恵まれた、手厚い児童手当を持っている国だと私たちは承知しているのですが、その中で、先ほどルタブリエさんのお話がありましたように、家族の、仕事と家庭の両立支援ということも、それから女の人が働くことが普通になってきて、そういう中で必要が出てきて、人々から要求が出てきているので、両立支援を行ってきているというお話だったのですが、現在の日本のような財政状況が非常に逼迫している状況にかんがみますと一方を増やせば一方を減らすというような議論はありませんか。日本の場合どちらも大切だということが分かっているながらも、一方に十分な給付を与えながら、またほかのところに新しい給付を生み出していくということは、なかなか財政当局として難しいといわれますと、どちらかにシフトするというような議論になってしまうのです。フランスにおいては児童手当と両立支援というものを調整していこうというような議論はないのでしょうか。

ルタブリエ 実際には、議論はありません。この両方政策のあいだで、どのように調整していくかと

というような議論はありません。というのは、フランスの場合は、一般的にこの家族手当というのが非常に手厚いということと、政策課題ということで、常に優先事項に挙げられているからです。ですから、両方とも大きな柱として重視されています。政府としては、どちらかを選ぶということはありません。

ただ、どちらを強調するか。70年代以降、子育てのための手当というのは継続的に増額されており、家族手当は相対的に減少しております。全体的な予算を見ますと、このあいだでの再分配ということになるわけですが、それ以降、児童手当は減額にはなっておりません。ただ、家族手当予算では、むしろ直接的な給付は減額になっていて、そして子育てのための経済的な支援予算ということでは、増額になっています。

育児支援は非常に多様なもので、国からの支援というのは、例えば子育てということでデイケアセンターですとか、あるいは保育施設というところにも支給されておりますし、これは国による助成金、補助金というのが出されているわけですが、地方自治体が運用管理、あるいはNGOも運用管理にかかわっております。ですから、親に対する手当が出されていて、それによって子育ての負担軽減が図られています。

このような手当に関しては、経年的に大幅増額となっておりますが、特にこれは90年代において増額されています。ということは、現時点においてこれが重視されているということになります。さらに、税控除ももちろんあります。これは、扶養ということと税控除、税優遇策が設けられているわけです。

阿藤 今回の同じ質問を、アメリカのブラウ先生にお聞きしたいのですが、アメリカの場合の家族政策というのは非常に弱いと言いながら、いわゆる所得税(インカムタックス)の控除の点ではそれ相応のことをしているわけですね。逆に言うと、いわゆる子育てと仕事の両立支援のほうはほとんどそういう公共的な政策がない。

この辺の、つまりアメリカにおける考え方と、その背後にある考え方をちょっとお聞かせ願えればと思うのですが。

ブラウ 大変良い質問だと思います。アメリカにおきましても、93年以降、若干両立支援ということで、家族と、それから医療にかかわる休業ということで、これは無給ということになるわけですが、出産後12週を認める形になっております。

とは言いましても、あまり効果的なプランとはなっておりません。労働人口の半分にしか当てはまらない、大手企業にのみ、そして、比較的就業年数が高い人だけに適用ということになりますので、実際的には半数しかカバーできないということになります。カバーされている中でも、これだけの権利があるのに結局無給でしか休業が認められていないということで、これを活用していない、要するに経済的に苦しいということになります。

総体的に言いましてアメリカにおいては、むしろ経済的な支援、これを子育てに対して行うということで、例えば税控除がその主立ったプログラムの1つですし、低所得者層ということになりますと、いわゆる税制優遇策がひかれております。これも税控除の1つなのですが、こどもがいる、そして共働きだといった場合にしか与えられないというものですし、そのほかの助成金として、やはり両親とも働いていなければいけないという条件つきのものとなっております。

今アメリカにおいて重要な議論の真ただ中にある、仕事と家庭の両立を支援ということでは、さらに何ができるかということがあります。日本やヨーロッパ諸国よりもむしろアメリカの場合は、家族にやさしい支援のコストというのが、政治家、それからエコノミスト、そのほかこういったような議論に参加している人たちが考えている点ではないかと思えます。家族にやさしい支援が非常に望ましい目標だというふうに使われているわけですが、例えば有給休業ということで、出産後の休業を認めるという

ようなことでは検討されているのですが、このような形の政策が近未来的に導入されるというような見通しはありません。

むしろこれは、州政府が大きな役割を果たすということになります。アメリカは日本とは異なりまして、州政府それぞれの政策構想を練っています。1例を挙げますと、つい先月カリフォルニア州ではある法律が通じまして、これは有給の休業を、出産後6週まで認めるということをや義務づけました。創造的な財政支援ということで、要するにこの資金というのは、一時的な障害手当、それからあと失業手当ということから持ってくるということで、全体的な歳出額を増やさずに、ほかの用途から別の用途へ持ってくるということをしています。

勝又 経済的支援といいますと児童手当だけが手当、経済的支援と考えがちなのですが、税制を通じたさまざまな支援策が行われているところがアメリカとして非常に特徴のあるところだと思えるのですが、アナ・カブレさん、今のことについて何かつけ加えるような。

カブレ スペインの場合、税制控除ということで、若干ではありますが、これを認めております。その額に関しては時折変わってきておりますが、そのほか、もっと気前のいい控除で、家族関係ではありながら、家族政策の一部ではないというふうに見られているのが住居に関する手当で、スペインの場合は8割方の住居、これは所有という形態をとっております。なので、家を買うといった場合には、これは一種の家族手当であるということのみならずことができるのではないかと思います。現時点で挙げられている大きなニーズの1つとして、若い人たちへより支援を手厚くすることによって、持ち家を購入するということを可能にしようとしております。

1つ新しいことで、育児手当があるわけですが、これは働く母親で、こどもが3歳未満でなければならないとしております。その目的というのは、女性が労働市場にとどまるようにするというのが趣旨で

あつて出生率を上げることが趣旨ではありません。

EUの目標として、2010年までに、経済的な活動をアメリカ並みにしようとしております。それに対する障害の1つが、女性の特に南欧における就労率の低さにあるとしており、女性の就業率の向上のための政策立案を行って、南欧諸国における女性の社会進出を促そうとしております。なので、これは労働政策ということになります。

勝又 子育ての経済的支援といっても、単に直接的な子育ての税金の税制優遇措置だけにとどまらず、今お話のありましたように、例えば住宅とか、家族の生活や生活水準に大きく影響するところで給付なり助成を行っていく、また、税金の控除を行っていくことを総合して行っているという印象でございます。

さて、先ほどもデンマークのお話がありましたように、いくつかの国では税制優遇措置をやめて、そして、直接現金の給付のほうに変えていくというような動きもあるわけですが、それはさまざまな議論の中にあつたと思うのですが、児童手当、児童手当制度自体については、日本では今議論をされているところでございます。

今までも、児童手当、先ほど阿藤所長のほうからお話がありましたように、さまざまな形で児童手当の拡充とか、支給対象の年齢を広げるとか、そういうさまざまなことを行ってきたのですが、まだ今こちらにお座りになっている国々で、児童手当のある国々に比べれば非常に低い水準にあると理解しております。

児童手当、特に先ほど、サービスを増やしても児童手当は政策としては絶対に減らさないとおっしゃっていたのはフランス、ルタブリエさんのお話ですが、いわゆる出生促進政策の一部として、手厚い児童手当というのが出てきたという理解なのですが、それはやはり効果があると、フランスでは考えているからなのではないでしょうか。

ルタブリエ そうです。とは言いまして、1997

年、新政権が樹立されて、これは左派ということになったわけですが、首相は若干この仕組みを変えようとしてきました。この児童手当の制度を変えるということで、給付に関して見直すということになったわけですが、その提案について大きなデモ、特に右派政党、それから組合等から、また、これは労組からも反対意見が挙がって、結局のこのような改正を放棄せざるを得なくなったわけです。児童手当は普遍的なものということで、すべての家族に提供するものとして維持されているのですが、同時に、もう1つ提案が出され、税控除の仕組みを変えようということになりました。この改革の中身としては、税控除額の減額、これは高所得者層を対象にとなったわけですが。そういう意味においてはルールが変わってきております。

一般論ではありますが、家族手当というのは、非常に家族にとっては重要です。これは、直接的に子どもにかかわるコスト軽減につながるからです。ますます目的を定めた児童手当が創設されており、これによって、最もそれを必要としている家族を支援しようとしています。例えば低所得者層、あるいは母親のみ片親であるような世帯ということで、これも重要視されています。

勝又 フランスにおいては、児童手当が非常に定着した政策として行われていて、それを削ろうとすると非常に大きな反対世論が巻き起こって大変な抵抗にあうというような印象でしょうか。

ルタブリエ そうです。要するに、簡単にこれを変更したり減額したりすることはできないということになります。家族政策の中で根づいているということで、簡単に変えるわけにはいきません。

勝又 スペインのアナ・カブレさんに伺いたいのですが、まだ児童手当の規模も少ないということなのですがスペインにおいて、児童手当を拡充していくというような、それが家族政策の1つとして議論されているというようなことはあるのでしょうか。

カブレ 今までは、児童手当はありませんでした。税控除のみという仕組みになっております。フランコ政権下においては児童手当という仕組みがあったわけですが、それがそのとき凍結されて、インフレの高騰とともに減額され、そしてほとんど名目的なものになり、数年前には、低所得者層のみ、要するに少数派のみ、若干の児童手当が支給されるという形になりました。近年、州政府の場合は場所によって相当違いがあるわけですが、児童手当ということで、例えばナバラ州においては支給されることになったわけですが、その結果かどうかは分かりませんが、ほかの州に比べてナバラ州の場合は出生率が早く上がっています。また、カタロニア州においても、過去2年間に児童手当が支給されており、今は全員に対して支給されています。

スペイン政府としても、働く母親の場合、100ユーロ、月額で、そして子どもが3歳未満であった場合には支給するというようになっておりますので、徐々にこういった児童手当が異なる段階で導入されておりますが、まだまだ他国に比べて少額にとどまっています。

こういう手当の必要性、その認識、意識というと、税控除というのは、一般国民の目にはそれほど効果的という形で見られておりません。特に少額の場合、あるいはその児童のためと限定されている場合です。ところが、住居手当、住宅手当というと、これは相当な額になるので、これは非常に目立つということになります。

勝又 日本においてもそうですけれども、経済的な支援、税制控除の場合も同じですが、経済的な支援と違ってどのくらいの規模で行うかということによって、それに対する国民の関心もだいぶ変わってくるものだと思います。

次の質問です。これは、ある意味で日本に独特なのかもしれないのですが、子育て中の女性の就業、特に3歳未満児を持つ女性の就業に関して、日

本では「3歳児神話」と呼ばれる考え方があります。多くの母親が「3歳までは自分の手で育てたいと考えまたそれが良いと信じている」ということです。しかし3歳を過ぎて特に小学校に子どもが上がるとある程度手を離れるので、そのときから自分も再就職していくことを望む志向があるとされています。そういう考え、とにかく小さいとき年齢は厳密に関係ありませんが、子どもが非常に幼いときには自分の手で育てたいという世論というのはあるのでしょうか。この間は全部の国に聞いてみたいと思いますので、ブラウ先生、いかがでしょう。

ブラウ アメリカでは、ご存じのように女性の就業率はとても高く、驚くかもしれませんが、乳幼児でも、つまり1歳以下、ゼロ歳児でも、ゼロ歳児の母親の半分、50%が働いています。アメリカの世論は、女性は働いたほうが良い、働くべきであるという考え方です。特に低所得家庭の場合には、母親は働く、これは避けることのできない経済的な現実です。特に今日は比較的教育レベルの低い、そして所得レベルの低い、そういう男性の失業が大変な問題になっていまして、就業率がどんどん下がっています。そして、まともな生活をするには、どうしても母親が働かなければならない、つまり共働きでなければなりません。これは、低所得層の話ですけれども、高所得層の場合には、母親は選択肢があるわけです。でも、選択肢があっても、ほとんどの乳幼児の母親、これは教育レベルの高い母親でも、あるいは教育レベルが高くて、高所得の男性と結婚している女性でも、自分は働きたいと思う女性が圧倒的に多いのです。もちろん女性自身としては、子育てが自分でできないことや社会全体として子育てを母親が家にいて行えないことが本当にいいことだろうかという不安はあるかもしれませんが、アメリカの現実として、働きたいと望むのです。そして、世論もそれを受け入れています。世論が受け入れるといっても多分アメリカの中では、逆にしたい、昔に戻りたい、母親が家に残って子育て

をしたほうが、男も女も子どもも絶対そのほうが幸せだと、そういうふうに思うマイノリティもいます。

カブレ スペインは、文化(価値)革命を経験しました。右も左も中道もみんなが、女性が働くことはいいことだ、女性は自立できるし、そのほうが良いという考えです。

ただ、それは理想であって、アメリカと同じように、経済的な現実としては、1人が働いているよりは共働きのほうが良い、つまり共働きでなければ例えば家を買えないとか、家賃が払えないとか。スペインでは家を買うのに所得の4割以上も必要なのです。女性の賃金はほとんど住まい、住居にかけられます。したがって、女性は働かざるを得ません。

若い女性は時々混乱していると思いますけれども、スペインの女性はヨーロッパの平均よりも出産年齢が低いです。ただ、年齢別に細かく分析していきますと、スペインの若い女性はそれほど働きません。それはなぜかということ、まだ大学に行っているからです。40歳以上の人が働かないのは、行動としてあまり働かないグループに入っているわけですが、25歳から35歳のそのグループを見ると、ヨーロッパの平均よりも就業率が高いです。したがって、20代・30代の若い既婚女性は働いているというのが常識であります。

問題としては、子どもをどうするかが残ります。もちろん男性は何かするべきだと、そういうことを言われていますが、男性同士で集まって男性だけで話をするときに、そういう話はどういうふうに行っているのでしょうか。子育てをもっとするべきだ、もっと自分たちも参加するべきだと、本当に彼らは言っているのでしょうか。政府としては、父親の産児休暇、育児休暇を出すべきだということは言っていますけれども。

勝又 スペインの女の人自身では、3歳までは例えば仕事をやめて、たとえ働いていたとしても子どもが3歳になるまでは仕事をやめてというような考え方はないということですか。

カブレ スペインの女性は、こどもを持つべきかどうかということに関しては懐疑的ですが、働くことに関しては懐疑的ではありません。

女性に離婚する権利が昔はありませんでしたけれども、今は離婚できます。長年離婚が禁止されており、離婚がほかの国ほど多くありませんでした。また、離婚しても男性がこどもの養育費とか扶養費をしっかりと払わないこともありました。特に住居に大変な執着がありますから、家(住居)を所有していれば、離婚しても自分は家を持ちつづけることができます。特に18歳以下のこどもを抱えている場合には、どうしても家を持っていなければなりません。

離婚法ができてからは、スペインの女性は男性に対して、疑惑の念といいましょうか、いざというときのために、自分は家をしっかりと守っていかないといけない、自分は家を手放してはならない、主婦になるのは危険だと思っているのです。しかも、母親が娘に対して、自分の好きなことをしなさい、自立しなさい、自分の収入を得なさいと言います。

勝又 日本の3歳神話は非常に限られたアジアの中にしかないような話のような気がするのですがけれども、フランスではいかがでしょう。小さいこどもを持っているお母さんは、なるべく自分の手で育てたいというような、つまり仕事をやめても、小さいこどもを持っているお母さんはうちにいたいというような、そういう願望というのではないのでしょうか。

ルタブリエ フランスでは、世論全般としては女性が働くことをサポートしています。それはフランスの事実です。フランスの女性、特に若い女性の教育レベルはとて高く、男性よりも教育レベルが高いのです。女性は、自分たちは働くものとして、そういうふうに見ていますから、できればこどもも産んで、選ばなくてはならないような状態に置かれない。働きたい、そしてこどもも育てたい。ヨーロッパの価値観の調査によりますと、一般に男女両方が協力をして収入を得て、両方でその家庭を経済的に支えるべきだと、そういうふう考えていま

す。それはもちろん労働組合運動とか、それから女性開放運動、そういった背景があります。労働組合は、昔から働く母親を支えてきました。特に1970年以降、法律が働く母親をサポートするようになってまいりまして、歴史的に女性は働いています。

例えば右派の極右のマイノリティは、女性を家に縛りつけたいと、専業主婦をさせたいと、そういうグループもいます。これは昔からあることで、今でも左派と右派のあいだにそういう議論が依然としてされています。だから税制控除にしても、あるいは児童手当にしても、家に残る女性に対しては優遇するべきだという考え方もあります。ここで、児童手当に関しては二重のシステムがあります。

勝又 最近デンマークはもう、共働きが当然という世界になっているということですので、ある意味で、聞くまでもないのかもしれないのですが、デンマークの女性は、例えば自分の手で、つまり仕事をやめても、小さいときは自分の手で育てたいというような、そういう感情というのではないのでしょうか。

クヌズセン これは言うまでもない質問ではないと思います。というのは、デンマークでは、どうしても考え方が波のように変わったりします。ですから、産児休暇を長くして、もっと長く家にいたいという考え方もあります。こどもが生まれてから1年間家にいて育児をするという傾向がありますし、今はそれを1年以上長くしたいという希望もあります。何十年前には、産児休暇があまりにも短くて、保育所とかそういうところへ生後数週間のときに預けなければなりません。それに対する反動として、今は1年間みっちり子育てをする、それが当たり前になってきています。デイケアにしても、デイケアの新生児の利用率はとても低いです。でも、1歳児になると急に高くなります。それからもう1つの現象として、産児休暇、育児休業はどの地方自治体も必ずそれを用意しなければならないことになっています。1年間の育児休業があるので、都道府県は

育児休業後、1歳になったら何か提供しましょうということになります。その関係で、地方自治体は1歳児の保育所を用意してくれているけれども、ゼロ歳児がないということもあります。

父親に関しては、すべての父親が出産後2週間、休暇をとることができます。これはとても人気のあるシステムで、ほとんどの父親が2週間休んでいます。ただ、それ以上の休暇はほとんど父親はとっていません。

今、依然として昔の母親というか、古い考え方というか、子どもと一緒に時間を過ごすのはいいことだという考えはあります。現在傾向として、30代・40代で初めて子どもを持った女性は、とても子育てを楽しんでいて、長時間子どもと過ごしている、でもその人たちは学者だったり、ジャーナリストだったり、子育てはすばらしいと本を書いたり、すごく恵まれた職業の高齢出産者たちなのです。ですから、一般的ではありません。

勝又 今デンマークのお話にありましたが、男性にも育児休業をとらせる、とらせるといいますか、とつてもいいよというのは日本でももちろんそうなのですが、実際はもうほとんどの人がとっていない。とっていないという、いや、実際はとれないという話になる。ただ、もう今はこういう育児休業の話になってまいりますと、先ほどの政策の話でも重要なキーになっておりましたけれども、男性の家庭責任、育児責任への参加ということが非常に重要になってきます。そういう意味では北欧諸国では、とらなければいけない、とらないとその部分はその権利がなくなってしまうというような、つまり女の人をとる期間と独立して男の人をとる期間があって、男の人をとる期間は、もし男の人がとらなかつたらば誰もとれないというような形になっている国もあるようなのですが、これについてはどう考えますか。

個人のご意見はあると思うのですが、例えばクヌズセンさん、男性に育児休業をとらせるための促進策をもっと進めるべきだというような、2週

間ではなくて、もう3週間でもというような、そういう世論というのはデンマークにはあるのでしょうか。

クヌズセン デンマークでは、男女の平等の観点から、男性も家族の一員としてその役割を担う、また、子どもと親しくなる、それも重要だと思います。デンマークではそういう男性の議論がされて、討論がされています。また、デンマークで今討論されているのは、2週間の男性の育児休業しかありませんけれども、今提案されているのは、経済的な代償、補償をすれば、給料全額ではないけれどもそれを使わなければどうなるのか、そして男女を比べると男性のほうがやはり給料が高いので、男性が休暇をとることで一部削減されてしまうと家族として損をするということが言われています。したがって、どちらが休暇をとるべきかというときに、所得の少ないほうが休暇をとってしまうという傾向があります。そこで、もっと平等にする制度がないかという議論が国をあげてされたのですけれども、デンマークでは調査がされて、父親のほうが産児休業をとった、育児休業を最初の1年以内にとった場合には、経済的に困窮するとか、あるいは経済的に問題になるということではなく、ほとんど教育のレベルが高い男性とか、給料が高い男性であることは事実なのですけれども、とても前向きに家族に対して接していた。したがって、どの政策が一番いいのかというのは大変難しいと思います。ですから、問題は経済、お金の問題だけではありません。

ルタブリエ フランスの世論では、父親が育児という責務を共有できるというのは非常にいいことだと見られております。過去5年間、特に政治的な場において大きな議論的となっておりますが、あくまでもそれは理論のレベルにおいてということで、実際にそのような休業をする父親というのは数が少なかったわけです。

なぜかという理由として、やはり経済的な補填の額があまりにも少額であるということがあって、しかも定額になっているからだだと思います。本当に低水

準だということで、これを活用するには至らないという形になっております。前政権下において、若干この仕組みを変更しようということになりました。2002年1月以降、父親に対しましては、出産後の父親休暇を活用するという促進策がひかれております。この中身として、父親休暇は14日間、しかも有給となっており、この期間中においてはそれ以前の給与と同額を受け取ることができるとなっております。この休暇が導入されてから4カ月たったところで評価をしたところ、新生児の父親のうち4割がこの制度を活用したと聞いております。実際にどれぐらいの期間かということとははっきりしておりませんが、何日間かを休暇という形でとったようで、かなり普及しております。この措置は非常に好評を博しています。

カブレ スペインでは、育児休業が3年間の期間、無休でオプションとしてとれます。ほかの親族、例えば疾病で介護を必要としているような親がいた場合も、これは無給で認めるということになっておりますが、あまり頻繁に活用されておられません。

それで、出産休暇16週、これは最初の6週は女性がとらなければならない、また残りの10週に関しては、父親でも母親でも構わないということになっております。給与はいくらであったとしても、男性の場合、10週とったといった場合には100%補充される形になっております。

ただ、問題点は、雇用主の側が簡単に男性が父親休暇をとるということを認めていないということもあって、かなり雇用主の側からの反対があるようです。一部の産業分野においては、男性がそれぞれ、母親とは別に父親休暇をとることを認めるべきだとしております。これは期間が延長ということで、両親に認めるということを言っているわけですが、なぜかという、どちらが休暇をとるかということに関しての対立があって、特に教鞭をとっている教師などに関してはそうです。

父親の場合は、休暇をとることによって、例えば

本を書くとかあるいは何かほかの仕事をするということをするわけです、その一方に母親は、授乳と仕事を両方しなければいけないということで不満を訴えております。結局、家事ということでは男性は休暇をとっても手伝わらないというわけです。これも、それぞれ男女独自の休暇制度にすれば解決できると思います。重大な問題ではないかもしれませんが、男女ともに休暇の使い方について考え方が、こういった場合でも違うということを示していると思います。

勝又 9番目の質問で、これは大きな問題なのですが、日本では「待機児童ゼロ作戦」ということで、保育所に入れにくい子どもたちにどういふふう保育サービスを提供するかが大きな問題になっております。では、公立の保育所を増やすかといいますと、さまざまな財政的な問題がありまして、公立の保育所は増やせない。そうしますと、やはり民間に委託したり、市場メカニズムの中で保育サービスを提供したりすべきではないかという議論があるわけです。そういう意味では、先ほどちょっとブラウ先生からお話がありました、12カ月未満、ゼロ歳児でも50%近くの女性の方が働いているというアメリカ、そういうアメリカにおいては、どのように保育サービスが供給されていて、どのように利用されているのかを教えてください。

ブラウ 何点か申し上げたい点がありますが、できるだけ手短かに説明をさせていただきます。この場合、まず、ゴリーニさんのけさほどの冗談で、エコノミストの話に対してちょっと答えたいと思いますが、その話はルーズベルトではなくてトルーマン大統領だったのですけれども、要するに、公的あるいは民間によるサービスの不足というのが問題であって、結局、育児手当、児童手当、あるいはほかの公的支援ということで財政支出を行うということであれば、では財源はどこなのだ、だれがこれを負担するのだ。結局これは、どこかほかのところからお金を持ってこなければいけないのではな

いかというような話になるわけです。

そういうことを考えてみますと、私は片方の選択肢しかないというのはよくないというふうに思うのです。エコノミストはやはり、どちらかということで選択をするのではなく、両面からのアプローチが必要だということで、長所短所両方を見るべきだと思います。

非常に複雑な話を単純化しますと、アメリカの場合は、明示的、非明示的な決定として、大量の育児、保育、託児施設を設けました。これはマーケットメカニズムに基づいてということで、比較的こういった託児施設が供給され、これは家族によってその負担をしているわけですが、実際には、質の高いものということでは負担ができないという問題があります。ですから、これもトレードオフの関係があって、日本の育児制度を見えますと、日本は別の方向に向かっていらっしゃるようです。かなりの助成金を公的資金で行っているようで、非常に質は高いけれども、その一方において数は不足していると理解しております。要するに、十分な形での入所率が確保できていないということで、すべての児童をカバーができるという形には至っておりません。

そういった中で、どちらが正しいどちらが間違っているというような育児政策はないと思います。アメリカの制度が日本ではうまくいくだろうということも主張しませんが、だからといって日本の制度がアメリカで有効だということを主張するつもりもありません。

とは言いましても一般的な原則がいくつかあって、これを適用することによって、例えばある一定の育児政策が合理的かどうかという判断は可能だと思います。その際には、不足している、数が足りないという問題と、それから、基本的な道徳論として、こういったリソースに関しては、特に公的な資源ということでは、これは平等な形で分配すべきだということ、そういう議論が成り立つと思うのです。

これを指摘しますと、結局疑問点として出てくる

のが、例えば育児の助成があるということであれば、その際に母親が働いているほうを優遇するかどうかという疑問が出てきて、これも平等論の関係がありますし、あるいはこどもの数が多いほうが優遇されるべきかどうかという点もあります。これも、出生促進政策ということで考えるわけで、高所得者層を優遇すべきかどうかという問題点もあります。こういった疑問点に対する答えも重要だと思いますし、特に育児政策との関係において、こういったことも検討すべきではないでしょうか。

私が見ることで、直接的な形で公的な育児制度を提供するという点には問題はないと思います。日本のように、それが可能であって、それだけのコスト負担が可能であって、そして資源が効率的に活用できないというリスクをとる用意があれば、結局これは、市場メカニズムに委ねるのではなくて、公的な形での判断ということになるわけですから。

ただ、1つのリスクというのは、恣意的な形で、あるいは不平等な形で育児というのが分担されるということで、結局質の高い育児サービスかもしれないけれども、全員がカバーできないという問題、しかも限られた形での入所率しか確保できないということになりますと、これはかなり恣意的な形での分配ということになります。ですから、最も必要としているような家族、あるいは一番負担できないような人たちが実際のところ入所できるということになってしまうかもしれません。ですから、これが1つ大きなリスクではないかと思います。公的な仕組みにした場合ということですが、それでも。

日本の場合に、市場メカニズムに委ねたほうが良いということを言うつもりではないのですが、検討には値すると思います。

勝又 最後の質問、これは先ほど阿藤所長からもパラドックスというようなお話があったのですが、比較的出生率の高い国にアメリカというのは属しているわけなので、いろいろな政策はないというふうに言われながらも、今の話を

伺っていますと、税制優遇措置もあるし、さまざまな形で私的領域での十分なチャイルド・ケアの保育のサービスがあるとか、私は政策としてではなくても実際にそこにいろいろな機会はあるのだと思うのですけれども、一生懸命に低出生率で家族政策を考えようとしているさまざまな国から見ますと、そういう意味では、どうしてだろうと、何もやらないほうがかえって皆さんしっかり働いて、それぞれサービスを自分で探して、そして自主的に家族を形成していくのではないかというような、ちょっと不思議だなという気持ちを持ってしまうのですが、これはアメリカに限ったことではなくて、英語圏ということできくつかの国を阿藤所長の図でもお示しいただいたのですけれども、これについてはどういうふうにブラウ先生はお考えになりますか。

ブラウ 本当の意味で、例えば保育関係の政策と出生率のあいだに相関性があるという、そういう議論、全く私は納得はしていません。もちろんいろいろな考え方や、いろいろなアイデアはあるのですけれども、きちんとした立証できるようなデータはありませんし、憶測にすぎません。ただ、アメリカにおける政策について言えることがあるとするならば、1つ、我が国の場合には、明示的な形で出生促進、あるいは出生抑制、いずれの政策も持っていないということです。もちろん子どものいる家庭向けのいろいろな政策というのはある、措置はある。そのことによりまして、世帯において子どもを育てやすくしているという側面があって、その結果出生が促進される部分はあるかもしれませんが、これらの助成金の価値というのは、欧州の多くの国々ほどではありません。ですから、そういうような助成金、補助金を出しているからといって出生促進的であるということは全然言えないと思います。また、低所得層のシングルマザー、これを社会福祉手当から、できるだけ労働市場のほうに進出、促進させようとしていますけれども、もちろんこれは、出生抑制政策にはなっていません。なぜかというと、

未婚の女性が母親になる率というのが、引き続きアメリカでは非常に高いということから見ても、そういう政策になっていないことは明らかです。現在のブッシュ政権は、婚姻を奨励しています。これに関していろいろ議論はあるのですけれども、ほとんどの社会学者および人口学者がこの考えについて検討した結果、婚姻を、つまり結婚を奨励するというのはいいかもしれない、若干のメリットがあるかもしれないし、あまりコストはかからないかもしれない。そういう意味で問題はないということだけでも、これは出生を促進する方向にも、抑制する方向にも特に働かないだろうというふうに言っています。

勝又 時間が無くなってしまったので、簡単に短くお願いしたいのですが、まずは出生率の高い国、ある程度上昇した国として、デンマーク、そしてフランスに、どうして今の出生率が、一番何が影響して出生率が自分としては向上したのかというふうにお考えになるのかということを知りたい、そして、日本と同様に低出生率で、いろいろなことで悩みの多いスペインのアナ・カブレさんには、何がスペインにおいてこれほどまでに低出生率にしてしまったのかという、個人的なお考えで結構ですでお聞かせいただきたいと思います。

ルタプリエ そのご質問に対して、私が正確な答えを出せる自信がないのですけれども、まず世論の中で、家族政策の役割の大きさということが認識されました。そのことによって出生率が上がったというふうに認識されています。

これは、家族政策の目的自体がそうだったというだけではなくて、家族政策の給付がどのように配分されたのか、また、社会的不平等に対抗する対策としての家族政策という側面が認識されていると言ったほうがいいかもしれません。

そこそこフランスの出生率がよくなった原因なのでも、背景にもう1つあるのは経済的な要因ということがあると思います。経済的にフランスが90年代後半に回復をしたという状況、これが見

逃せません。失業率がこの段階でだんだんと下がってきたということがあります。ですからその意味で、それまで出産、子育てを先延ばしにしてきた夫婦が、ここへ来て子どもを持ち始めているということはあると思います。

ですから、景気ということと、それから労働市場の状況というのがとても重要な役割を果たしたのではないかというふうに思います。そのことも配慮に入れて考えなければならぬと思います。それと家族政策、両方を見ていかなければなりません。

特に女性にとって、また親全般に対して、子どもを産みやすい環境をつくっていくという、そういう努力があったということもそうなのですが、それに加えて、家族政策だけではなくて、失業対策であるとか、労働市場政策といったほかの政策も、労働時間短縮化という方向に動いた、つまりこれはすべての労働者を対象としているわけですが、そういうことがもしかしたら影響があった、つまり出生率という意味で影響があった可能性があると思います。親が、家庭生活に、そしてまた子どもにかかる時間をより多く持つことができるようになったという意味で、そういうことが言えると思います。

その時間短縮の問題ですけれども、これが両親の65%に影響を与えていると。つまり、男性も女性も65%が、労働時間の短縮によって家庭生活が向上、改善したと答えているという調査なのですが、ですから、政策的な対応で、家族にとって、そして子どもにとって、つまり促進的な政策と、これが「家族にやさしい政策」というふうにひとくくりで呼ばれていますが、そういうこともあったのではないかと思います。

クヌズセン 時間ということもありますし、細かく話してしまうと、何が起きたのかかなり長時間議論しなければならなくなってしまうということから、大まかなお答えにさせていただきたいと思います。デンマークにおいて、家族政策が効果があったかどうか、家族政策の概念を広げて、フランスの方が

おっしゃったとおり、日常生活がどうだったのか、労働市場政策がどうだったのか、学校の状況はどうだったのか、医療保険の分野の役割はどうだったのかということも含めて、広げて考えるならば、あるいはスペインの方がおっしゃったとおり、例えば住宅というような政策まで入れるのならば、答えはイエスと言えるとと思います。というのも、デンマークでは、いろいろな省庁に分割されていて、家族省というようなところがないということから、家族政策と呼ばれるような、そういう名前がついた政策はありません。労働省があって、あるいは保健省があってということで、いろいろな政策、これが合わさって、全部が家族政策と言えるのであれば、そしてそういうものがいろいろ相まって家族生活、家庭生活への影響があったというふうに考えるのであれば、答えはイエスだということだと思います。それに加えて、デンマークの場合には、仕事と家庭の両立という意味でもいい環境ができたのかもしれないと思っています。

カブレ まず一番に、私たちが使っている出生力の指標、期間指標、特定の時期に何が起きたかということで、スペインのコホート、あるいは世代が1.5以下になるということは考えなかった人口学者の1人です。しかし、最近になって、1.15というような数字が出てきて、その結果、最終的に出生率がどうなるかということに関してかなり誇張された意見が言われるようになったと思います。何年間にもわたって、タイミングということが重要です。70年代においては、スペインの基準から言ってもとても若くして結婚する人が多かった。そして、短い期間にたくさん子どもを産む人が多かった。その結果、70年代の終わりにおいては、30歳にもならない女性が、2人も3人ももう既に産んでいて、そのあと子どもを産むのをやめてしまったことがあります。35歳以上の人たちというのは、若いときにもう子どもを産んでいたの、もう産まない。そして、そのころ結婚し始めた人たちというのは、子どもを産むの

を先延ばしにしていたということで、そういう調査のタイミングもあるというふうに思います。先ほどから言ったお話、例えば学校に行く期間が伸びた、大学教育が男性にも女性にも広がった。それから、80年代、90年代末まで、雇用率が非常に高かった。その後、悪い状況があって、そのあとEUに加入をして状況が変わった。若い人のあいだでお互いの競争が非常に厳しかったという時期もあったし、そうした中で、1979年以降、状況が大きく変わったわけです。そのことが、労働市場に参入をし始めたころに、臨時雇用というのが正社員になって、したがってここ5年ぐらいは、正社員になる、つまりフルタイムの人が多くなって、自分の家を買うという人たちが増えてきました。

97年以降、つまり最近の5年ぐらいですが、金利が非常に大きく下がって、住宅の取得というのがずっとしやすくなったという状況もありますし、ここ5年、2つのことが出てきました。まず1つ、労働人口が非常に増えました。15年間にわたって1,200万という社会福祉対象が、わずか5年のあいだに1,600万になった。失業率が大きく下がって、雇用率が上がって、住宅価格がずっと下がってということで、そこでたくさん新しい家族が生まれました。

いろいろな要因が長いあいだにあって、出生率が非常に上下したわけです。若い人たちを取り巻いている状況というのが大きく変わった。19歳から30歳というところまで親と同居しなければならないという状況があって、子どもを持ちたくなかったわけではないけれども、持つことができなかつた人、この状況が若干ここへ来て変わりました。それがここに来て変わってきたので、その影響というのはまだちょっと待たないと出てこないのだと思います。

午後の部 パネルディスカッション 第2部

司会(勝又) それでは、パネルディスカッションの第2部を始めます。

パネルディスカッションの第2部では、午前中に基調講演をいただきましたゴリーニ先生、それからネイヤー先生、お二人にも加わっていただきます。

フロアからいただいたご質問は、さまざまいろいろなものがございましたが、それを私どものほうでまとめさせていただきましたので、内容として入っているというご理解をいただきますようお願いいたします。

ゴリーニ先生へのご質問は、イタリア女性の仕事と家庭にまつわる実情をもう少し詳しく知りたいというご質問でございました。女性の仕事と家庭にまつわる実情と言っても広いと思いますけれども、例えば大学進学率や女性の労働力率の条項とか、それから、実際のところ出産しても仕事は続けやすい状況にあるのかとか、そういうことでございますけれども、いかがでございましょうか。

ゴリーニ 非常に興味深いご質問をいただきました。近年ここ10年、20年のうちにイタリアにおいては女性の社会進出がめざましく進んでおります。そして、高等教育ならびに大学の進学率も非常に進み、おおかたの女性は、いずれかのところまでは進学をしております。そういったことから、男性よりも女性のほうが高学歴化が進んでいます。実際、大学の学位を有している女性のほうが、男性よりも比率的多くなっています。

さらに、定性的な指標を見てみますと、平均して女性のほうが男性よりも高いランクとなっており、どのような学部であったとしても、このような形で非常に変わっているわけです。それから、過去15年間のあいだに女性の労働進出ということでは、フルタイムの仕事ということで見ますと、男性の場合、女性の場合ということで、そのまま直接比較はできませんが、比率的には男性対女性ということでは、新規の職ということでは11対1というふうになっておりますので、これもめざましい改善かと思えます。

もちろんイタリア女性の状況ということで、北欧諸国の女性と比較をしますと遅れが見られます。と

は言いましても、状況は急速に改善しています。それから、質問の後段部分のところですが、イタリア女性、なかなか出産をして仕事を続けるというのは困難です。非常に厳しい状況にあります。というのは、女性でも男性でも、パートタイムの職があまりなく、むしろフルタイムの仕事となっており、フルタイムの仕事の場合は、なかなか仕事と家庭の両立が困難となっています。また、ゼロから3歳児向けの保育施設もあまり整っていません。保育施設ということでは、数も少なく、しかも非常に高価であるということになっています。ですから、実際の支援は女性側の母親からということになるわけで、基本的に祖母が果たす役割が大きということになります。ただ、祖母は、こどもが一人っ子だったら助けられるけど、そこでやめてほしい。でないと、2番目、3番目のこどもではとても手に負えないということ言うわけです。ですから、そのような形で、特に雇用者もイタリアの女性に対して、出産をしたといった場合に、必ずしもフレンドリーではないということでの困難さもあります。

それから、もう1点つけ加えたいと思いますが、社会的な汚名を着せられるという問題があります。イタリアの女性の場合は、こどもが3人、4人ということになりますと、贅沢だというふうに見られがちで、社会的な汚名を着せられるということになります。こういうこともあって、多産というわけにはいきません。

勝又 それではネイヤーさんに質問がございます。これはいろいろな質問の総合なのですけれども、ヨーロッパでは、さまざまな国がありますけれども、育児休業を取得しにくい雰囲気というのはないのでしょうか。日本では、女性に育児休業制度は法律で認められているし、制度としてはあるのだけれども、なかなか取得しにくいという状況があるということを前提に、この質問はされているのですけれども。もう1つ、育児休業を長くとると、例えば1年、2年、3年のように、3年まであるところがありますけ

れども、長くとると、職業能力が低下して、キャリア的にはマイナスになると考える場合もあるのではないかと。いかがでしょうか。

ネイヤー いろいろな答えがあって、最初の質問、育児休暇という制度があるにもかかわらず、これを活用することが困難かどうかということに関してですが、一般にヨーロッパにおいては、むしろ父親のほうが、休業といっても雇用主と交渉しなければならぬということでもより困難ですが、一般論ということでは、特に福祉国家ということでは、社会的な市民権ということで、これは1つの権利として付与されているわけです。

そういった意味で休業は困難ではありませんが、イギリス、オランダといった場合には、契約ベースになっており、雇用主と交渉しなければいけないのです。雇用主としては育児休業を雇用計画の一環としてとらえています。こういった場合では、権利付与という形になっておりませんので、むしろ権力闘争の中に巻き込まれて、その中で決まっていくということになります。

男性の取り込みというのは、ヨーロッパの諸国においてばらつきがあって、今数字を出すことはできませんが、表を持ってきたと思いますので、質問者の方、あとでお会いできれば表をお見せすることができます。

細かい数値ということで、スウェーデン、それからオーストリアの場合はこの研究をしたことがあるので、申し上げることができますが、オーストリアの場合は、女性の95～97%が、実際に育児休暇(休業)をとっております。

スウェーデンでも大体同率ですが、もうちょっとスウェーデンの場合は計算が困難となっています。統計データとして、特にこれは育児休業の権利を付与されているような人だけということで、これは使用者とのあいだの交渉をしなければならないからです。しかし調査結果でも高率であるということが分かっています。ですから、相当この活用率は高

いわけですが、他国においては低いわけで、これはどのような権利が付与されているかによりけりという形になっています。

それから、もう1つの質問。各国間、この育児休暇ということでは、実際にその休暇期間中には解雇できない、一般にはそのあと、直後ということでも解雇できないということになっています。これは労働者保護という形になっているわけですが、これは実際に契約期間が延長されていればという条件つきとなっております。オーストリアの場合は、女性のうちの10～15%が、この保育期間が切れたあと解雇されるという率になっています。

それからもう1つ、雇用者に対して、2年間休業した場合に、少なくとも1年間ということで、再訓練のグラント(補助)を与える。要するに社会保障負担ということで、国家が3分の1を負担するというようになっております。導入されて7年ということになっておりますが、これを申請した企業の本数は1,500社となっております。ということは、女性が復帰しなかった、あるいは雇用者側において、このような形の再訓練を不要であるというふうにとらえたようです。男性で実際に活用した人はほとんどいないので、これはもう無視できるのではないかと考えられます。

長期の休暇ということに関して、特に3年間も休業すると、これはキャリアに対してマイナスの影響が及びます。実際に2年間の休業のあとは復帰しない、1年間のほうが復帰をする確立が高いわけですが、特に非常に技術的な専門職についている、訓練を受けたような人の場合には、なかなかその技能をその期間、維持することは困難で、再訓練が必要ということになります。そういったことから、社会復帰ができるような柔軟性が必要なわけで、休暇の期間を延長する。そして、また戻ってきて、そして社会復帰ができるということが重要視されています。

さらに重要な点ということで、この休業の期間に照らし合わせてどれだけの所得損失があるかとい

うことを検討しました。だれが休暇だけをとるのか、だれがこの損失部分をまた稼ぐことができるのかということを見ますと、最も所得レベルが高い人たちそれぞれが専門部においてということ、必ずしも全女性の中での高所得者ということではありません。ですからこれは、どういった職についているかによりけりということになります。また、この休業前に安定的な就職をした人ということになります。ですから、高学歴であるということと、それから同賃金であるということ、これは非常に重要視されています。

勝又 ほかにもいろいろな質問があったのですが、先ほどの第1部のパネルディスカッションの中でいくつかもうお答えいただいているものもありますので、例えばご紹介いたしますけれども、フランスの出生率は、直近で急上昇しているが、女性就労の促進以外に何が要因だったのか、何か要因があったのではないかというようなご質問もありまして、先ほどルタブリエさんのほうから、経済的な状況変化というようなことについても、このフランスの出生率の最近の上昇は影響されているというようなお話がありました。

ルタブリエ 1つの要因はないわけですが、あえて言えばいろいろな要因が組み合わさってセットになって、今勝又さんがおっしゃったとおりの経済状況、それから仕事と家庭のバランスをしようという国の奨励策、それからこどもにかかる直接費、間接費が削減されたこと。もう1つ言いますと、労働時間の短縮。家族と家庭と仕事をバランスするには労働時間の短縮というのは非常に重要だと思います。今討論されているところは、労働時間の短縮だけではなく、企業文化そのものを変えようという、つまり長時間働いて残業して、特に男性ですね、男性に長時間働かせて残業させてという、そういう企業文化そのものを変えようという傾向があると思います。父親がもっとこどもと時間が過ごせるようにしようという傾向があります。

勝又 全体をカバーする中で、1つ非常におもしろい質問がございまして、これを質問の最後にさせていただきたいのですけれども、こどもを持つことに対する価値観が、どのようにそれぞれの国で変わってきたのかというご質問があります。このご質問をされた方の意図は、日本においてこどもを持つ喜びとか、家族というものへの考え方の変化があって、出生率の低下というのものがもたらされているのではないかとというふうにその方は考えていらっしゃる、例えば子育ての楽しみを知らしめるようなキャンペーンをしたりするようなことをしないと、やはりこどもを持つことの喜びのようなものを日本人は失ってしまって、そういうことがあって出生率が低下しているのではないかと考えになっています。

そういうことを背景にして、それぞれの国でさまざまな出生率の変化とか、社会経済的な変化がございましてけれども、こどもを持つことに対する価値観というのはどのように変わってきたのか、変わってこなかったのか、ずっとある1つの価値観を維持しているのか。非常に大きな質問で、答えにくいだろうし、答えやすいとも思いますけれども、非常に短く、それぞれの方から伺いたいと思います。

クヌズセン デンマークでは、若い人、若いコーホートは、家族に大変な価値をおいています。ですから、若い人は家族が欲しくないと言っているわけではありません。ただ、こどもを産むのを少し延ばそう、出産を延ばし、先送り、そういう現象だと思えます。

それからもう1つは、同棲というのが今は定着していますから、落ち着いてこどもを産む前に、本当に相手と合うのかどうか、その人と一生暮らしたいのかと、そういうことを試す時間が与えられます。

こどもが欲しくないという人は、こどもに価値を置いていないというわけではありませんけれども、今こどもと家族についてどういうことが議論になっているかといいますと、こういうことわざがあるので、すけれども、こどもは1人ではやっていけない、こ

どもは1人ぼっちにしてはいけないと言われるので、兄弟がいたほうがいいのではないかとか、そういうことが議論されています。こどもが4人いて幸せな家族のキャンペーンとか、そういうものはしていませんけれども、価値観は変わっていません。

ルタブリエ フランスも同じです。家族、ファミリーに対して考え方がそんなに変わっていないと思います。もちろんいろいろな家族形態は受け入れられるようになりましたけれども、こどもに対しては、こどもはとて愛されて歓迎される、それは変わっていません。

出生率が高い国、そしてこどものための政策が特にされていない、つまりこどもを奨励する政策がない国ほど出生率が高いのはおもしろいことだと思います。それだけこどもに価値を置いているのではないのでしょうか。

カブレ 日本の状況は分かりませんが、日本に似ているのではないかと思います。こどもを持つことの喜び、それは全く失われていません。逆に、こどもを持つことの喜びはもしかしたらますます高まっていると思います。

昔は、こどもを持つことがそんなに喜びだったとは思えません。私が生まれたときには母は、ああ、また女の子か、残念だ、次は男の子が欲しいと。だから、決して喜んだとは思えません。母は仕事が大好きだったのに、仕事をやめなければならなかった。私を育てるために自分の仕事を犠牲にした。もちろん私は愛されて育ちました。でも、そんなにうれしくてしょうがないとは思えないのです。

ですから、今のこどものほうがもっと望まれて、愛されているのではないのでしょうか。昔は、こどもを持つということは、喜びとしてこどもを持つのではなく、自分はこどもを持たない、つまり母親にならなければ価値がないと社会がみなしたので、こどもがいなければ女性として認められない、女じゃない、人間でないと、そういうふうに思われる時代でしたから。今はそういうことがありませんので、

こどもがいなくてもそれほど社会で疎外されることはありませんけれども、ただ逆にこどもを持つことに大変価値が置かれていて、今は人工受精とかいろいろな方法でこどもをつくらうとする人たちがいます。

ブラウ 家族の価値観が、アメリカでは依然として高いと思います。子育ての喜びを教えるような、そういうキャンペーンはないにせよ、低出生率の原因というのは、アメリカだけではなく、ほかに原因があると思われます。それは多分、こどもが欲しくないとか、こどもが愛されていないからではなく、子育ての機会費用、そして実際の費用が問題で、特に女性の場合には自分のキャリアをずっと続けたいという、そういうところに原因があるのではないのでしょうか。

ゴリーニ 私の意見では、イタリアでは、ちょっと分裂していると思います。というのは、調査を行って若い人に聞いてみますと、結婚したい、これはとても大切な制度であると。どんな制度に依存していますかという、結婚と家族と言います。つまりイタリアでは、結婚と家族、家庭というのは第1位にランクづけされています。ただ、一方ではもう1つの極端な考え方もかもしれませんけれども、多くの女性はこどもがいなくて自由だと、あるいはこどもはせいぜい1人でいいという、そういう女性もいると思います。

あまり先のことを考えたくないような、享乐的な社会、そういう社会では、こどもが欲しくないと思うのかもしれませんが、例えばある夫婦の話ですけれども、ゴリーニ先生がラジオで講演をしているのを聞いた、今イタリアの世界はどんどん高齢化していて、私たちはこどもをつくらなくてはいけないよと、そういうふうには話しているカップルがいるのではないかという、そういう冗談があるほどですけれども、冗談はさておき、そういう傾向が強いとは思いません。そんなことはあり得ないと思いますので、これからはもっともってこどもの価値、こども

の重要性、それをこどものコストとともに論じるべきだと思います。こどもの価値についてももっと話すべきだと思います。

勝又 ネイヤーさんは、ご自分の母国オーストリアのことも含めて、ご研究の中からヨーロッパ全体といえますか、非常に難しいと思いますが、そういうこどもを持つことに対する価値観というのは変わってきたというふうには思われますか。

ネイヤー 大変難しいものですが、そういう価値観の調査は残念ながらしていませんけれども、ただ、ドイツ、オーストリアの予測によりますと、これからますますこどもを産まない女性が増えてくると。そうすると、両極化、こどもを持つ女性とこどもを持たない女性が、2つのグループが出てくるのだろうかということを考えます。

ただ、ドイツ、オーストリアでは伝統的に家族というのは大変重要ですが、家族は何なのかと厳密に定義されていないので、とてもロマンチックな考え方、家族はいいことだという、非常に漠然とした考え方しかないのではないかと思います。

ドイツ、オーストリアの政府は、いずれもキャンペーンを展開しています。「ファミリー・ジャーマニー」というのがあって、それは成功していません。オーストリアでは2つ、「アウ・ファミリー」というキャンペーンと、「私たちは小さなこどもがいても日夜働いています」というキャンペーンを展開しましたが、ただ、それに対する反対のキャンペーンが出て、女性たちが、私たちだって働いている、こどもがいなくたって一生懸命に働いているという、そういうキャンペーンが出てきて、そのキャンペーンは数日間消えてしまったと聞いています。もう1つ申し上げたいのですが、もしかしたら女性運動のほうから大きな変化が出てきたのかもしれませんが、60年代の後半から80年代まで、ドイツ語圏では女性運動が、政治的、経済的な権利だけではなく、平等ということを強調してまいりました。女性の運動や政府に対する覚書では、もっと産児休暇を、もっ

と育児休暇を、そして労働条件をもっと改善し、両親がともに仕事と家庭をバランスさせられるように、また、現在非嫡子児であっても、シングルマザーであっても、ちゃんと権利を主張するという、そういうキャンペーンが展開されています。

勝又 私どもこのセミナーをやります前に、パネリストのお話の中に何回か出てまいりましたが、実は2日間にわたる研究者だけの研究会を開いておりました。そこにさまざまな国からご参加いただきまして、先ほど阿藤所長からご紹介がありましたように、さまざまな地域、英語圏とかフランス語圏とか、そういう言葉で分けたような地域で、さまざまな研究をしたことをご発表いただいております。

今回、パネリストにはご参加いただかなかったのですけれども、英語圏の方たち、先ほどパラドックスというお話がありましたけれども、アメリカにしるニュージーランドにしるカナダにしる、英語をしゃべる地域が、比較的出生率が高いということで、そういう話がございます、ブラウさんからもお話があったわけですが、そのことについて、このワークショップで英語圏のことについてご研究されましたニュージーランドのプール先生から、短いご説明をいただくことになっておりますので、イアン・プールさんをお願いしたいと思います。

プール 英語圏諸国に関して、忘れてはならないのは、ヨーロッパ以外が多いということです。ヨーロッパ圏内には2カ国しかありません。そして、アメリカで起きることというのは、もちろん英語圏諸国に一番大きな影響を与える、何とんでも国の大きさが大きいからです。それもお話ししておきたいと思えます。

ブラウさんがおっしゃったとおり、現在の出生率の変化というのは、政策とはほとんど関係ないし、マクロ経済の動向でさえあまり影響を与えていないと思えます。北米、オーストラリア、ニュージーランドにおいては、出生率が大きく変動してきました。かつてからそうです。まず、大不況があって、ベ

ビーブームというのはヨーロッパよりもずっと強烈でしたし、期間もヨーロッパのいくつかの国よりもずっと長く起きました。そして、その中でも変動がかなり激しかったわけです。

そして、70年代後半から80年代に、今度はベビーバストと呼ばれる少子化というのがありました。ヨーロッパほどは下がりませんが、劇的に、ベビーブーム期と比べると出生率が下がったわけです。そのあと、80年代・90年代、アメリカとニュージーランド、そしてオーストラリア、カナダがそれに続く形で、いわゆる「ベビーブームに対するこだま」、エコーというふうにアメリカ人たちが呼んだ出生率の回復があったわけです。

ということは、スペインのカブレさんがおっしゃったとおり、彼女が言っていたメカニズムがそのまま、政策と全然関係ない、経済学とも関係ない、むしろ人口学のタイミングということによって起きてきたということが大きいと思えます。

2つのことがあります。まず、ベビーバストというのが何が起きたかといいますと、こどもを産む若い人が出産を先延ばしという状況になったこと。そして、先延ばししてきた人が、87年・88年、98年・99年というようなときに、先延ばしにきてきて産むようになったということです。ですから、出産先延ばしがそこで一気に終わったと。

もう1つ、ベビーブームのコーホートの人たちが、この先延ばしを起こすような、そういう年齢層に達していたということです。そういう意味で、人口学的に、ある意味では、たくさんの人たちが急激に先延ばしをするというような現象と一致してしまったと。その結果、最近の異常な変動というのが出てきたのだと考えられます。

そこで、その総合的な効果としては、英語圏諸国においては、出生コーホートのサイズが大きく変わるようになりました。低出生率ということを議論するときには、高齢化だけではなくて人口構造の変化ということで、これは政策のあらゆる側面において

とても重要です。われわれは、そういう意味で手本にはなりません。

逆にフランス、最近の上昇と言いましてもごくわずかですけれども、出生率はわれわれの観点から言うと安定しているわけです。しかも、年齢構造が非常に安定化している。この点がとても重要だと思います。つまり、フランスのプランニング、計画のほうは、オーストラリアやニュージーランドよりもずっと容易だと、安定しているから計画しやすいということです。

勝又 「子ども、家族、社会—少子社会の政策選択—」ということで、午前から基調講演と午後はパネルディスカッションを行ってきたわけでございます。ここでいろいろ考えましたことを一言でまとめるのはとても無理でございますけれども、実際のところ私ども、「少子化」というキーワードの中にいろいろな問題を考えなくてはいけないということを教えられたという気がいたします。また、これをやったらばあれをやったらば出生率が上がるというような、そういう1つの処方箋のようなものというのではなく、また、少子化ということを直接的に政策の中で実施したから安定した出生率があるというようなことではない。さまざまな、特に政策的には労働政策、そして家族政策の中でさまざまな形で行われてきたことが、結果として出生率にあらわれているというような国々の実情を聞いたと思います。

日本として、さまざまな議論の中で、これから低出生率のことも、それから低出生率の国々のことも、

それから高出生率の国のことも含めて、われわれがとっていきべき道を模索しなければなりません。きょう話を聞いておりますと、政策的には、こどもに対する政策についても、家族に対する政策についても、まだまだ日本は何もやっていないというような、私の個人的な印象でございます。それは、金額的にもそうだし、さまざまな意味で、政策の選択というものを広げた中で議論がされていないと、そういう感想を私は個人的に持っております。きょういろいろ教えていただいたことを、また今後の研究、そして今後の政策に反映していきますように、私どももいろいろな研究の中でこれを生かしていきたいというふうに思います。

きょうフロアの皆様からご質問を受けることができず申し訳ないけれども、受付のほうに、きょう基調講演者がお使いになったOHPとパワーポイントの文章についてのお問い合わせがいくつかございました。これらにつきましては、皆様にご応募いただきましたら、私ども国立社会保障・人口問題研究所のホームページを通じまして、皆様に提供していきたいと思っておりますので、アクセスいただきまして、そこにさまざまな今回を含めました議論を載せておきますので、ご活用いただければと思います。

きょうは長時間にわたりまして、第7回厚生政策セミナー、聴講いただきましてありがとうございました。また、遠くからおいでいただきました基調講演者、パネリストの先生方に、どうぞ拍手をもって感謝の意を表したいと思います。

家族、社会保障および社会保険

—ケーススタディとしてのドイツにおける概評と現在の論議—

ヴァインフリート・シュメール

1. 序論

家族と社会保障の関係は、社会保障制度が導入された産業化過程で徐々に変化している。家族と社会保障制度の間に生じている相互作用は、先進諸国における少子化と平均寿命の延長による人口の高齢化、またその結果として社会保障制度にかかる費用が増大した現代において先進国に共通して注目を集めている。しかし、そこから発生する問題点、また、それに対処する政策の目標と手段は、各国の経済、人口構造、社会状況によって多様である。本稿では、日本、ドイツなど高齢化問題を抱えている先進工業国に焦点をあてて、家族と社会保障のかかわりについて最近の論説を紹介するものである。

本稿の構成は以下のとおりである。まず、家族の活動と社会保障の関係に関する一般的な所見を述べ、次に、家族政策と特に社会保障制度によって示されるその設計に関するより包括的な所見を述べる。後半においては、ケーススタディとしてドイツの状況を紹介し、既に実施されている主な措置および社会保障制度を通じて行われる家族政策に関して議論されているところの主な論点と、さまざまな政策による効果について説明する。

本稿の焦点は、家族と社会保険の関係である。ドイツにおいては、社会保険は社会保障制度の主要部分を占めている。2001年のドイツ憲法裁判所の判決を受け、「家族と社会保険」というテーマはドイツにおいて近年盛んに議論されている。その

判決とは、新しく制定された公的介護保険においては、子どものいる家族に課せられる保険料を子どものいない家族よりも低額とすべきであるとするものである¹⁾。この判決の非常に興味深い点は、子どものいる家族が他の賦課方式による社会保険制度(特に年金保険)においても、過大な保険料を課せられているか否かを確認する義務が政府と議会に課せられたことである。このことは、いくつかの重要かつ根本的な問いをドイツの社会保険制度に投げかけており、この問いに対する答えは公的年金保険の構造を変容させる可能性までを持っているといえる。

2. 家族と社会保障

社会保障に関係するところの家族の働きは多方面にわたる。第一に、家族内の社会保障が存在する。家族は疾病、老齢または介護が必要な場合に互いに支え合っている。この家族内の社会保障は、疾病時における介護や食料など現物移転である場合が多いが、現金移転の場合もある。これらさまざまな移転は、夫婦間など一世代内で、また子から親へ、親から子へという世代間で行われる。正規の社会保障制度における移転に比べ、家族内の現金ならびに現物の移転に関する実証研究は不完全であることが多い(ここでいう「正規(formal)の社会保障」とは、家族の外で行われる社会保障制度を指す)。家族内で行われる社会保障は、正規の社会保障の需要を減少させることにより、健

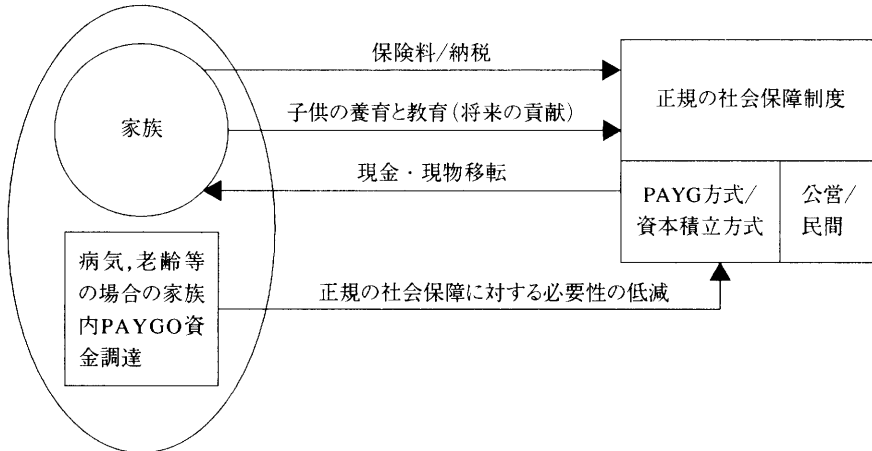


図1 家族と社会保障

康保険など正規の社会保障制度を維持するための税金または社会保険料の徴収の必要性を低減することができる(図1参照)。ただし、家族内移転はそれなりの費用がかかることを考慮に入れなくてはならない。これは、税金や保険料の増額を回避することを目的とした正規の社会保障制度から家族内社会保障への移行を提案する際に心にとどめておく必要がある事項である。また、健康保険、年金保険などにおいて、公的制度から民間制度へ移行する場合も同様である。公の論議では、公的社会保障制度の財政的影響、特に公共予算に対する負担に焦点を合わせており、公的制度から民間制度へ移行する際に生じる世帯の追加負担を無視している場合が多い。

正規の社会保障制度と家族の関係を吟味する際には、社会保障の以下の側面を考慮する必要がある。

- (a) 横断的および縦断的観点²⁾
- (b) 社会保障制度における家族の負担の大きさはそのくらいか(現金/現物)、また制度から何を受給しているか。
- (c) 社会保障制度が公的制度か民間制度かの違い、
- (d) 資金調達方式は賦課方式か積立方式か、

(e) 資金調達(歳入の徴収)源は社会保険料か税金か。

これらは明らかに、社会保障制度、特に社会保険制度の概念を特徴づける際に重要な側面でもある。

高い保障を得るために、家族は民間の生命保険や健康保険などに加入したり、社会保険制度の保険料を負担したりする。また家族は、税金(直接・間接税)を支払うことにより、将来的に家族に保障として還元される社会保障制度を維持している。しかし、家族が社会保障制度に貢献する形は、公共予算への拠出や民間の保険会社への金銭的移転だけではない。家族は、子どもを養育し教育することにより、金銭的な移転よりもはるかに大きな負担をしていると言われている(図1参照)。子どもは将来の被保険者と納税者である。賦課方式による社会保障制度には将来の被保険者が不可欠であり、子どもがいなければ継続できない。この議論について以下にて検討する。

また、賦課方式で行われる社会保険制度、特に年金制度は、子どもがいない人々に対しても老齢(または障害)年金を支給するため、これら制度の導入と設計は育児にマイナスの誘因を与えている

という主張もある。つまり他の家族の子どもが、子どものいる人々だけではなく、子どものいない人々の老後の生計も支えていくことになる³⁾。この主張は、育児中の経済状況の改善を支持する2種類の論説に繋がる。

3. 家族政策を支持する経済的議論

家族の優遇対策に関する経済上の論議を検討すると、特に資源配分と所得配分に基づく2種類の主張があることがわかる。

資源配分: 家族は社会全体ならびに社会保険などの特定の制度に対して、人的資本の創出と改善に貢献している。これが家族の貢献に対する報酬、すなわち資源配分による家族政策を支持する根拠である。この主張は育児等の負担に基づくものではなく、子どもの存在と子どもが家族内で受ける教育によって社会が受ける厚生(ウェルフェア)上の利益に基づいている。

所得配分: 子どもを育てることは経済的負担が伴う。育児にかかわる直接的な費用だけではなく、例えば、就労を中止したり、常勤ではなくパートタイム雇用となったりした場合における機会費用も伴う。家族が負担しなくてはならないこれらの費用の少なくとも一部を補償するために、何らかの均等化対策が必要である。

これらの2種類の主張は特定の対策を提案する際に混用される場合が多い。しかし、上記の2種類のほかにさらに以下に述べるもう一つの主張がある。

人口政策: この主張は、育児を通じて家族が社会または社会保険に対して行う貢献に報酬を出すだけではなく、子どもの人数を増やすための誘因を与えるべきであるというものである。この出生促進支持者の主張はドイツではそれほど多く用いられていない⁴⁾。しかし、一部の人口統計学者と家族政策支持者は人口政策を支持する家族政策の論議に非常に熱心であり、その理由として、人

口の減少と高齢化によるさまざまな問題および出生の不足の少なくとも一部を人材の輸入(移民)により補う、すなわち積極的な移民政策から生じる問題を指摘している。ドイツへの移民は、全く異なる文化を有するさまざまな国々から集まると考えられ、これらの人々を統合するためには多大な費用が必要である。ドイツの近隣諸国および先進工業諸国が多かれ少なかれ同様の人口統計学的事情に直面していることを考慮すると、これら国々からは大きな移民が期待できないからである。

経済学分野における文献においては、資源配分に基づく主張が優勢となっている。この論点は、社会保障と家族政策に関する議論においても重要である。育児は社会全体および特に子どもを養育しなかった人々に対して明らかな外部性がある。したがって子どもを育てることに対して、社会的、特に社会保険制度内で補償を受けるべきである。

経済学者の中には、賦課方式は子どもを持つことに対してマイナスの誘因を与えると主張する者がいる。老後の保障を提供してくれる者としての子どもの存在は親にとって、もはや必要ではないからである⁵⁾。彼らの主張によると、高齢者は子どもを育てたか否かにかかわらず、包括的な年金制度で年金を受け取ることができるため、これらの制度は多くの先進工業国で見られる低い出生率の主要要因となっている。しかし、この主張に関する実証的証拠は全く説得力がない。出生率の動向に対する賦課方式の導入と設計の影響を別個に見極めることは難しいから当然である。また、この因果関係も定かではない。例えば、老後の保障と支援を与える家族制度が弱体化することによって、正規の年金制度の導入が促進されることも考えられるし、またその逆も考えられるからである。

しかし、出生に対するマイナスの誘因効果に関する論点にたった積立制度の導入も、老後の保障手段として子どもを持つ必要性を低減するであろう。積立制度の導入は、よく知られているように、

賦課方式(この場合、家族内の賦課方式)から積立方式への移行により負担が増えるために、家族に追加的負担をもたらすだろう。

家族に対する優遇対策を提案する際には、これらの対策がライフサイクルのどの段階で効力を生じるかを判断する必要がある。明らかに、育児期間中には、子どもの生活費といった直接費用、また、育児に専念し、職を持たない(または就労レベルが低い)場合に機会費用が発生する。ドイツのように、社会保険における給付額が主に労働所得からの保険料支払いに基づいているとしたら、就労機会を逃すことは将来の年金給付に影響を及ぼすことになる。育児期間中の直接費と機会費用の問題に対処するには原則として2種類の戦略がある。一つ目は、親が育児と就労を両立させる可能性を高めることである。これは特に保育所、終日学級などの制度の整備状況に左右される。これは、社会保険制度の中の措置によって達成することはできない。

もう一つのアプローチは、家族が就労せずに、家にとどまって育児ができる可能性を高めることである。これは女性だけではなく、両親に焦点を合わせる必要がある。このアプローチにおいては、特に現金移転が、一定の期間に家にとどまってより多くの時間を育児に費やす機会を与えるのに役立つであろう。だが同時に、社会保険制度内における措置もこの目的を達成するのに役立つ場合がある。

これら2種類のアプローチの背後には異なる規範上の立場がある。例えば、就労することを規範とし、親、特に母親の就労を実現化できるような方法ですべてを設計するべきか否かという議論である⁶⁾。もしくは就労しながら家庭内で育児をすることは(少なくとも数年間は)社会にとって有益なものとして支持されるか否かということである。

また、親の老後における経済状況を改善させる対策もある。これは例えば、育児期間に基づき年

金給付を増加させることにより実施できる。この政策は、年金給付を引き上げるため老後の対策として有効であると同時に、退職前の社会保険の費用を削減することができるという主張もある。もし、母親または父親がこの追加年金の給付額を高くしたいと思う場合、より高い負担金を支払わなくてはならないからである。

以下に、ドイツの社会保険制度において「家族」がどのように扱われているかに関する基本的情報を概説する。続いて、憲法裁判所の判決が引き金となった社会保険と社会保障全般における家族の扱いの改善に関する現在の議論ならびに提案された基本的政策を分析する。

4. ドイツの社会保険制度による有子世帯に対する所得移転

ドイツには主に公的財政から子を持つ世帯に対する非常に多くの所得移転が存在する。表1にはいくつかのマクロデータが示されているので参照されたい。子どものいる世帯に対するさまざまなプログラムによる現金移転と租税支出(児童手当、課税控除、出産・育児休暇等の家族政策の直接的措置だけではなく、例えば、住宅助成金等といった関連移転も含む)のほかにも、無料の公教育制度、公共の保育所など多くの現物移転や補助金がある。しかし、表1に示されている子どものいる世帯に対する公的支出の数値は、包括的なものではなく、例えば、会社(雇用主)等による民間支出は考慮に入れられていない。2002年からは、認定された種類の民間年金に加入した家族に対する追加補助金や税制措置も設けられている⁷⁾。

ドイツ連邦銀行(2002)によると、約160億ユーロ(家族に対する公共支出の10%以上を占める)が社会保険制度によって調達されているという。しかしほかにも、連邦予算によって調達されており、公的年金保険に関連する重要な金額として、育児期間中の保険料がある。これは、公的年金保

険の制度内における子どものある世帯への移転に関して議論する際に重要である(以下を参照のこと)。これらの2種類の支出を合計すると、ドイツでは家族向けの公的移転の約20%が社会保険制度によるものである。

社会保険制度の中では、家族に焦点を合わせたさまざまな対策が存在する。包括的なものではないが、以下の措置が挙げられる(表2を参照のこと)。

- 失業保険：子どものいない被保険者に対する失業手当と比較すると、子どものいる被保険者に対する失業手当の方が高く設定されている。
- 健康保険と介護保険：児童ならびに無職(雇用されていない)の配偶者は、独自の保険料、あるいは夫からの追加の保険料の拠出を求めら

れずに、保険が適用される。健康保険の場合は、妊娠または出産の場合も給付される。

- 年金保険：年金保険制度内において家族を優遇するには、いくつかの措置が考えられる。表3に、ドイツで用いられている5種類の措置に関する情報を示す⁸⁾。前述したように、育児期間中の保険料は連邦予算から支払われる(平均所得に基づき子ども一人当たり3年間)。しかし、育児期間の年数は、被保険者の年金給付額に影響し、育児期間年数の換算に関する規定は徐々に変化しつつある。将来には、子どもがいた寡夫/寡婦年金に対する加算も設けられる予定である。ほかにも、被保険者に育児の期間があった場合、老年または傷病年金給付額を増加するためのいくつかの措置が設けられている。

家族が虚弱な高齢者の介護のために就労しない場合、通常は低くなるのが予測される年金給付額を増額するために、介護金庫から年金保険料が支払われる。支払われる保険料(また、その保険料に対応する年金給付額)は介護の必要性によって異なる⁹⁾。例えば、障害児の介護を家族で行う場合、支払われる保険料は増加される。

社会保険制度内で行われる、これら家族政策関連の財源は、それぞれの制度によって異なる。例えば、健康保険と介護保険の場合、児童または無職の配偶者に対する保険料免除制度は他の全被保険者の保険料収入によって賄われている。つまり、所得比例の保険料(上限が設けられた総所得に基づく保険料)により賄われており、被用者と雇

表1 ドイツの子どものいる家族に対する公共支出
— 2000年 —

(10億ユーロ)	
税支出	37.3
公共予算(連邦, 州, 地方レベル)からの現金移転	26.9
このうち育児期間の公的年金保険に対する負担金支払い	11.5
公共予算からの現物移転 ¹⁾	71.0
社会保険からの現金移転 ²⁾	16.0
合計	約150

注1：1999年

2：子どものみの健康保険および妊娠・出産の場合の現物移転における「保険料支出」(保険料免除の保険)を含む

資料：ドイツ連邦銀行(2002), pp.19

表2 社会保険で講じられている家族の優遇措置

健康保険	介護保険	失業保険	年金保険
保険料の自己負担をしない無職の配偶者と子どもに対する保障		子どものいる被保険者に対するより高い給付額	育児年数に対するクレジット付与
妊娠・出産の場合の給付	家族介護の場合の年金保険に対する負担		所得の架空増加 子どもが生まれていた場合、より高い寡夫(寡婦)年金

用者が均等に支払っている。

これとは対照的に、年金保険制度における育児期間中の措置は、それが家族政策の要であるという政治的決断に基づくものであった。(連邦)政府は家族政策に責任があるため、すべての納税者はこれらの対策に対する資金を供給する義務がある。家族政策の財政措置に、付加価値税、累進的な所得税、または、所得比例的な社会保険料を用いるかによって所得分配に対する影響が異なることは明らかである。

表3 家族に焦点を合わせた公的年金保険における措置

(1) 育児年数のクレジット付与 一年数 一年間所得ポイント(EP) 1986年 1年 0.75EP ただし、自身の所得がクレジットに代わる 1992年 3年 0.75EP 1999年 1EPへの漸増(2000年7月) ただし、現在は自身の所得に加えて (2002年までの最高限度は 約1.8 EP=保険料の上限)
(2) 1992年 育児の場合、60歳の女性に対する早期退職年金等入手するための待機期間を満たす前提条件としての保険キャリアにおける既存の格差を埋めるための架空保険年数
(3) 2001年 育児(4-10歳)の場合で、所得が平均所得よりも下回る場合、低所得の50%、最高1EPの架空増加。前提条件:25年間の待機期間。育児の場合の10年間の架空保険年数(2を参照のことはこの待機期間に含まれる。
(4) 2001年 障害を持つ児童(18歳まで)の介護の場合、介護保険の(年金保険に対する)保険料支払いに対する50%、最高1EPの補助
(5) 2001年 寡夫(寡婦)年金は以前の配偶者の年金の60%から50%に減額され、自身の所得の全額が年金の算定の際に考慮に入れられる。ただし、第1子に対しては2EP、第2子以降に対しては1EPの年金増加がある。

健康保険(後に介護保険)における家族政策の財政措置と、年金制度など家族政策の財政措置との相違点は歴史的観点から説明することができる。ドイツの社会保険の創設期にあたる1880年代には、ビスマルク首相は、健康保険(ならびに労災保険)の財源の一部を税金でまかなうということを実現できなかった。雇用主と従業員の負担金に加え、税収によって年金財政の30%が賄われるようになったのは、数年後に年金保険が設立されたときであった¹⁰⁾。

数年前まで、ドイツにおける公の論議では、健康保険の財源を一部税金によって賄うことに対して強い抵抗があった。しかし、現在に至っては、保険料率の増加への懸念から論争が変化を見せている。特に、家族に対する健康保険の給付の一部は家族政策の一環とみなされ始めてきている。一般に、ドイツにおいては家族政策は税収によって資金調達されている。

5. ドイツの社会保険における家族に対する措置の論議

前述したように、2001年3月に憲法裁判所は、介護保険制度では子どものいる被保険者と子どものいない被保険者に対する不平等な待遇が見られ、これは違憲であるという判決を下した。この論拠は、賦課方式による財源調達をとる制度は将来の世代を必要とするため、育児をしている被保険者は、保険料のほかに現物の付加的な貢献をしているというものであった。裁判所によると、この2番目のタイプの負担は少なくとも十分に認められていない。したがって、裁判所は子どものある世帯の保険料の引き下げを要求したのである。政府は、これを2004年末までに施行しなくてはならない。同時に政府は介護保険で指摘された不平等が、他の賦課方式による社会保険制度にも存在するか否かも検討しなくてはならない。

5.1 年金保険における現物負担としての育児

憲法裁判所によるこの指示は、特に年金制度において広範にわたる影響を与えると考えられる。育児は制度に対する現物の負担であるという裁判所の主張が年金保険においても認められた場合、これは現在の年金保険制度の所得比例概念を土台から揺るがすことになるであろう。年金給付額が子どもがいるかないかの事実に基づき異なってくるのであれば、所得比例給付である現在のドイツの年金保険制度における基本概念を根本から覆し、給付を均一にするということになる。現在、憲法裁判所の要求にどのように対処するかに関する議論が続いている。裁判所の主張ならびに育児期間中の家族の財政状況を改善させるための手段の効果を分析することが重要となるであろう。

育児は賦課方式で財源調達をする制度に対する貢献であり、年金制度内でその報酬を受けべきであるという主張はこれまでも提起されており、(少子化となった)現在の状況ではさらに現実的な提案といえよう。すでに数年前から、保険料の支払いを子どもの人数に応じて定めるべきだという提案は存在していた¹¹⁾。これは基本的には、保険料の支払いの算定方式において、異なる保険料率、または、子どもの人数に応じた定額手当を設けることにより実現可能である。また一方では、子どもの人数に応じて年金給付額に差をつけるという提案もあり、例えば2人の子ども(一定の出生率を保つために必要な子どもの人数)を育てた被保険者に限り年金の全額を給付するなどが提案されている。

これらの提案ならびに憲法裁判所の判決の背後にある主な論拠は、育児は他の人々に対してプラスの外部性があるというものである。特に子どもは将来、社会保険に貢献する可能性を秘めている。この外部効果は子を持つ家族の経済状況を改善させることにより内部化するべきである。外部性を内部化するさまざまな手段に関して検討する前

に、その手段を決定する際に答えを出すべきである、一般的な疑問に触れる。

外的効果は、子どもの人数だけではなく、子どもに付随する人的資本からなる生産性に関連している。だが子どもの外的効果の価値をどのようにして測ることができるだろうか？ これは、外的効果を提案の論拠としている人々の主張によると、あらゆる分野において、すなわちすべての社会保険制度ならびに社会全般に対して行わなければならない。この主張に沿うと、子を持つ世帯への報酬を賦課方式の制度に貢献している人々に限定するだけでは十分ではない。例えば、ドイツの弁護士、医者、建築家、その他の自営業グループ等の職域年金における積立制度など、強制的な積立制度に両親が加入している場合、彼らの子どもは将来、かなり高い割合で賦課方式の制度に加入すると考えられる。また逆に、現在賦課方式の制度に加入している両親の子どもが後に積立方式による制度に加入する場合もある。

これだけで、子を持つ世帯への報酬の論拠を賦課方式の制度に対する効果に限定している場合の問題点が明らかになる。そして積立制度が将来の被用者に依存していないと決めてかかるのは事実を見誤っているだろう。また、資本市場の発展が、雇用と労働市場の発展ならびに人口の年齢構成とそれに関連して金融資本を貯蓄・蓄積している人々と老後の生活の財源を得るために資本を減らす人々の人数とは関係ないと思いつむことはできない。

子どものいる被保険者と子どものいない被保険者の保険料負担等に格差をつけるガイドラインの根拠として、子どもの外部性の価値を測る方法に関する疑問に立ち戻ると、子どもの人的資本形成に対する家族の行動の成果に関する情報が必要となる。これは両親の教育行動のみによるものではない。ほかにも、学校教育、企業内訓練・再訓練、子ども自身による自己投資、そして子どもがいかに

自分の能力を生かし、社会保険制度に貢献する、または税金を支払う基盤としての生計を立てるかなどにかかっている。

これらの側面から、育児の経済的費用を補填するためではなく、子どもの外部性を内部化するための手段に関するいくつかの結論が以下のように導き出されるであろう。

- これらの措置は賦課方式の制度に貢献している両親だけではなく、年金保障の1階部分の要素である強制的な積立制度の加入者も対象とするべきである。
- 子どもを持つことが複数の社会保険制度ならびに社会全般に対してプラスの外部性があるとすると、外的効果の価値を測るのは非常に難しいという事実にもかかわらず、各々の制度独自において対策を設置する政策は、家族政策全体の透明性を損ね、費用を増大させるだろう。結論として、これらの対策は、所得比例の社会保険料などさまざまな部門における措置ではなく、原則として税収を財源とするべきである。透明性が高く、かつ合理的な家族政策を目指すのであれば、さまざまな対策をひとつの組織に統合することが有益である。これについては以下で検討する。

5.2 家族(有子世帯)の負担の引き下げの手段と効果

前述したように、ドイツでは、社会保険制度内で家族の負担金を減額する憲法裁判所の要求に対応する方法を検討し、政治的決断を下す必要がある。仮に憲法裁判所の決定が介護保険だけではなく、その他の制度においても必要であるとみなされる場合、有子世帯の負担の引き下げから生じる不足額をだれが支払うべきか、およびその適切な負担の分配の査定基準を決定しなくてはならない。

ドイツ内でしばしば言及される一つの可能性は、子どもの人数に応じて異なる保険料率を設け

ることである。これは被用者負担分の保険料のみを対象とし、雇用主負担分には適用されない。なぜなら、さもなければ、労働市場を歪める影響を生じるからである。高所得の被保険者は低所得の被保険者と比較すると、子ども一人当たりの便益が高くなる。したがって、子ども一人当たりの保険料控除は定額とすることが提案されている。この場合、保険料の減額は全被保険者に対して同額となるが、低所得層の被保険者にとっては高所得の被保険者に比べ、所得に対して相対的に高い便益となる。

保険料設定に控除を導入することは、いくつかの付加的効果があるだろう。第一に、所得が最高限度額以下であれば、保険料の比率が(間接的に)累進的となる。最高限度額を超える所得に関しては、実効保険料率(=保険料/総所得)は実際の保険料率を下回り¹²⁾逆進的となる。図2では、保険料額の算定方式における控除の導入効果を示している。

ドイツの公的年金保険の場合、確定拠出型年金制度と同じく給付額が保険料の支払額ではなく、所得額に基づいている。そのため、保険料の控除制度の導入は年金給付額に影響を及ぼすことはない。一方で、有子世帯に対する保険料控除制度の導入または保険料率の引き下げを行うことによって、保険料収入は減少する。このため、これらの手段が用いられる場合、子どものいる被保険者の負担を減らすことによって生じる収入の不足額の調達方法を決定する必要がある。既に説明したように¹³⁾、不足額の調達は税収を財源とするべきであり、現行の健康保険や介護保険のように、上限付きの所得比例保険料を財源とするべきではない。これは、所得比例保険料制度が、無職の配偶者や子に対する保険料免除制度を内在しているからである。また、現行の制度のような方法は、家族政策に対する支出が支払能力に基づくのではなく、上限付きの労働所得のみに基づき賄われるた

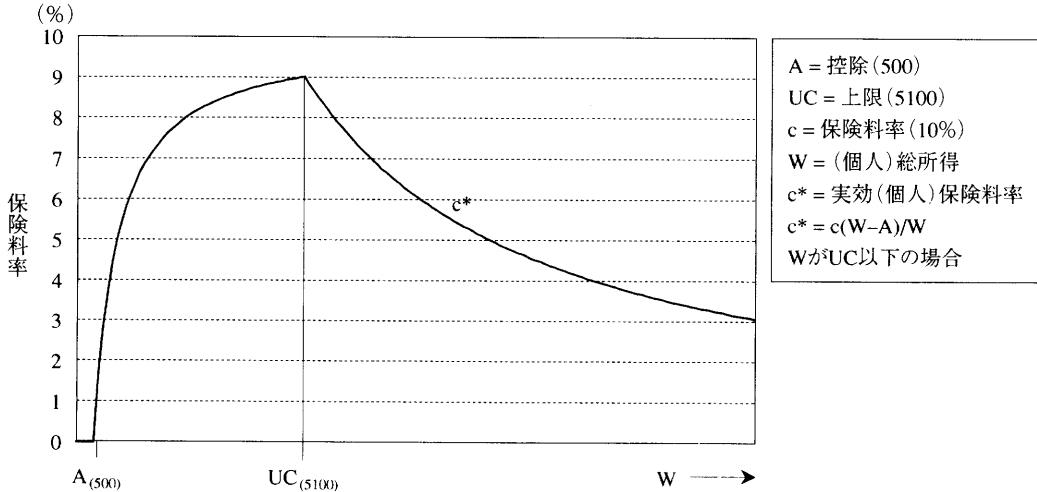


図2 控除額の場合の実効保険料率

め、所得分配の観点からも望ましくないという批判がある。さらに、労働市場への影響を危惧する主張も存在する。すなわち、所得比例保険料によって家族政策の支出を賄うことは人件費を上げ、労働力の需要にマイナスの影響を与え、失業を増大させる可能性があるというものである¹⁴⁾。

このような手段は、被用者と雇用主の負担を切り離すことになり、(少なくともドイツにおいては)雇用主の負担のあり方についての基本的な議論を提起することになる。すでに過去において、ドイツ(ならびにオーストリア、ベルギーをはじめとする一部の欧州諸国)では、雇用主の負担を(被用者の)所得のみではなく、企業の総付加価値または純付加価値に基づくものとするのが提案されている。これは、経済のさまざまな部門では人件費の付加価値に対する比率が異なり、被用者の所得に基づく負担制度においては、特に労働力集約産業に大きな負担がかかることになるからである¹⁵⁾。しかし、雇用主負担が従業員の個人所得の一部である制度と異なり、雇用主負担を雇用主の付加価値に基づく制度においては、その拠出分を個々の従業員に配分することは事実上不可能である。少なくとも今までのところ保険料と給付との密接な関

連性の理念に重きが置かれているドイツの年金制度において、雇用主負担を(被用者の)所得比例制度から(雇用者の)付加価値税へ移行は、保険料と給付の関連性を弱め、社会保険制度の個人間の再分配的機能を高めることとなるであろう。

明らかに、家族政策を社会保険制度の中でどのように組み込んでいくかに関する議論は、その国の社会保険制度がすでにどのような概念に基づいているものかによって大きく左右される。その国の社会保険制度が既に高い再分配機能を持つ場合、保険料と給付との関連性が弱まるという上述の主張はさほど影響がないと思われる。しかし、当然のことながら、透明性の欠如、管理費の増加、および多数の制度と公的予算の全体にまたがる家族政策から派生する問題の数々は忘れるべきではない。

すなわち、ドイツの年金保険において、年金給付額を子どもの養育(すなわちある意味での現物負担)に基づいて決定するためには、給付額を定率による所得比例給付制で行わないことが必要条件となる。現行の年金制度と給付算定方式は明らかに所得比例に基づくものであるため、これはドイツの年金制度を根本的に変えることになるだろう。

ドイツの公的年金保険において憲法裁判所が要求しているように、有子世帯に対する負担の引き下げを実行するのだとすれば、保険料率あるいは控除などによって保険料に差異を設ける手段ではなく、以下のアプローチが望ましいと思われる。一般歳入を財源とする直接的な移転支出を、(a) 年金保険、または (b) 被保険者の世帯に対して実施する方法である。

(a) の場合、子どものいる世帯の保険料は引き下げられ、その結果による年金保険収入の不足分は一般歳入で埋め合わせられる。(b) の場合、子どもを育てている家族は年金保険料、さらに一般的に言うと、これは積立方式または賦課方式にかかわらず、老齢年金の基盤である年金保障の1階部分における老後の準備金の削減を目的とした直接的な移転を受けることになる。

しかし、付加価値税、購入税、環境税などの間接税の税率が高い場合、一般税収による家族政策の資金調達には追加の負担をかけることとなるとも言えるだろう。これを回避するためには、例えば、所得税に、子どものいる家族に対する優遇制度が設けられた付加税(家族政策のための目的税とするか否かにかかわらず)を設けることも可能である。

さらに、家族政策の効果に関する透明感を高め、家族政策の政治的目標を達成する可能性を高める努力を一步進めるためには、家族に対するすべての所得移転ならびにこれらの移転の資金調達に対処する公共機関(「家族金庫」"Familienkasse")を設置することが望ましい¹⁶⁾。

5.3 家族政策の資金調達と人的資本形成

ドイツではおおむね、子どもの育児・教育期間における家族の経済状況を改善させるという政策に関しては社会的合意が得られていると思われる。この政策の実現は、社会における人的資本の増大を目指す戦略における重要な要素である。人

的資本の開発は将来の生産性上昇と国民の福祉の改善にとって非常に重要である。この観点において、家庭内教育(価値観の伝達もそのひとつである)、ならびに全般的な教育、高齢化社会における訓練・再訓練により生産性を向上させることは最重要課題であるといえよう。このために、さまざまな種類の資本形成に充当する税収の配分方法を決定する必要がある。私の個人的な意見では、近年におけるドイツの政策は、人的資本ではなく、金融資本の形成に重きを置き過ぎる傾向がある。しかしこれらの決定は「時代精神」("Zeitgeist")に深く即したもので、資本市場における役者の利益のためであった。ドイツの年金政策における決定は、これを非常に明確に表している。家族の役割および家族の経済状態を改善させる方法に関する議論は、国民の関心と公的資金を、将来の経済的な競争力と発展ならびに国民の経済的福祉の基盤となる人的資本に向け直させる機会となるであろう。

※ シュメール氏は、本セミナーにて基調講演をしていただけの予定であったが、急遽来日できなくなったため、ここに基調講演用の論文を載せることとする。

注

- 1) 介護保険は1995年にドイツで、労災保険、健康保険、失業保険、年金保険に次ぐ5番目の社会保険として導入された。例として、Schmähl and Rothgang (1996)を参照のこと。
- 2) これは特に、賦課方式および積立方式における育児の外的効果に関して以下で議論されているテーマに関連している。
- 3) 例として、Nugent (1985), Cigno (1992), Sinn (1990, 1998)を参照のこと。
- 4) ドイツはナチ時代に「人口政策」で否定的な経験をしているため、この趣旨に沿って議論を進めることは長年タブーとされていた。
- 5) しかしその主張が確かであれば明らかに、これは積立方式の年金制度にも当てはまると思われる。
- 6) これには前述したように、特定のインフラを必要とする。だが、就労する誘因を与えると同時に、家にとどまるほうが費用のかかるような方法で社会保障制度

を設計することもできる。例えば、就労の有無を問わず、全国民に最低限の負担(年金保険において)を課す提案は、就労に対する誘因を与えるか、追加負担金による財政的理由から就労する必要性を促す場合がある。

- 7) これらの資本積立商品は賦課方式を財源とする社会年金の減額に対する代用として設けられている。本件ならびに民間年金に関する法令に関する議論については、Schmähl (2002)を参照のこと。
- 8) これらの措置に対する理解を深めるために、公的年金保険における年金給付額は、被用者の場合には特に以下の2つの要因に基づいていることを理解する必要がある。(1) 総所得の相対金額、すなわち個人総所得(特定の年度における)を今年の全被保険者の平均総所得で割った金額(所得ポイント)および(2) 保険年数。個人所得が平均所得とちょうど同額であれば、公的年金保険の個別勘定に1点の所得ポイントが付けられる。年金の算定は総所得ポイントの点数を考慮に入れている。雇用期間からの所得ポイントに加え、健康保険、失業保険、介護保険からの負担金ならびに国による負担金等に基づく所得ポイントもある。ただし、負担金の支払いなしに所得ポイントのクレジットが与えられる場合もある(数年間の学校教育等の場合)。
- 9) 新しいドイツの介護保険制度では、3段階に分類されている。
- 10) これを実現させるための重要な論拠は、年金保険の導入により地方レベルの貧困層に対する支出が減ったという事実であった。
- 11) 本件に関する議論とさらに詳細な論及についてはSchmähl (1988)等を参照のこと。Horstmann (1996)は、子どもを育てている家族を公的年金保険内で保障する方法に関するさまざまな提案の概要を説明している。
- 12) 上限が保険料控除額により上昇した場合に限り、新たな上限における所得がある被保険者の有効保険料率は(正規の)保険料率とちょうど同じ料率になる。保険料支払いの算定における控除の影響に関する詳細な検討については、Schmähl (1977)の165-190ページを参照のこと。
- 13) この議論はいくつかの異なる部門の社会保険、その他の部門の社会保障給付等において外的効果を保障しようとする場合、社会全般に対する育児の効用の根拠または透明性と家族政策措置の目標志向のターゲットングの欠如に関するものである。
- 14) これはSchmähl (1998)で論じられている。
- 15) 詳細な分析に関しては、Schmähl et al. (1984)とSchmähl (1992)を参照のこと。
- 16) この提案はドイツでは目新しいものではない。これ

は1997年の年金改正の準備のために連邦政府の専門委員会が提出した提案の一要素であったが、実行には移されなかった。

参考文献

- Deutsche Bundesbank (2002) Staatliche Leistungen für die Förderung von Familien, in: *Monatsbericht*, April 2002, pp. 15-32.
- Cigno, Alessandro (1992) Children and pension, in: *Journal of Population Economics*, Vol. 5, pp. 175-183.
- Hohnerlein, Eva Maria (2000) Policy Measures in German Public Pension System to cope with Low Fertility, in: *Low Fertility and Public Pension System in Germany. Improper Use of Hospital Beds in Germany* (IPSS Study Series 2000. 3), Tokyo, pp. 28-45.
- Horstmann, Sabine (1996) *Kindererziehung und Alterssicherung*, Graftschaft
- Nugent, Jeffrey B. (1985) The Old-age Security Motive of Fertility, in: *Population and Development Review*, Vol. 11, pp. 75-98.
- Schmähl, Winfried (1977) *Alterssicherung und Einkommensverteilung*, Mohr: Tübingen.
- Schmähl, Winfried (1988) Alterssicherung und Familienlastenausgleich, in: ders., *Beiträge zur Reform der Rentenversicherung*, Mohr: Tübingen, pp. 245-269.
- Schmähl, Winfried (1992) Technological innovation and contributory social security financing, *EISS Yearbook 1991*, Technological Innovation and Social Security, Acco: Leuven/Amersfoort, pp. 309-341.
- Schmähl, Winfried (1998) Financing Social Security in Germany: Proposals for Changing its Structure and Some Possible Effects, in: Stanley W. Black (Ed.), *Globalization, Technological Change, and Labor Markets*, Kluwer Academic Publishers: Boston/Dordrecht/London, pp. 179-208.
- Schmähl, Winfried (2002) A new chapter in German Pension Policy: *The "2001 Pension Reform" based on a Paradigm Shift*, Discussion Paper No. 99, July 2002, Institute of Economic Research, Hitotsubashi University, Tokyo/Japan.
- Schmähl et al. (1984) *Änderung der Beitragsfinanzierung in der Rentenversicherung? — Ökonomische Wirkungen des Maschinenbeitrags*, Nomos: Baden-Baden.
- Schmähl, Winfried and Rothgang, Heinz (1996) The Long-Term Costs of Public Long-Term Care Insurance in Germany. Some Guesstimates, in: Roland Eisen; Frank A. Sloan (eds.), *Long-Term Care: Economic Issues and Policy Solutions*, Kluwer Academic Publishers: Boston/Dordrecht/London, pp. 181-222.

Sinn, Hans-Werner (1990) Korreferat zum Referat von K. Jaeger, in Bernhard Gahlen u.a. (Hrsg.), *Theorie und Politik der Sozialversicherung*, Tübingen, pp. 100–101.

Sinn, Hans-Werner (1998) A General Comment on the Old Age Pension Problem: A Funded System for Those Who

Caused the Crisis, in: Horst Siebert (Hrsg.), *Redesigning Social Security*, Tübingen, pp. 197–203.

(Winfried Schmähl

ブレーメン大学社会政策センター教授)

医療保険の未加入者と家計の医療支出

—中国広東省の家計データを用いて*

周 燕飛

■ 要約

中国では1998年に公的医療保険制度が施行され、都市の全企業労働者が強制加入する全国統一の保険制度が設立した。しかしながら、改革から4年余りたった現在においても、公的保険の加入率は半数以下にとどまっており、加入者における地域間、企業間、職種間の偏在状況が続いている。本稿は、この公的医療保険の普及の遅れが、ただ単に知識の普及の遅れや都市間の取り組み状況の格差ばかりではなく、保険対象者が合理的な選択の結果として「自主的に」未加入を選んでいるのではないかという仮説をたて、筆者等が広東省において独自に収集した個票データ(『広東省社会変遷基本調査』)を元に、それを検証した。

まず、簡単な記述統計を用いることにより、医療保険未加入者の諸特徴を把握した後、医療保険の未加入者となる動機を探るため、「逆選択仮説」と「流動性制約仮説」の2つの仮説を設定し、実証分析を試みた。また、家計における医療費支出関数も推計し、加入状態によって医療需要行動が異なるかどうかについて分析した。

その結果、未加入率は①健康状態が良い場合には、21.99～22.52%ポイント、②年齢が1歳減少するごとに、0.35～0.62%ポイント、③失業・レイオフ状態に陥ると4.95～11.09%ポイント上昇することが明らかとなった。また、医療費支出における①未加入者の所得弾力性は高い、②未加入者の健康状態に対する弾力性も高い、③未加入者の年齢に対する弾力性は低いこと、④地域間の医療費格差が大きいことが分かった。

■ キーワード

公的医療保険、未加入者、逆選択、所得弾力性

I はじめに

中国の公的医療保険給付は、かつては公務員と国有企業従業員の特権であった。1998年12月、中国国務院は大規模な制度改革を行い、公的医療保険制度の適用範囲は、都市部のすべての企業(国有企業、集団所有制企業、外資企業、民営企業などを含む)、行政機関、事業団体(非営利団体)まで拡大された。さらに、北京などの先端的都市では、個人経営者と郷鎮企業の従業員にも公的医療保険の適用範囲が広げられた。そもそも、国務院当初の計画は、3～5年以内に、都市部のすべての労働者と退職者(約1.6億人)をカバーできるように、

全国の大規模な公的医療保険制度を樹立するというものであった。

しかし、公的医療保険¹⁾の適用対象の拡大は、国務院の予想²⁾よりも遥かに困難であることがさまざまな調査結果で明らかとなってきた。2001年3月現在、公的医療保険の加入者数は全国で4300万人であり、保険対象者の27%に過ぎない。しかも、公的医療保険加入者の大多数は、公務員、非営利事業団体(特殊法人)や好景気の大企業の従業員に限られている³⁾。これは、医療保険制度改革が比較的順調に進んでいる広東省でも事情は同じであり、後述の我々の独自調査でも、公的医療保険の適用者は対象者全体の35.3%に過ぎない。こ

うした中、大量な無保険者の存在は、都市住民の間では、年金改革に勝るとも劣らない重要な政策課題となっている⁴⁾。

こうした中、誰が、どのような理由で公的医療保険の未加入者となっているのかと言う点は、医療保険政策上、極めて重要な課題であるが、データの制約等の理由により、その実証研究は、国内外においても皆無の状態である。本稿は、筆者等が広東省において独自に行った調査の個票データを用いることにより、中国広東省の医療保険制度の普及状況、未加入者の全体像を明らかにし、その未加入動機を探った。

新医療制度の成立が98年と、まだ間近いこともあり、制度の普及の遅れから未加入者となっている人々の存在も否定できないとはいえ、自主的な選択として未加入者となっている人々も数多いと考えられる。自主的に公的医療保険の未加入者となる動機としては、①健康状態が良い者が保険料と見合わないために医療保険に加入しないというもの(「逆選択」仮説)、②所得・貯蓄の低下、失業等により、家計が流動性制約下にあり、保険料を支払えずに未加入者となるというもの(「流動性制約」仮説)の二つが考えられる。もっとも、官公庁、特殊法人、国有・集団企業、三資(外資系)企業の労働者⁵⁾(以下、“国有企業労働者など”と呼ぶ)の医療保険料が源泉徴収されている為、制度上、未加入者の選択ができる加入者は、原則として民営・個人企業経営者とその従業員、自営業者、自由職業者など(以下、“自由職業者など”と呼ぶ)に限られる⁶⁾(陳佳貴, 2001, p95)。

本稿は、まず、独自の調査により、医療保険未加入者の全体像を把握した上、医療保険制度の未加入者における「逆選択」仮説と「流動性制約」仮説を検証する。さらに、医療保険の加入状態によって医療支出行動が異なっているかどうかを検証する為、医療費支出関数を推計した。

II データと記述統計

本稿で用いるデータは、中山大学広東発展研究院が調査母体となり、2000年7月下旬に実施された「広東省社会変遷基本調査」の個票データである。調査対象は、広東省に正式な戸籍を持ち⁷⁾、居住年数が1年以上、年齢が18歳から65歳の者である。具体的なサンプルは、次のような方法により選ばれた。まず、人口、経済規模と地理分布という3つの次元で7つの代表的な都市(広州、深圳、汕頭、東莞、湛江、韶関、梅州)を抽出する(それぞれの地域の人口と所得の分布は表3-2を参照)。次に、広東省政府発展研究センターから地方政府への正式な協力要請状を発行してもらい、専門の調査チームを7つの都市に派遣して、サンプリングを行った。そこですべての区、街、居民委員会に番号が付けられ、ランダムに番号を抽出した。最後に、住民台帳(戸籍票)を元に、各居民委員会で調査対象の世帯を多段無作為に抽出した。抽出された世帯から調査協力が得られない場合、左→右→下→上の順番で住民台帳から次の候補者を選ぶ。また、質問を受ける世帯のメンバーについても、世帯主から順番にKish Grid法(Kish, 1995)で選択する。最後に、専門の調査員が調査対象の世帯を訪問し、アンケートに基づいて質問して記入する。さらに、調査の信頼度をテストするため、調査終了後、5%の標本に対し電話で確認作業を行う。このようにして得られたサンプル数は2003世帯である。周到的計画と広東省政府の強いサポートに基づいて行われた調査であるため、データの信頼性が極めて高いと考えられる。

この調査は、世帯と個人に対し、住宅、仕事、収入、消費、余暇、資産運用、社交活動、医療と社会保障などの現状以外に、社会階層意識、道徳意識、人生観等の考え方等、極めて広範な項目を尋ねている。

表1 各変数の記述統計量

	平均	標準偏差	最小値	最大値
性別(男性比率)	0.461	0.499	0	1
年齢(歳)	40.830	12.583	13	79
教育年数	11.329	3.416	0	19
健康状態(健康者比率)	0.950	0.217	0	1
就業者(比率)	0.570	0.495	0	1
失業・下崗者(比率)	0.184	0.388	0	1
本人正式月収(元)	752.6	903.8	0	4,000
本人副業月収(元)	867.2	1,044.3	20	6,000
本人月収総額(元)	1,403.8	1,966.9	0	30,000
本人年収(元)	17,323.2	21,592.0	0	310,000
世帯年収(元)	41,971.8	42,458.4	1,680	650,400
貯蓄額(月額, 元)	351.9	1,282.1	0	30,000
家計消費支出(月額, 元)	3,255.3	3,119.8	140	42,270
医療費支出(月額, 元)	174.4	802.6	0	20,000
結婚の有無(結婚の比率)	0.801	0.400	0	1
子供の有無	0.647	0.478	0	1
韶関に居住	0.125	0.331	0	1
広州に居住	0.200	0.400	0	1
湛江に居住	0.125	0.331	0	1
深圳に居住	0.150	0.357	0	1
東莞に居住	0.126	0.332	0	1
汕頭に居住	0.150	0.357	0	1
梅州に居住	0.125	0.331	0	1

注1: 本人月収総額=本人正式月収+本人副業月収。

2: 本人年収=(本人月収総額×12カ月)+去年1年間の非労働所得(贈与, 利子所得, 投資所得, 仕送りなどを含む)

3: 世帯年収=(月当たり家計消費支出総額+月当たり家計貯蓄額)×12カ月

さて、医療保険の加入者と未加入者において、どのような属性の違いが観察されるのだろうか。まず、表2は、性別、年齢、学歴、健康状態、職業や収入、家計支出・貯蓄等について、加入状況別に平均をとったものである。

性別については、男性比率が加入者で51.0%、未加入者で43.4%と未加入者の方が若干ながら女性が多いことがわかる。未加入者の中においても、民間商業医療保険の加入者は、男性が多い(62.2%)。

年齢については、加入者の平均年齢が43.1歳であるのに対し、未加入者の平均年齢は39.6歳で

あり、未加入者の方が若干ながら平均年齢が低い。年齢の若い人ほど、医療保険を利用する頻度が少ないことから、医療保険に加入する動機が弱いという姿が伺える。

教育年数については、加入者が12.4年であるのに対し、未加入者は10.8年であり、未加入者の方は学歴が低い。これは、学歴が高い者ほど良い雇用環境についていることと関係があると思われる。また、未加入者の中でも、商業保険に加入している人は平均教育年数(12年)が高い。

一方、所得については、低所得層ほど保険料の支払いが困難となり、加入率が低くなると考えられ

るが、加入者の世帯年収が47,938元である一方、未加入者は39,309元、個人年収についても加入者の21,925元に対し、未加入者が14,192元となっている。また、貯蓄については、所得よりもさらに、加入者・未加入者間の差が鮮明である。

医療費支出(月額)については、加入者が152.3元であるのに対して、未加入者は185.9元と未加入者の方が高くなっている。これは未加入者の自己負担率が高いことを反映しており、特に全額の自己負担者は213元と突出して高い。

就業状況については、加入者の就業率は70.2%であるのに対し、未加入者のそれは50.0%

に過ぎない。また、未加入者は特に、失業・下崗⁸⁾者が多い(19.6%)。失業者ほど流動性制約により保険料の支払いが困難なことから、医療保険に加入できていないことが伺える。

さて、加入状況別に雇用先をみると、加入者の過半数(53.8%)は官公庁や特殊法人の従業員であり、一方で民営・個人企業従業員と自由職業者は5%未満に過ぎない⁹⁾。これは、全国的に開始された公的医療制度まだまだ全般的には普及しておらず、元から医療保険制度を持っている官公庁、特殊法人の従業員に偏在している状況を表しているものと考えられる。

表2 加入状態別の記述統計量

変数	加入者 ¹		未加入者					
	うち TYPE I	うち TYPE II		うち全額 自己負担	うち事業主 の補助あり	うち商業 保険加入	うち その他	
性別(男性比率, %)	51.0	53.8	44.5	43.4	42.3	44.1	62.2	36.4
年齢(歳)	43.1	43.7	41.7	39.6	38.9	44.2	35.3	39.4
教育年数	12.4	12.3	12.6	10.8	10.5	11.4	12.0	10.5
世帯年収(元)	47,938	48,355	46,845	39,309	38,639	39,627	43,489	45,921
個人年収(元)	21,925	21,032	24,417	14,192	14,041	13,825	22,590	7,372
貯蓄額(月額, 元)	503.5	444	660	277.0	286	269	335	144
医療費(月額, 元)	152.3	133	197	185.9	213	100	178	153

(就業状況, %)

就業者	70.2	70.6	69.2	50.0	42.8	74.0	73.0	40.0
失業・下崗者	3.4	3.5	3.4	19.6	25.2	4.2	2.7	16.4
離職・退職者	21.4	21.9	20.2	10.6	7.8	20.2	10.8	16.4
学校卒業後求職中	0.3	0.2	0.5	1.0	1.0	0.4	1.4	1.8
学校に在学中	1.7	2.2	0.5	5.2	5.7	0.8	8.1	9.1
就業経験なし	0.1	0.2	0.0	5.7	7.4	0.0	1.4	7.3
その他	2.9	1.4	6.2	16.4	10.1	0.4	2.7	9.1

(雇用先状況, %)

官公庁、特殊法人等	53.8	51.7	59.1	16.4	13.6	19.7	28.6	19.4
国有・集团企業	34.8	39.2	23.8	40.6	32.7	66.8	31.8	29.0
三資(外資系)企業	1.6	1.8	1.1	2.8	2.1	3.9	7.9	0.0
民営企業・自営業	3.7	2.7	6.1	24.3	30.7	5.7	25.4	29.0
自由職業	1.3	0.9	2.2	8.5	11.7	0.4	3.2	12.9
その他	4.9	3.8	7.7	7.5	9.2	3.5	3.2	9.7

注1: TYPE Iとは公的医療保険制度に加入した上、さらに上乘せの企業補充保険制度にも加入している人を指す。
TYPE IIとは公的医療保険制度のみ加入している人である。

次に地域差であるが、中国では医療保険改革の具体的なペースは地方都市政府に任されており、また深圳市のように1992年から医療制度改革のモデル都市に指定された地域もあることから、大きな差異が見られる。すなわち、深圳市の未加入率は44.3%として突出して低く、つづいて広州最大の都市である広州市が52.6%と続いている(表3-1)。ちなみに、広州市の場合、公的医療保険加入者のほとんど(96.3%)は、公的医療保険制度に加入し

た上、さらに上乘せの企業補充保険制度にも加入している(以下、TYPE Iの加入者と呼ぶ)一方、深圳市の場合は、その割合は60.8%に過ぎず、残りの40%近くは公的医療保険制度のみの加入者である(以下、TYPE IIと呼ぶ)。一方、梅州、韶関、湛江は広東省内でも未発展地域として知られており、平均世帯所得は広州と深圳の半分前後に過ぎないことから、都市の財政力を反映して未加入者の割合もそれぞれ77.7%、77.4%と73.1%と高い。

表 3-1 都市別加入状況

変数	加入者			未加入者				
		うち TYPE I	うち TYPE II		うち全額 自己負担	うち事業主 の補助あり	うち商業 保険加入	うち その他
韶関	22.6	20.6	2.0	77.4	49.6	22.6	3.2	2.0
広州	47.4	45.6	1.8	52.6	38.1	10.5	2.3	1.8
湛江	26.9	4.4	22.5	73.1	58.2	3.6	3.2	8.0
深圳	55.7	33.9	21.8	44.3	33.9	4.0	4.0	2.4
東莞	37.2	15.2	22.0	62.8	42.4	6.0	10.8	3.6
汕頭	25.3	23.0	2.3	74.7	44.0	28.3	1.0	1.3
梅州	22.3	16.6	5.7	77.7	66.0	7.7	2.8	1.2
平均(%)	35.3	24.8	10.5	64.7	46.3	12.0	3.7	2.8

注 1: TYPE Iとは公的医療保険制度に加入した上、さらに上乘せの企業補充保険制度にも加入している人を指す。
TYPE IIとは公的医療保険制度のみ加入している人である。

表 3-2 各変数の都市別状況

	全体	韶関	広州	湛江	深圳	東莞	汕頭	梅州
人口*(千人)	40,678.2	2,735.1	9,943	6,072.9	7,008.4	6,445.7	4,671.1	3,802
本人月収(元)	1,403.8	923.0	1,222.4	760.7	3,153.3	1,444.0	1,313.1	700.6
本人年収(元)	17,323.2	14,290.1	15,589.3	10,453.0	42,157.0	16,202.0	15,708.6	9,111.4
家計総収入(月額, 元)	3,497.7	2,196.5	3,728.6	2,671.2	5,488.5	4,042.8	4,111.8	2,539.0
医療費支出(月額, 元)	191.0	82.5	219.3	151.7	176.2	323.3	105.9	294.7
家計消費支出(月額, 元)	3,255.3	2,129.6	3,489.7	2,729.8	4,752.8	3,581.9	3,810.8	2,451.7
年齢	40.8	40.2	42.7	39.7	37.6	40.5	41.9	42.6
教育年数	11.3	11.3	11.4	11.0	12.6	10.0	11.6	11.1
性別(男性比率)	0.46	0.48	0.48	0.48	0.41	0.44	0.48	0.46
サンプル数	2,003	251	400	250	300	252	300	250

出所: 人口データは「第5回全国人口センサス」(2001)の結果による。それ以外は「広東省社会変遷基本調査」(2000)による。

注 1: 人口は2001年11月調査時点での居住状況である。

2: 世帯の月額総収入は、家計消費支出と家計貯蓄額の合計である(所得を直接尋ねてはいない)。

III モデル

公的医療保険制度の未加入の動機について、次のような probit モデルを用いて検証する。

$$M_i^* = a_0 + a_1 \text{Healthy}_i + a_2 \text{Age}_i + a_3 S_i + a_4 \text{Uemp}_i + a_5 Y_i + \gamma X + u_i \quad (1)$$

ただし、 $M_i = 1$ if $M_i^* > 0$

$M_i = 0$ if otherwise

M_i^* は latent variable であり、公的医療保険未加入時の効用と加入時の効用の差分として定義する。この差が0を上回るとき、未加入状態を選ぶ。一方、 M_i は実際観察される変数であり、公的医療保険の未加入者であるときに1、加入者であるときに0となるダミー変数である。各説明変数は、健康状態ダミー Healthy (健康の場合1、慢性病など健康でない場合0)、年齢 Age、月当たり貯蓄額 S、失業・無業ダミー Uemp (就業していない場合1、就業している場合0)、世帯所得 Y および一連の属性変数 (性別、学歴、居住地、子供の有無等) によって構成されている。ただし、未加入者の中には、民間の商業医療保険に加入しているものや、疾病時に事業主による若干の補助が行われる者が存在するため、広義の未加入者 (それ以外の全額自己負担者に加え、民間商業医療保険加入者、事業主の補助のある者を含む) と狭義の未加入者 (全額自己負担者のみ) の2つの定義を作成し、別々に推計した。サンプルは、加入選択が可能な自由職業者などである。

ここで、もし公的医療保険の未加入者となる動機が流動性制約要因にあるのであれば、貯蓄額 S、失業・下崗¹⁰⁾ダミー Uemp、世帯所得 Y がそれぞれ負、正、負の方向で有意となるはずである。一方、逆選択仮説が正しければ、健康な人、または若い人ほど医療保険に加入する動機が弱いので、健康状態ダミー Healthy と年齢変数 Age がそれぞれ正、負の方向で有意となるはずである。

さらに、公的医療保険制度の加入状態によって、医療費支出または医療費支出の所得弾力性が異なるかどうかを調べる。すなわち、月あたりの医療費支出額 (E) を被説明変数として、説明変数に未加入ダミーを加えて推計する。ただし、ここで問題となるのは、公的医療保険の未加入ダミー (M_i) の内生性である。つまり、医療保険制度に加入することによって、医療支出が増加すると考えられる一方 (moral hazard)、医療費が多くかかると予想される者ほど、医療保険制度への加入を望む (adverse selection) と考えられるからである。そこで、まず、前段階として Wu-Hausman テストに基づいて医療保険の未加入ダミー変数の外生性を検定した結果、やはり M_i が外生変数であるという仮説は棄却された¹¹⁾。したがって、医療支出関数の推定上、公的医療保険制度の未加入ダミーを内生変数として扱う必要があり、(1) 式の推定結果から作成した未加入ダミーの予測値を説明変数として用いることにする。

ところで、医療支出関数は、国有企業労働者などを含む全労働者をサンプルとする。実は、国有企業労働者などの場合にも、企業の経営悪化により事実上未加入状態の者が存在しているが、これは個人の選択というよりも、企業の経営状態が理由であるため、国有企業労働者などの未加入ダミーは外生変数と考えられる。したがって、医療支出関数の推定で用いる未加入ダミーは、国有企業労働者などについては観測値、自由職業者などについては (1) 式による予測値を用いる。下記の医療支出関数を推定する。

$$\log E_i = b_0 + b_1 \text{Healthy}_i + b_2 \text{Age}_i + b_3 \log S_i + b_4 \log Y_i + b_5 \hat{M}_i + \delta X + v_i \quad (2)$$

ここで、説明変数は、(1) 式と同様であり、 \hat{M}_i が上記で説明した未加入ダミーである。このほか、健康ダミー、年齢、世帯貯蓄額、世帯所得と未加入者ダミーの交差項を含んだ形で推定を行い、そ

これらの説明変数を通して、公的医療保険加入者と未加入者間で医療支出の差異があるかどうかについても検証する。

IV 推計結果

(1) 公的医療の未加入関数における推計結果

公的医療の未加入関数における推定結果は、表4の通りである。サンプルは、上述の様に、加入・未加入選択が可能な民間企業の従業員、自営業者、自由職業者などである。

まず、流動性制約要因の代理変数である貯蓄額、失業・下崗ダミー、世帯所得をみると、両関数とも、貯蓄額・世帯所得が有意な変数となっていないも

の、失業・下崗ダミーが明確に正で有意となっており、失業者・レイオフ者ほど未加入状態に陥りやすいことがわかる。限界効果を計算すると、失業者・レイオフ者となった場合に、公的医療の未加入者となる確率は、狭義の概念で11.09%ポイント、広義の概念で4.95%ポイント高くなることがわかる。

次に、逆選択仮説の代理変数である健康ダミーと年齢をみると、それぞれ正、負の方向に有意となっており、中国の公的医療保険において、逆選択が働いている可能性を示唆する結果となっている。限界効果を計算すると、健康状態が良い場合に22.52%、年齢の一歳の減少に対して0.66%ポイント、狭義の未加入確率が減少する(広義の概念の場合には、それぞれ21.99%ポイント、0.35%ポイント減少)。

表4 基本医療保険制度の未加入関数 (Probit)

	狭義の未加入関数			広義の未加入関数		
	係数	標準偏差	限界効果	係数	標準偏差	限界効果
健康ダミー	0.6463	0.3826*	0.2252	0.9435	0.4209**	0.2199
年齢	-0.0229	0.0062***	-0.0066	-0.0266	0.0078***	-0.0035
貯蓄額(元/月)	-0.0001	0.0001	0.0000	-0.0001	0.0001	0.0000
失業・下崗ダミー	0.4307	0.1858**	0.1109	0.4614	0.2550*	0.0495
世帯所得(元/月)	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000
性別ダミー	0.0590	0.1329	0.0170	0.2513	0.1752	0.0324
本人の教育年数	-0.0570	0.0218***	-0.0165	-0.0637	0.0269**	-0.0084
結婚の有無ダミー	0.1419	0.1724	0.0421	-0.0412	0.2224	-0.0054
子供の有無ダミー	0.2230	0.1422	0.0653	0.2613	0.1811	0.0356
居住地ダミー 韶関	1.0857	0.2643***	0.2197	1.7891	0.4162***	0.1115
居住地ダミー 広州	0.6374	0.2453***	0.1486	0.8964	0.2836***	0.0734
居住地ダミー 湛江	0.5185	0.2277**	0.1295	1.0623	0.2798***	0.0884
居住地ダミー 東莞	0.1270	0.2255	0.0355	0.3904	0.2444	0.0424
居住地ダミー 汕頭	0.7541	0.2448***	0.1686	1.1143	0.2996***	0.0828
居住地ダミー 梅州	1.2587	0.2800***	0.2344	1.7526	0.3911***	0.1049
常数項	0.6704	0.5637		0.8832	0.6533	
サンプル数	530			535		
logL	-256.0894			-152.1246		

注1：推計対象は任意加入の民営・個人企業の事業主とその従業員、自由職業者およびその他の人である。

2：未加入者の定義は、全額自己負担者が狭義の未加入者、全額自己負担者以外に、企業独自の医療補助のみを受けた者や商業保険に加入している者も含んだものが広義の未加入者である。

3：居住地ダミーのベンチマークは深圳市である。

4：***は、1%基準で有意、**は5%基準で有意、*は10%基準で有意であることを示す。

そのほか、教育年数も有意な変数であり、教育年数の1年増加によって狭義の未加入確率は1.65%ポイント(広義は0.84%ポイント)減少することがわかる。また、都市ダミーも東莞を除いてすべて有意となっており、都市固有の要因によって未加入確率に差異があることが伺える。

(2) 医療費支出関数における推定結果

まず表5-1は、加入状態別に医療費支出関数を推定したものである。結果をみると、全サンプル、狭義の未加入者、広義の未加入者の3つ関数に共通して、健康状態が悪いほど、世帯所得が高いほど、未婚者ほど、医療費が高いことがわかる。また、全サンプル、狭義の未加入者においては、世帯貯蓄が低いほど医療費が高いという姿となって

いる。都市ダミーはすべて正に有意であり、全都市とも深圳市よりも医療費が高い。都市ダミーの係数はかなりバラツキがあり、格差の大きさを物語っているが、中には係数が1を超えるものがあり、年齢や所得などの様々な要因をコントロールした上の格差が二倍以上有ることがわかる。

さて、3関数間で、医療費支出の所得弾力性を比較すると、全サンプル(1.65)に比較して、未加入者の方が高いことがわかる(狭義未加入者2.29、広義未加入者1.87)。また、3関数の全てにおいて、所得弾力性が1を超えていることも特徴的である。また、健康状態の弾力性も、加入者・未加入者間で大きな違いがあり、全サンプルの弾力性が-1.97であるのに対して、狭義未加入者は-3.61、広義未加入者は-2.78となっている。さらに年齢による医

表 5-1 家計の医療費支出関数(加入者状態別)

	全サンプル		狭義の未加入者		広義の未加入者	
	係数	標準偏差	係数	標準偏差	係数	標準偏差
健康ダミー	-1.965***	0.696	-3.612***	0.916	-2.779***	0.880
年齢	0.054***	0.015	0.024	0.022	0.034*	0.019
log(世帯貯蓄額)	-0.067***	0.026	-0.072*	0.040	-0.054	0.033
失業・下崗ダミー	0.354	0.429	0.725	0.503	0.578	0.465
log(世帯所得)	1.651***	0.250	2.290***	0.326	1.874***	0.291
性別ダミー	-0.429	0.301	-0.481	0.431	-0.550	0.364
本人の教育年数	0.049	0.050	-0.009	0.079	0.040	0.066
結婚の有無ダミー	-0.750*	0.438	-1.164**	0.601	-0.991*	0.520
子供の有無ダミー	0.406	0.331	-0.184	0.463	0.363	0.396
居住地ダミー 韶関	3.763***	0.652	3.441***	0.981	3.951***	0.833
居住地ダミー 広州	3.042***	0.644	2.175**	1.028	2.126**	0.879
居住地ダミー 湛江	4.732***	0.659	4.674***	0.967	4.556***	0.841
居住地ダミー 東莞	5.457***	0.609	5.066***	0.985	5.095***	0.829
居住地ダミー 汕頭	5.263***	0.564	5.701***	0.911	5.611***	0.769
居住地ダミー 梅州	5.840***	0.618	5.939***	0.926	5.957***	0.803
常数項	-17.294***	2.260	-18.259***	3.020	-17.150***	2.709
サンプル数	1241		602		855	
Adjusted R Squared	0.1389		0.1832		0.1500	

注 1：被説明変数は医療費支出の対数値である。

2：推計方法はOLS with Robust Standard Error.

3：未加入者の定義は、表4の注2を参照。

療費の増加ベースは、全サンプルで1歳の増加に対して5.4%ポイントとなっているのに対して、広義未加入者は3.4%ポイントと低く、狭義未加入者は有意ですらなくなっている。これは、加齢とともに未加入者が加入者となって行く姿を表しているのかもしれない。

次に、表5-2は、官公庁、特殊法人、国有・集団企業、三資(外資系)企業労働者、民営・個人企業の経営者との労働者、自由職業者を含む全サンプルの医療費支出に対して、説明変数に未加入ダミーおよびその交差項を入れる形で推定したもの

である。ただし、上で説明したように未加入ダミーは、内生性があるために、自由職業者などについては、表4の推定式の予測値、それ以外の労働者に関しては観測値を用いている。表をみると、健康ダミーと広義の未加入ダミーの交差項が有意であり、公的医療保険の加入者に比べ広義の未加入者の方が、健康な状態に伴う医療費支出が3.85%ポイント少ないことが分かる。さらに、年齢と未加入ダミーの交差項が有意であり、公的医療保険の加入者に比べ広義の未加入者の方が、1歳の加齢に伴う医療費支出が0.04%(広義未加入者)~0.05%

表 5-2 家計の医療費支出関数(全サンプルを使用)

	狭義の未加入者ダミーを使用		広義の未加入者ダミーを使用	
	係数	標準偏差	係数	標準偏差
健康ダミー	-0.259	1.260	-0.408	1.017
健康ダミー×未加入者ダミー	-2.558	1.662	-3.852***	1.565
年齢	0.083***	0.024	0.072***	0.021
年齢×未加入者ダミー	-0.052*	0.029	-0.041	0.030
log(世帯貯蓄額)	-0.126***	0.045	-0.068*	0.037
log(貯蓄額)×未加入者ダミー	0.089	0.058	-0.004	0.059
失業・下崗ダミー	0.481	0.430	0.415	0.438
log(世帯所得)	1.639***	0.439	1.227***	0.370
log(世帯所得)×未加入者ダミー	0.032	0.520	0.790	0.527
性別ダミー	-0.490*	0.301	-0.471	0.302
本人の教育年数	0.029	0.052	0.038	0.053
結婚の有無ダミー	-0.687	0.443	-0.703	0.445
子供の有無ダミー	0.415	0.334	0.460	0.335
居住地ダミー 韶関	3.933***	0.666	3.599***	0.664
居住地ダミー 広州	3.088***	0.644	2.964***	0.647
居住地ダミー 湛江	4.931***	0.667	4.653***	0.671
居住地ダミー 東莞	5.462***	0.613	5.279***	0.620
居住地ダミー 汕頭	5.407***	0.602	5.208***	0.580
居住地ダミー 梅州	6.023***	0.637	5.778***	0.642
未加入者ダミー	3.746	6.079	-3.093	6.104
常数項	-23.665***	5.083	-18.921***	4.229
サンプル数	1241		1238	
Adjusted R Squared	0.1462		0.1439	

注 1 : 被説明変数は医療費支出の対数値である。

2 : 未加入者の定義は、表4の注2を参照。

3 : 未加入ダミーは、国有企業労働者などについては観測値、自由職業者などについては(1)式による予測値を用いる。

ポイント(狭義未加入者)少ないことも分かる。この結果は、①未加入状態でいられる人ほど健康体であり、加齢に伴う医療費増加が少ない、②未加入者であることから、病気にならないように予防行動をしている、③加齢とともに医療費支出が増え、公的保険へ加入しても保険料分が見合うようになる、という3つの解釈が可能である。

それ以外に、世帯所得、世帯貯蓄額、年齢、居住地が家計の医療費支出に与える影響もほぼ表5-1と一致した。

V 結論

中国では1998年に公的医療保険制度が施行され、都市の全住民が強制加入する全国統一の保険制度が設立した。しかしながら、改革から4年余りたった現在においても、公的保険の加入率は半数以下にとどまっており、加入者における地域間、企業間、職種間の偏在状況が続いている。本稿は、この公的医療保険の普及の遅れが、ただ単に知識の普及の遅れや都市間の取り組み状況の格差ばかりではなく、保険対象者が合理的な選択の結果として「自主的に」未加入を選んでいるのではないかという仮説をたて、筆者等が広東省において独自に収集した個票データ(『広東省社会変遷基本調査』)を元に、それを検証した。

まず、簡単な記述統計を用いることにより、医療保険未加入者の諸特徴を把握した後、医療保険の未加入者となる動機を探るため、「逆選択仮説」と「流動性制約仮説」の2つの仮説を設定し、実証分析を試みた。また、家計における医療費支出関数も推計し、加入状態によって医療需要行動が異なるかどうかについて分析した。

その結果、未加入率は①健康状態が良い場合には、21.99～22.52%ポイント、②年齢が1歳減少するごとに、0.35～0.62%ポイント、③失業・レイオフ状態に陥ると4.95%～11.09%ポイント上昇

することが明らかとなった。また、医療費支出における①未加入者の所得弾力性は高い、②未加入者の健康状態に対する弾力性も高い、③未加入者の年齢に対する弾力性は低いこと、④地域間の医療費格差が大きいことが分かった。

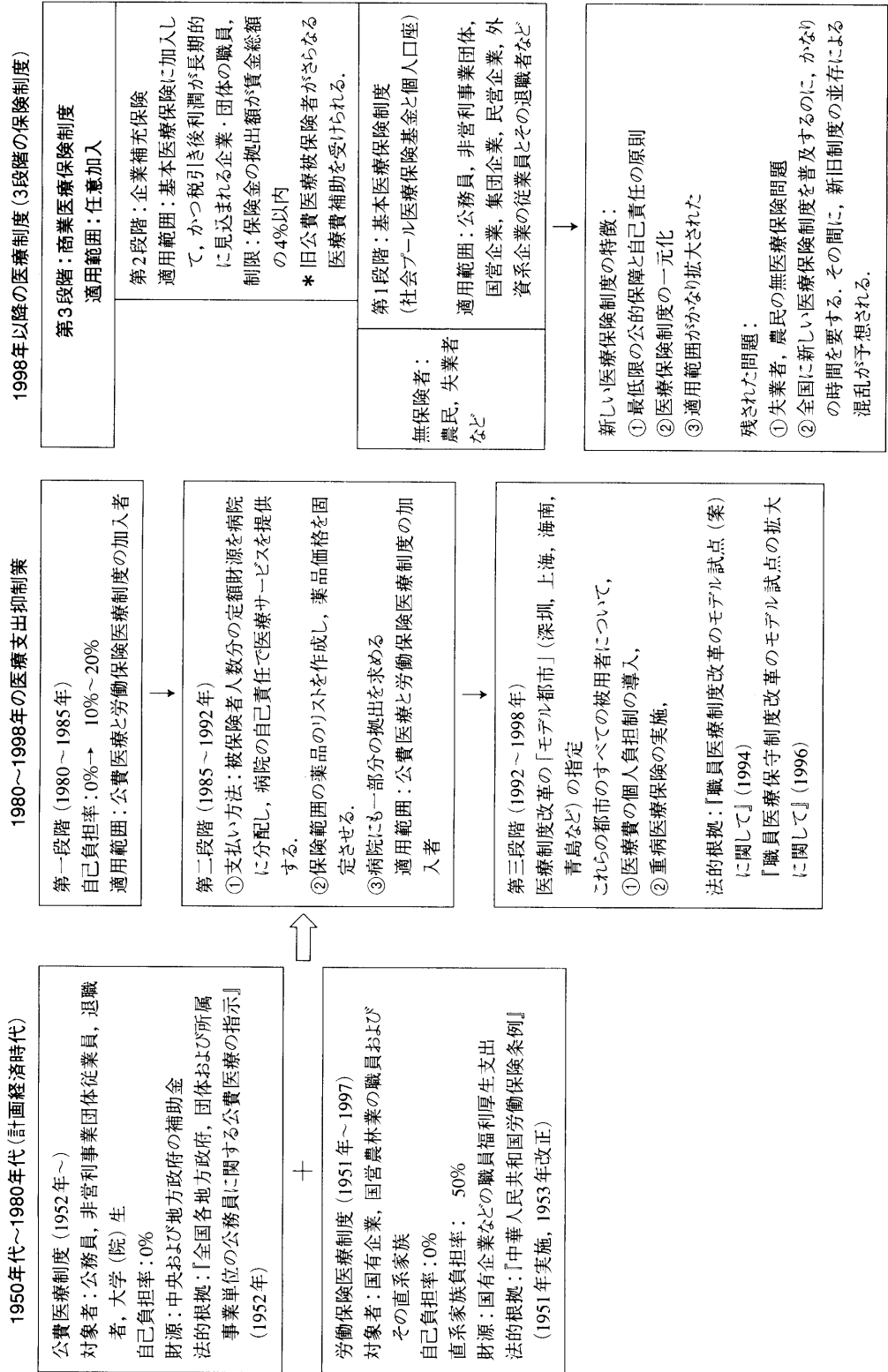
まず、失業・レイオフ状態によって未加入率が高まるということは、流動性制約によってやむを得ず未加入者となっていることを表していると思われる。したがって、彼らに対する保険料の減免制度の導入といった救済策を講じる必要がある。しかし一方で、健康状態や年齢が若いほど未加入者になるということは、彼らが自主的に未加入状態を選択していると考えられる。つまり、新制度の知識普及や地方都市の取組改善を待っても、公的保険の加入率を急速に引き上げることは困難である可能性が高いのである。加入率引き上げについては、根本的な対策を講じる必要が有ろう。そもそも、自由職業者等の加入を任意制度にする必要性もないし、公的医療保険制度の逆選択を防ぐ意味でも、全都市労働者に対する強制加入制度にしてはどうであろうか¹²⁾。ただし、低所得者に対する減免策も同時に充実する必要性は言うまでもない。

医療支出については、地域間の格差が大きいことが重要である。本稿の推計結果からは、年齢構成や所得等のさまざまな属性をコントロールした上でも、医療費支出額の地域格差が明らかとなった。中国における経済格差・不平等の問題は、医療に限らず深刻であるが、全国統一の制度を導入したことを契機に、医療保険制度を通じた地域間の医療費資源の再分配政策を実行する余地ができたことを指摘しておきたい。

付論1 中国の医療保険制度

計画経済時代(1950～80年代)、中国都市部の医療保険制度は、都市公務員等を対象とした「公費医療制度」と国有企業従業員等を対象とした「労

図1 中国の医療保険制度 (1950s～)



出所：烏日図編『医療、公傷、生育保険』(中国労働社会保障出版社)より整理したもの, pp.15-22

働保険医療制度」の2本柱で成り立っていた。いずれの制度においても、僅かな受診受付料を除けば、自己負担がほとんど要らない「無料医療制度」であった。

「無料医療制度」は、医療サービスの利用者またはその提供者に、コストを意識されないため、医療費の支出は非効率的であり、急速に増加していった。すなわち、一人当たりの年間医療費(名目値)は、改革開放初頭(1978年)の37.98元から、1990年は218.83元、1996年は547.58元まで跳ね上がっている。また、医療費が占める賃金総額の割合も1978年の6.04%からピーク時の1992年の10.3%まで達した¹³⁾。医療費が膨らむ背景として、医療保険制度の非効率性以外に、高齢化の進展、医療技術の進歩、国民生活水準の改善などの要因が挙げられている(鈴木・李, 2002; 翁, 2001)。

医療費支出の抑制と保障対象の拡大を目指して、中央政府は1980年から1998年にかけて、さまざまな改革モデルを提示し、各地方都市で試験的政策を行った。その過程は図に示したように、おおむね3段階に分けられる。すなわち、第一段階(1980～1985年)は、自己負担率を10～20%まで引き上げるというものであり、第二段階(1985～1992年)において、支払い方法と処方管理の強化し、第三段階(1992～1998年)はモデル都市での重病医療保険の実施と医療費の個人負担制度を導入した。これらの試行的実験を受けて、1998年12月14日に「都市従業員の公的医療保険制度の整備に関する国務院の決定」が公布され、全国統一の医療保険制度が設立した。新しい医療制度は、都市部被用者の全体を対象とする「社会医療保険—公的医療保険」(第1層)、経営状態の良い企業・団体の被用者を対象とする「企業補充保険」(第2層)と任意加入の「商業医療保険」(第3層)の三重構造からなっている。ただし、農民と失業者は第1、2層の医療保険には適用されない。また、自営業者や民間企業従業者、自由業者等は任意加

入の制度となっている(詳細は図1を参照)。

社会医療保険基金は社会プール医療保険基金と個人口座より構成される。その保険料について、原則として企業が賃金総額の6%、個人が賃金の2%を拠出する仕組みとなっている。また、個人の拠出金の全額と企業の拠出金の30%が個人口座に繰り入れられる。医療費が発生した際には、まず個人の医療保険口座から支払われ、口座の残高を超えた部分は患者の個人負担となる。個人負担が該当地区の平均賃金の10%を超えた場合には、大部分が社会プール医療保険基金から支払われるが、個人も一部負担する。ただし、保険料の労使負担額、給付水準、個人口座への繰り入れる金額など細かい部分については各地の実情にあわせて変更することが許されている¹⁴⁾。

* 本稿は、中山大学広東発展研究院のご好意により、同研究院の「広東省社会変遷基本調査(2000年)」の個票データを用いている。同研究院長丘海雄教授にまず謝意を申し上げたい。また、大阪大学国際公共政策研究科鈴木互助教授からは貴重なコメントを頂いた。心より感謝を申し上げたい。

投稿受理(平成14年9月)
採用決定(平成15年1月)

注

- 1) 公的医療保険制度における政府の役割は、主に、①社会保険代理機構に管理費を支弁すること、②公的医療保険基金の免税や医療保険料の所得税免税措置を実施すること、③必要な場合医療保険基金に公的資金を注入すること、④国家公務員のために公的医療保険料を納付することの4つである。
- 2) 国務院は新制度への移行を1999年度まで完了する予定であった(『中国青年報』1998年12月5日)。
- 3) 資料出所:「全力落實8000萬一訪労働保障部医療保険司副司長姚宏」『中国社会保障』2001.4, pp10-13
- 4) 後述の我々の調査(『広東省社会変遷基本調査』)によれば、社会保障政策の中で、医療保険制度改革に最も着目しているという者が全体の76.1%に及んでいる。
- 5) 国有企業労働者などは医療保険制度に加入していない場合、事業主の経営状況によるものがほとんどである。1998年の医療保険制度改革案の元では、事業

主は賃金総額の6%を従業員の医療保険料として拠出する必要があるが、中小企業や赤字企業などは、実際に、従業員のために保険料を拠出していないことがしばしば報告されている。

- 6) 現在の医療保険制度の適用対象は、個人企業労働者、自由職業者などを含めない地域はまだ少ないが、『広東省社会変遷基本調査』対象となる7つの都市では、自由職業者なども医療保険制度に加入することが可能だった。調査では、全7つの都市において、自由職業者などから1名以上の保険加入者が報告されている。
- 7) 中国は1950年代以来、人口移動を厳しく管理・抑制する戸籍制度があり、戸籍上の住民とその以外の住民の間に生活スタイル、経済的・社会的地位において大きな格差が観察されてきた。本研究の対象は、戸籍上該当地域で居住することが許可されている世帯のみである。
- 8) 下崗とは、企業内失業を意味する。日本では一時帰休のことである。中国では失業による社会的混乱を防ぐため、企業は余剰労働者に「下崗生活費」を支給し、一時的に現場の作業から外す制度がある。下崗制度および下崗労働者の行動分析については周(1998)を参照。
- 9) 『広東省社会変遷基本調査』によると、官公庁・特殊法人、国有企業、外資系企業、国内民営・自営業などに勤務する人の割合は、それぞれ33.8%、41.9%、2.5%と23.2%であった。一方、1999年広東省全労働人口のうち、官公庁・特殊法人・国有企業、国内民営・自営業、外資系などに勤務する人の割合はそれぞれ52.3%、27.6%と20.2%であった。したがって、本調査のサンプルは公的部門に勤続する人の割合が比較的に大きく、外資系などの従業員の割合が少ない。
- 10) 注7で説明したように、下崗とはレイオフと訳され、一種の企業内失業を意味する。
- 11) すなわち、Wu-Hausman テストの結果は
 - ① 広義未加入者ダミーの場合、 $T = -1.76$, $P = 0.08$
 - ② 狭義未加入者ダミーの場合、 $T = -2.49$, $P = 0.013$
 であり、いずれも内生性が無いという帰無仮説が棄却される。
- 12) 中国ではほとんどの場合、各地の社会保険代理機構を通じて、社会保険料方式での保険料が徴収される。具体的には、公的医療保険制度に加入している事業主または個人が毎月の締切日までに社会保険代理機

構に保険料総額を申告し、審査を受けた後に、各地の税務署または社会保険代理機構に保険料を支払う仕組みである。出所：烏日図(2001), p55

- 13) 資料出所：中国社会保険編集部「職工医療保障費用支出与控制述評」、『中国社会保険』1998年10月
- 14) 新しい医療保険制度についての詳しい説明は鈴木・李(2002)、劉(2000)を参照。

参考文献

- 殷国慶・土屋俊幸 2000「中国における農村合作医療制度—その展開過程を中心に」『林業経済研究』46(1): 39-44
- 劉曉梅 1999「市場経済体制下の社会主義中国の医療保障制度改革」『賃金と社会保障』(1246): 52-63
- 劉曉梅 2000「中国における医療保障制度の改革」『海外社会保障研究』(130): 86-95
- 張燕妹 2001「中国における高齢者の社会保障—養老保険制度と医療保険制度を中心に」『社会学論叢』(140): 57-66
- 翁曉松 2001「中国の国务院決定に基づく公的医療保険制度改革—一定額控除後定率控除制と個人医療口座」『経営研究』52(3): 117-134
- 鈴木亘・大日康史 2000「医療需要行動の Conjoint Analysis」『医療と社会』Vol.10 No.1: 125-144
- 鈴木亘・李為民 2002「医療制度と医療費—都市職員・都市労働者の医療保険—」未発表
- 鈴木亘・周燕飛 2001「国民年金未加入者の経済分析」『日本経済研究』43: 44-60
- 周燕飛 1998「中国国有企業における余剰労働力の分析」吉備国際大学社会学研究科修士論文
- 松浦克己・C.R.マッケンジー 2001「Eviewsによる計量経済分析」東洋経済新報社 pp.203-205
- 烏日図編著 2001『医療、工傷、生育保険』中国労働社会保障出版社 pp.15-55
- 陳佳貴主編 2001『中国社会保険発展報告』社会科学文献出版社 pp.77-110
- 鄭秉文主編 2001『中国社会保険制度的改革与發展』法律出版社 pp.101-133
- Kish L. 1995. *Survey Sampling*. John Wiley and Sons, New York.
- Penny Kane. 1984. An Assessment of China's Health Care (in Studies), *The Australian Journal of Chinese Affairs*, No. 11. (Jan., 1984), pp.1-24.
- (Yanfei Zhou 大阪大学社会経済研究所非常勤研究員)

日米の働く母親と子育て支援

— 福祉国家と家族の関係を探る —

白波瀬 佐和子

■ 要約

家族と政府との関係に焦点をあて日本とアメリカを比較すると、家族に対する限定的な政府の介入という共通点が認められる。しかし、女性、特に幼い子どもを持つ母親の就労参加率は日米で大きく異なり、管理職割合や男女賃金格差からみても労働市場における女性の地位は日本が遅れを取っている。子育て支援において、市場原理を第一義とする自由主義的福祉国家であるアメリカは、家族・親族支援は市場単価が低い手段として低所得層、ヒスパニック系をはじめとする有色人種の間で活用される傾向にあった。一方日本では、高学歴者や官公庁で仕事を続ける者らが家族・親族支援を受ける傾向にあり、家族・親族支援を単なる市場単価が低い代替的支援手段と位置づけてはいない。

このように異なる家族の位置づけは、個人と労働市場の関係に介入するジェンダー性の違いと関連する。ジェンダー性とは世帯内外の性別役割分業程度をさし、片稼ぎモデルを標準とする日本はジェンダー性が高いといえる。長時間労働を強いられる雇用慣行や男性に偏重した昇進機会は片働きモデルを前提とすることで可能となったともいえよう。こうした家族・世帯内や雇用慣行におけるジェンダー性の違いが、日本とアメリカの母親就労の実態を異なるものにしたのではなかろうか。

■ キーワード

母親就労、子育て支援、日米比較、家族と福祉国家

1. はじめに

日本とアメリカは、市場・家族・政府の関係が異なり、福祉国家類型論においても、異なった位置づけにある。アメリカは市場に第一義的意味づけを置き政府による介入は極めて限定的な自由主義的福祉国家ととらえられる(Esping-Andersen 1990)。政府による給付の対象は低所得者に限定されることが多く、普遍的な社会政策を取らない。現代アメリカの家族は、高い婚姻率と高い離婚率、そして高い婚外子(31%とヨーロッパに比べるとそれほど高くないが)によって特徴づけられる。一方日本は、ヨーロッパを中心とした福祉国家類型論の枠組みでは保守主義的要素と自由主義的要素を併せ持つハイブリッド型と位置づけられ(Esping-Andersen 1997; 埋橋

1997)、南欧と並んで家族のもつ生活保障機能に大きく依存する福祉国家としてとらえられる(Esping-Andersen 1999)。1990年代に入り1,000人あたりの離婚率は1.28から2000年の2.10と上昇傾向にあるがアメリカの4.19に比べると半分程度と低く、婚外子は少ない(国立社会保障・人口問題研究所 2000)。

一方、家族と政府との関係に焦点をあてると、家族に対する限定的な政府の介入という点で日本とアメリカは共通する。しかし、女性、特に母親の就労参加率は日米で大きく異なり、管理職割合や男女賃金格差からみても労働市場における女性の地位は日本が遅れを取っている¹⁾。このように、類似した政府と家族との関係がありながら、市場と個人(女性)との関係は大きな違いが日米間で認め

られる。そこで本稿では、日米の母親の就労と子育て支援に関する実態把握を通して、福祉国家における家族の位置づけについて考察を試みたい。

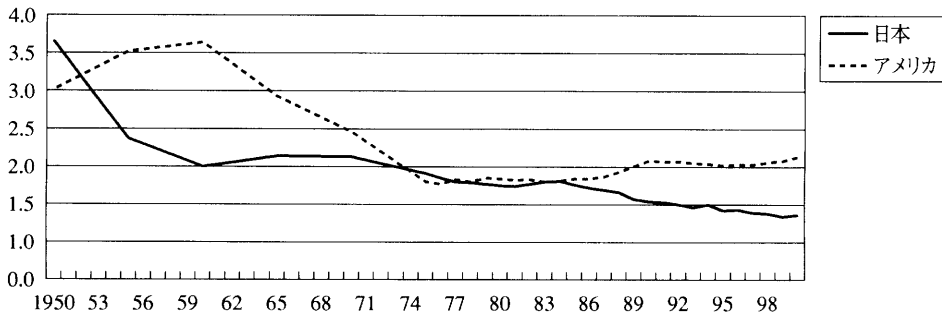
日本において母親の働き方が大きくクローズアップされてきた背景には、低迷する出生率がある。1989年の「1.57ショック」以来低出生率に対して政府は大きな危惧を示し、1991年に育児休業制度が法制化され、1994年にはエンゼルプラン、1999年には新エンゼルプランが策定されて、同年には男女共同参画社会基本法が成立した。しかしながら、出生率は1990年代に入っても改善しておらず、日本女性の就労は依然断続的なパターンによって代表される。まず日米の出生率の時系列的な変化についてみてみよう。

2. 出生率の時系列変化

2000年時点の出生率をみると、日本の1.36に対

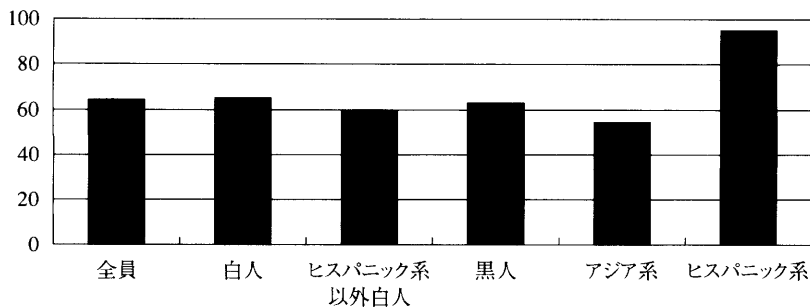
しアメリカは2.13とかなり高い。日米の時系列的な変化をみると(図1)、アメリカは1970年代後半から出生率が上昇し、2000年時点で2.13という高出生率国である。一方日本は出生率が1970年代に入り恒常的に低下して、スペイン、イタリアと並ぶ低出生国である。明示的な家族政策を持たないアメリカでなぜこのような高出生率が認められるのか。あえて家族政策を持たない国の方が出生率が高いのではないか、という見解まででてくる。では米国の出生率についてももう少し詳しく見ていこう。

アメリカ社会を見る場合に必ず考慮に入れなければならない視点は、人種である。アメリカでの人種を白人、ヒスパニック系以外の白人、黒人、アジア系、ヒスパニック系の5カテゴリーに分けると、ヒスパニック系の出生率が最も高い(図2)。2000年において15歳から44歳の女性1000人に対しヒ



出所：国立社会保障・人口問題研究所『人口統計資料集』2000年

図1 日米の合計特殊出生率の変化



出所：U.S. Census Bureau, Current Population Survey, June 2000

図2 アメリカの人種別1,000人あたり出生率

スパニック系の出生率は95である。1000人あたりの出生率が最も低いのはアジア系で54.6であり、白人は65.4である。人種をさらに米国生まれか、外国で生まれたのかによって区別すると、外国生まれの出生率が特に高いことが特徴的である(Bachu and O'Connell 2001)。またアメリカにおいては、婚外子の多さも見落とすことができず、2000年に出生した子どものうち31%が婚外子である。特に10代の妊娠と婚外子は密接にかかわっており、15～19歳で出産した者のうち83%が婚外子である。ヒスパニック系の出生率は高いが、婚外子は30%と比較的低い。一方、黒人の間では過半数を上回る62%が婚外子である。さらに10代で妊娠した者は、高校を中退した者の割合も高く、低学歴に伴う社会経済的地位の低さが貧困層に陥る確率を高めている。

このようにアメリカの高い出生率の中身は、人種や社会経済的地位の違いが混在しており、高い出生率は高い社会経済的格差を伴っていることを見逃すことができない。低出生率に悩む日本に対して、たとえ高出生率を呈するアメリカであっても10代の妊娠に伴う貧困問題に代表される別の社会問題が存在する。その意味で、出生率の値の高低に翻弄されるのは、危険であるといえよう。出生率は一つのマクロな値であり、その背景にさまざまな社会経済的要因が混在することを忘れてはならない。

3. 母親就労

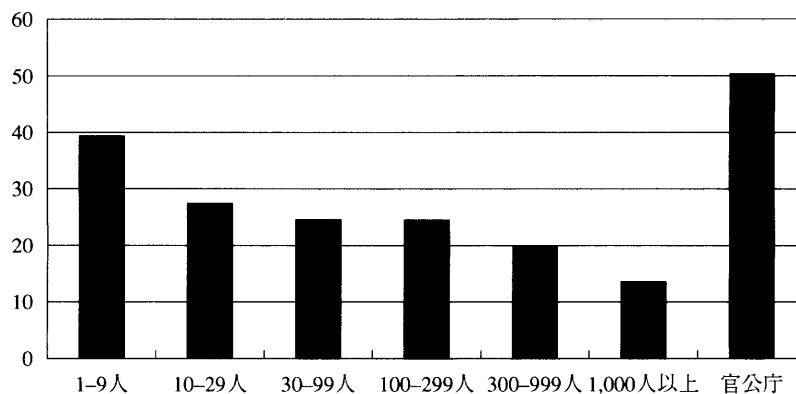
3-1 日本の母親就労

日本の1960年以降の年齢階級別女性の労働参加率をみると、山二つ型パターンは1990年代後半においても認められる。時系列的な変化として、労働参加率の谷間が1990年以降25～29歳層から30～34歳層へと移行しているが、これは子どもを持ちながら働き続ける既婚女性の就労パターンの変化というよりも、若年層の晩婚化が第1子出

生年齢を遅らせ、出産・子育て期が後に移行した結果によると推測できる。事実、1998年に国立社会保障・人口問題研究所が実施した第2回家庭動向調査によると、第1子を出産した者の7割以上が仕事をやめている。「労働力調査特別報告結果」(総務省統計局 2001)をみても、3歳以下の子どもを持つ母親の就労率は3割未満と低い。1991年と2001年を比較してみると、未就学児を持つ母親の就労率は若干ではあるがかえって低下していることが認められる。

晩婚化傾向にある中、一旦結婚をして子どもを産むと子育てに専念する母親が増えてきたことは、子どもを持つことによって全く異なるライフスタイルを選択する二極分化が浸透しているともいえる。実際意識の面でも、子どもを持つ者と持たない者の間で、夫婦のことを多少犠牲にしても子どものことを優先すべきであるとする考え方のギャップが開いており、子どもをもつことは意識と行動の両側面で子どもを持たない場合との差が顕著になる傾向がある(白波瀬 2002b)。この子どもを持つことに伴うライフスタイルや意識のギャップが、日本の若年層を晩婚化、ひいては未婚化へと向かわせ、また子どもを持たないカップルの増加へと結びついているのではないか。

しかし日本における母親の継続就労が少数派であるといえども、第1子出産後も就労を継続した者は3割弱いる(国立社会保障・人口問題研究所 2000a)。どのような者が第1子出産後も就労を継続したのかを、出産前に従事していた企業規模別にみてみよう。図3は、調査時点で49歳以下の者について、第1子を出産する前の企業規模についてその継続率をみたものである。最も高い継続率を示したのは官公庁で、継続率は過半数以上の56%であった。これは充実した男女平等雇用体制からみても当然の結果といえるかもしれない。民間の企業規模についてみると、大規模ほど継続率が低いという結果を得た。ファミリーフレンドリー



出所：第2回全国家庭動向調査(1998年)，国立社会保障・人口問題研究所

図3 企業規模別第1子出産後就業継続割合

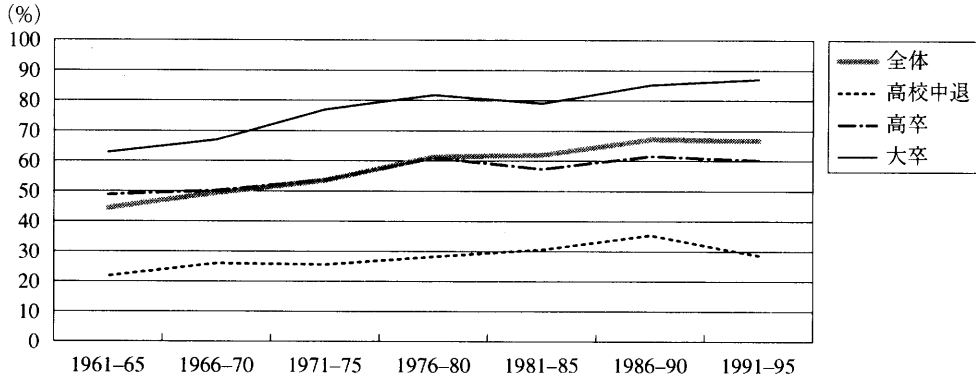
対策として、子育て支援に関連した企業福利を充実させていこうという動きが企業でみられ、大規模企業ほど福利厚生の実度は高いと考えられる。しかし、図3の結果を見る限り、出産後も仕事を続けるか否かに関し、福利厚生の充実度は直接的にはそれほど効果はみられないようだ。事実、10人未満の小規模企業における継続率の方が高い。しかしこの結果をもって、企業福利の充実が既婚女性の就労継続に何ら影響を与えない無用の長物であると結論づけることはできない。それどころか、福利厚生の効果は時差をもって、あるいは効果の側面を変えて表面化する。事実、後に示す通り、一旦仕事を続けると決めた場合に大企業における福利厚生が大きな効果を示すことになる。

3-2 アメリカの母親就労

1970年代から1980年代にかけて幼い子どもを持ちながら働く母親の増加は、大きなアメリカの社会変化の一つである。第1子の出生時期別に母親の妊娠中の就労状況についてみると(図4)、1961-65年から1991-95年にかけて妊娠中に働く母親の割合は44.4%から66.8%へと上昇した。女性が妊娠中も仕事を続けるようになった変化は1970年代から1980年代にかけて起こっているが、

いくつかの法制上の変化とも無縁ではなさそうだ。例えば、1976年にPregnancy Discrimination Act(妊娠による差別撤廃法令)が通り、妊娠や出産による雇用上の差別が禁止された。同法は、昇進や給与レベルだけでなく、雇用・解雇政策にまで言及する。これと同じくして、1976年には税制上の変更があり(federal tax code)、子育て費用が税控除の対象となった。これらの改革は、その後の母親の働き方を大きく変えたといまなされている(Smith, Downs, and O'Connell 2001)。最近では、1993年のFamily and Medical Leave Act(FMLA)が12週間の無給の休暇を法制化したことも忘れてはならない。もっともアメリカは、連邦レベルでの法令は限定的な効力しか持ち得ず州ごとに状況が大きく異なるという特徴を持つ。したがって、女性の就労パターンの変化と制度的な変化の関係をみるにあたってどのレベルで検討するかは注意を要する。また、生活水準を維持するために妻の就労を必須のものとする、妻の家計に占める貢献度の高さも忘れてはならない(Levy 1987)。

アメリカの1歳未満児を持つ母親に焦点をあてると、2000年時点で労働参加率は55%であり、1976年の31%から大幅に上昇した(U.S. Census Bureau 1976; 2000a)。表1は、1990年から2000年



出所：Current Population Report (p70-79, 2001) Table C, U.S.Census Bureau より作成

図4 アメリカにおける妊娠中に仕事に就いていた母親割合

表1 乳幼児をもつ母親(15～44歳)の労働参加率の変化

	1990年	1994年	1998年	2000年
全体	52.8	53.1	58.7	55.2
人種				
白人	54.5	55.4	58.4	53.1
黒人	46.9	47.0	63.0	65.8
アジア系	48.0	37.7	49.9	56.3
ヒスパニック系	43.8	37.7	45.7	41.8
夫と同別居				
既婚・夫と同居	56.4	54.5	59.5	54.1
その他	43.5	49.7	57.1	57.2
学歴				
高校中退	31.5	33.5	37.7	39.0
高校卒業	51.9	48.1	58.4	55.0
大卒	68.0	69.6	68.5	63.8

出所：Current Population Report, p.20-534RV (2001) Table 3 より作成

にかけての一歳未満の乳幼児を持つ母親の就労をみたものである。全体として乳幼児を持つ母親の就労率は、1990年の52.8%から2000年の55.2%へと上昇しているが、1994年から1998年の上昇が5.6ポイントと高いことが目につく。その後1998年から2000年にかけて58.7%から55.2%へと減少し、女性の権利獲得の証として労働市場における男女平等をめざしてきたアメリカにとって、一つの興味深い変化をみることができる。

人種別、乳幼児をもつ母親の就労率の変化を詳しくみてみると、黒人の就労率が最も高く2000年には65.8%である。黒人の就労率は一貫して1990年代上昇している。1994年から1998年にかけての黒人の大幅な就労率の上昇の背景には、貧困家庭への一時的扶助(TANF: Temporary Assistance to Needy Families)の導入があったのではないかと考えられる。最大3年とした時限付きの給付制度を導入したことにより、仕事に就く者の数は大幅に増えた。ここで少し1996年のアメリカクリントン政権下での福祉改革について簡単に触れておくことにしよう。

1996年、個人責任・就労機会調停法(PRWORA: The Personal Responsibility and Work Opportunity Reconciliation Act)の制定に伴い、アメリカに大きな福祉政策改革が展開された。同改革に伴う最も重要な変更点の一つは、就労を第一義とする福祉システムへと移行したことである(Holcomb and Marinson 2002; Weil 2002)。TANFの前身ともいえる要扶養児童家庭扶助(AFDC: Aid to Families with Dependent Children)では、3歳未満児を持つ母親は就労を免除されることが多く、その結果公的扶助の対象に一旦なるとそこから脱することなく扶助を受け続ける状況が社会問題となった。後藤(2000)は、基準に達していればすべての者が福祉の対象となった「エンタイトルメントとしての福祉」の終焉と

して、AFCDからTANFへの移行をとらえている。そこには、福祉の対象者として残留し続ける貧困の長期化、あるいは半永久的残留と貧困の世代間再生産問題といった負の循環問題をどう断ち切っていくかに焦点が当てられている。要件さえ満たせば際限なく受給対象者となりうる福祉政策のあり方から、個人の積極的な市場関与を通じた貧困からの脱却に焦点を当てた福祉のあり方へと、アメリカの福祉対策が大きく変容していった。

また、たとえ仕事に就いていても現金給付の対象ともなりえるよう、今回の福祉改革にあたって就労と公的扶助との垣根を下げた点も注目すべきところである。事実、福祉の給付対象となっていた者が就ける仕事は極めて低賃金である場合が多く、たとえ仕事に就いたとしても貧困を克服するまでにはかなりの距離がある場合が多い。Working poor (U.S. Department of Labor 2000)という言葉に示されるように、仕事に就くことと貧困層から抜け出すこととは必ずしも同じでないのが、アメリカの現状である。

このような制度変更に伴い仕事に就く者の数は増え、幼い子どもを持つ黒人の母親就労の上昇が表1の数字の上からも明らかである。しかし、TANFはアメリカの好況期の後押しを得て実現できたという事実も見逃すわけにはいかない。経済的に良好期であったからこそ、労働経験や低いスキルしか持たない者でも仕事を見つけることができた。しかし、良好な経済状況に陰りが見えると、最初に打撃を受けるのが貧困層にある彼らであることは想像に難くない。貧困層を脱し福祉給付の対象外となった者の割合は、州ごとのローカルな労働市場状況によっても大きく左右されることが予想される。また、身体障害者や精神的に障害がある場合のような「働くことができない、あるいは仕事に就くことが極めて困難な者」に対し、この時限付き扶助制度がどの程度効力を持つかは疑問である。事実、長期にわたる福祉給付を受ける者のうち、健康状態がよくない者が39%、精神的な問

題を抱える者が46%となっている (Loprest 2002)。アメリカの貧困問題は単なる失業問題にとどまらず、仕事に就けない肉体的、精神的障害の問題とも大きくかかわっている。

学歴別に妊娠中に働く母親の割合を時系列的にみると(図4)、高校を中退した母親の妊娠中の就労率は一貫して低い一方で、大学を卒業した高学歴の母親の間で妊娠中にも仕事を続ける者の割合が大幅に増えている。1991年から1995年にかけて第1子を出産した者の中で妊娠中も仕事を続けた割合をみると、高校を中退した母親は28.6%であるが、大学卒業以上の学歴を持つ母親は87.1%にも上る。1960年代のはじめ、妊娠直前まで働いていた母親は経済的な理由による必要性に駆られた者が多かったが、1980年代から1990年代にはいり、大学を卒業した高学歴の女性が出産直前まで働くようになった(O'Connell 1990)。つまりここでは経済的な理由というよりも、出産後も仕事を継続するために、長期的な視点に立ちキャリア形成を考えた上で妊娠直前まで仕事を続ける高学歴女性の姿が認められる。妊娠中の継続就労は、近年キャリアへのコミットメントや熟練度と大きくかかわってきた(Smith, Downs, and O'Connell 2001)。

表1にもどって人種別の乳幼児を持つ母親の就労率をみてみよう。アジア系の就労率は1990年から1994年にかけて一旦減少するが、その後回復しており、2000年の値は56.3%である。一方、白人とヒスパニック系の就労率が1998年から2000年にかけて減少しており、減少の程度は白人の方が高い。学歴別にみると、高校を中退した者は一貫して就労率が上がっているのに対して、大卒者の就労率が1998年の67.9%から2000年63.5%へと減少している。また、夫のあるなし別に母親の就労率をみると、夫と同居する母親の就労率が低下している。このように、1998年から2000年にかけてのアメリカの乳幼児を抱える母親の就労率の低下は、夫が同居し、高学歴で社会経済的に恵ま

れた母親たちによると見なすことができよう。これまで女性の権利獲得の証としての労働参加は、アメリカのウーマンリブの象徴かのように位置づけられてきた。しかし、最近マミートラックなどという言葉で表現されるように、キャリアを中断し子育てに専念する女性の姿がクローズアップされるようになった。これをアメリカのウーマンズリブのバックラッシュというものもいるが(Faludi 1992)、働き方を選択する余地のある恵まれた者らのもう一つの道ともとらえられる。事実、黒人で夫と同居しない母親の間での就労率の大きな変化はなく、彼女らに働かないことを選択はないであろう。ここでは、子どもを持ちながら仕事を続けるか否かの意志決定に階層化がおこっているともいえる。格差の国アメリカのもう一つの新たな社会現象である。

以上、アメリカにおける幼い子どもを持つ母親の就労率を時系列的にみてきたが、出産をへても就労を継続する裏には、社会経済的な属性が密接にかかわっていた。1990年代後半にアメリカでも子育てに専念するために仕事を中断する者もでてきたが、概して女性の継続就労に伴うキャリア形成と学歴は正の相関を持っている。一方日本については、女性の高学歴が必ずしも継続就労、キャリア形成へと活用されていないことが既存研究によっても明らかにされている(大沢 1993;白波瀬 2002a)。女性の高学歴が労働市場への参加のための人的資本形成という形を取らない代わりに、日本の女性は子どもの教育投資を通して次世代形成に自らの高学歴を活用するといわれている(Brinton 1993)。しかし、高学歴者の中身をみると仕事を継続する者もあり、高学歴者内でキャリアパターンが分断されている状況が存在する(平尾 1999)。

次に、就労を継続した者がどのような子育て支援を得ていたのかをみることにしよう。日本については国立社会保障・人口問題研究所が実施した「第2回全国家庭動向調査」の結果を示す。

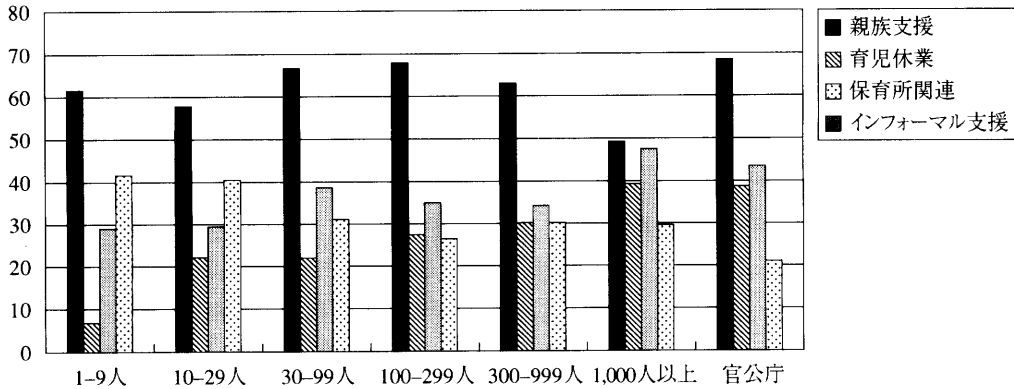
4. 子育て支援

4-1 日本の子育て支援状況

1990年代後半、第1子出産後も仕事を続けた者は全体の3割弱であったが、彼女らが利用した子育て支援策の内容をみてみると、家族・親族からの支援が6割以上と高いことが確認される。次に高い利用頻度を示したのが保育所で、仕事を続けた者の約4分の1程度が保育所を利用している。1998年時点で仕事を続ける際に育児休業を利用した者は2割弱であった²⁾。

第1子出産前に従事していた企業規模別に就労を継続した者が利用した支援策を、4つのカテゴリーに分けてみたのが図5である。4つのカテゴリーとは、(1)親族支援、(2)育児休業、(3)企業保育所や保育所の時間延長を含む保育所関連、(4)業務変更や職場の理解を含むインフォーマル支援、である。どの企業規模においても親族支援を受けた者の割合は高いが、1,000人以上の大規模企業については親族支援の割合が最も低い。一方大規模において育児休業や保育所を活用して仕事を継続した者の割合が高い。企業規模が大きいほど就労の継続率は低かったが、一旦仕事を続けると決めた者の間では他の企業規模にみられない子育て支援活用パターンを認めることができる。これは大企業の相対的に充実した福利厚生とも関連していると思われる、5割が親族支援を受けているといえども育児休業や保育所といった制度的な支援を受けて仕事を続ける者の割合が増えてくる。その意味で、仕事を続けるか、やめるかの意志決定にはマイナスの効果をもたらした企業規模であるが、一旦続けると決めた者にとって、充実した子育て支援メニューが効果を呈していると考えられる。

逆に継続率が高い官公庁における親族支援利用の割合が最も高いという結果も見逃せない。先ほど男女平等雇用慣行が浸透している官公庁であるが故に、高い就労継続率は驚くに値しないとす



出所：第2回家庭動向調査(1998年)，国立社会保障・人口問題研究所

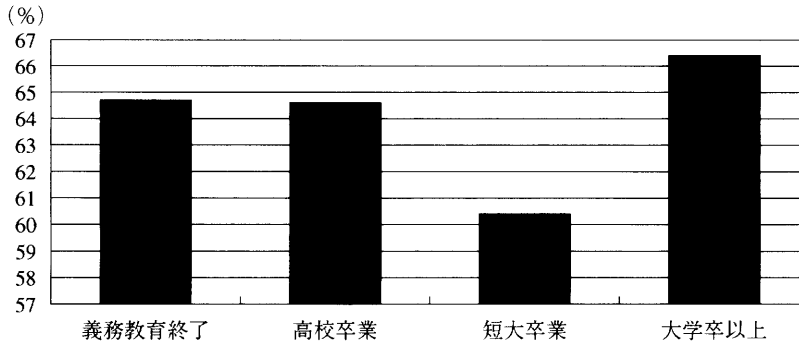
図5 日本における企業規模別の利用した子育て支援策

が、制度的なバックアップがあったとしても親族支援が必要な状況が明らかになった。ここでの鍵は、男女平等雇用慣行であるが故に男性と同程度の働き方を要求される職場であることだ。育児休業制度も充実し、男女平等雇用体制が敷かれている官公庁において、制度的な子育て支援策では追いつかない状況がある。事実、官公庁においては保育所と親族支援を併用するパターンが多くみられ、長時間労働が必要とされる男女平等雇用体制に対応するためには、保育所だけでは十分でない。

一方10人未満の小規模企業において高いのが、職場の理解で代表されるようなインフォーマルな支援である。このインフォーマルな支援は、中・大規模企業や官公庁ではそれほど高い割合を呈していないものの、職場の理解、雰囲気というのは働く女性・母親にとって重要な環境要因となってくる。事実、育児休業制度があったにもかかわらず利用しなかった理由についてみると(「育児・介護を行う労働者の生活と就労の実態等に関する調査」女性労働協会、平成12年)、「職場の雰囲気から育児休業を取りづらかった」が43%と最も高く、「収入減となり、経済的に苦しくなるから」が40.2%、「早く仕事に復帰したかった」が25.7%、「元の仕事又は希望の仕事に戻るのが難しそう

だったから」が23.8%であった。職場の理解で支えられた者もいれば、職場の雰囲気によってやめざるを得なかった者もいる。企業規模が小さく制度が整備されていない分、職場の理解や雰囲気は仕事を続けるか、やめるかの重要な決定要因となりうる。しかし、職場の理解や雰囲気には不確かな要素を多く含み、その効果も時と場合によって全く逆になりうるという危険性が伴う。だからこそ、子育て支援策を制度として整備することの必要性がでてくる。

では、第1子出産後仕事を継続するにあたって親族支援を得た者の割合を学歴別にみると(図6)、大卒以上の高学歴層における利用率が最も高い。これは職種や企業規模(官公庁を含む)と関連があるが、日本においては高学歴層、特に大卒以上の者ほど親族支援を受けやすい結果を得た。そこで、自営・家族従業者を除く被雇用者の中で、親族支援を受けるにあたって何が重要な決定要因になるかをみた結果が表2である。有意な結果を示したのは、官公庁ダミーであり、官公庁で仕事を続けた者ほど親族による支援を有意に得ていた。既存の雇用体制の下、男性と同等に仕事を続けるには、比較的恵まれた企業福利政策だけでは充分ではない。男性の働き方を基準値とした男女平等雇用



出所：第2回家庭動向調査(1998年)，国立社会保障・人口問題研究所

図6 日本における学歴別利用した子育て支援策

表2 親族支援に関するロジット分析

	係数
第1子出産年齢	-0.026
大卒ダミー	0.444
短大卒ダミー	0.160
高卒ダミー	0.067
専門職ダミー	0.018
ホワイトカラーダミー	-0.093
官公庁ダミー	0.425*
定数	0.856

出所：第2回全国家庭動向調査(1998年)，国立社会保障・人口問題研究所

注：*5%レベルで有意

被雇用継続者のみを対象

体制の中で、子どもを産み育てながら働き続けるためには、親族による支援が一層重要になる。

4-2 アメリカの子育て支援状況

アメリカの場合をみてみよう。アメリカにおいて母親が働いている間未就学児の世話を誰が行っているのかをみたのが、図7である。父親、祖父母、きょうだいその他の親族をあわせて、親族支援を受けていたのは75%である。日本だけでなくアメリカも未就学児の世話に親族が大きく関係していることがわかった。アメリカの子育て支援として最もよくイメージされるのがベビーシッターであるが、それに

相当する値は5.5%と低く。ベビーシッターを自宅に雇い入れ、子どもの世話を頼むことができる者は、アメリカ社会においては少数派である。

ではもう少し母親の属性を細かくみながら、活用した育児支援策をみていこう(図7)。人種別にみると、白人以外が親族による支援を活用する割合が高い。祖父母による子育て支援割合をみると、アジア系で34.2%、黒人は32.2%、ヒスパニック系30.8%、である。特にアジア系は、父親による子育て割合も高く、父親と祖父母による子育て援助で73.5%にもなる。経済的な状況を考慮にいと(図8)、貧困層にある者が親族支援を受ける割合が高く、経済的に子育て支援を得られない分を、祖父母やきょうだい・その他の親族が代替している状況を垣間見ることができる。つまり、ここでは経済的に苦しく、有色人種である場合に親族支援を得る場合が多い。

では、仕事へのコミットメントの程度と出産に伴う就労パターンについてみてみると、1991年から1995年に出産した者のうち、仕事をやめた者は26.7%である(U.S. Census Bureau 1996)。有給の休暇を取った者が42.7%、無給の休暇を取った者が40.3%、疾病のための一時休暇が11.2%、そして仕事をやめさせられたとした者が4.2%であった。ここでの有給休暇とは、出産休暇以外に、疾

病休暇、有給休暇、その他の有給休暇すべてを含んでいる。人種ごとに出生に伴う有給休暇の取得状況をみると、有給休暇を取得した者の割合が最も高いのがアジア系の49.2%であり、最も低いのがヒスパニック系(32.4%)である。逆に仕事をやめた者の割合はヒスパニック系が最も高く、ヒスパニック系の女性で出産を機にやめた者は全体の3分の1強であった。

学歴別に有給休暇を取った者の割合を1960年代からみると(図9)、1961年には高校を中退した

者が最も高い割合で有給休暇を取っており、大卒以上の高学歴者は14%と有給取得割合が最も低かった。しかし1970年代に入りその状況は逆転し高学歴者ほど有給休暇を取る者の割合が高くなり、1990年代には他の学歴層との差が開いて、大卒以上の者の63%もが有給休暇を取っている。言い換えれば、学歴の程度と有給休暇取得とのプラスの関係は1970年代から始まった比較的新しい傾向であり、1990年代に入ってその傾向が強化されている。

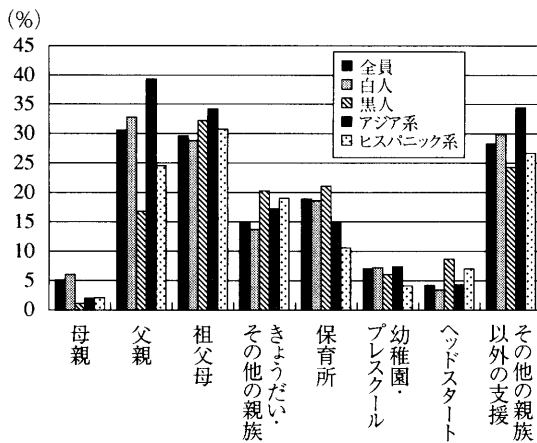


図7 アメリカの人種別、働く母親を持つ未就学児の子育て状況

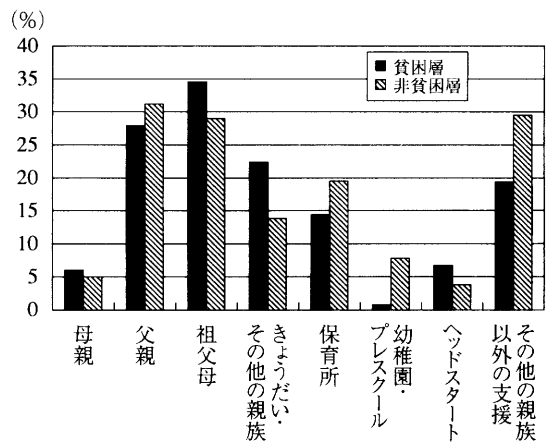
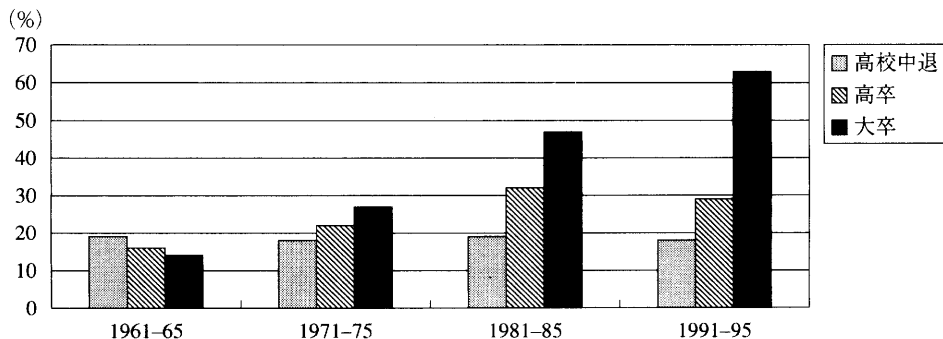


図8 経済状況別仕事を持つ母親の子育て支援策

出所: Current Population Report (P70-86, 2002), Table 2, U.S.Census Bureauより作成



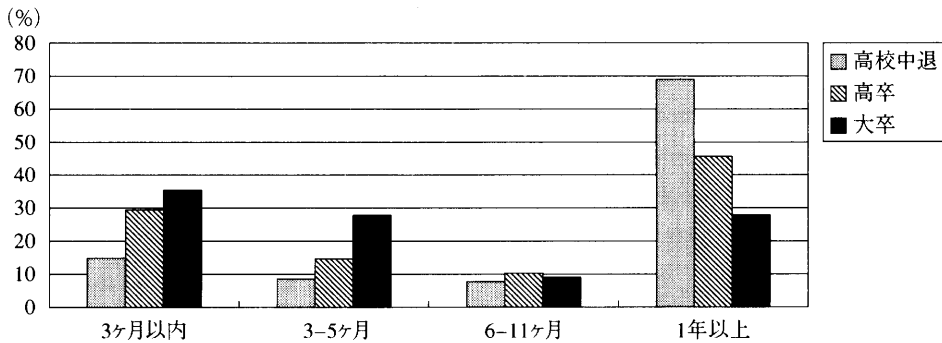
出所: Current Population Report (p70-79, 2001) Figure 4, U.S.Census Bureauより引用

図9 学歴別第1子出産時に有給休暇を受けた割合

出産後仕事に戻る時期も早期化し、1960年代初頭には出産後1年以内に仕事に戻った者は14%にすぎなかったが、1990年代に入り52%が出産後6カ月以内に仕事に戻っており、出産後1年以内に6割もの母親が仕事に戻っている。学歴別に仕事に戻った時期をみると(図10)、明らかに高学歴ほど早く仕事に戻っている。以上の結果から、1960年代には過半数の女性が出産を機に仕事を辞めていたが、それ以降女性が高学歴化して専門・管理職に女性が参入し、女性・母親の働き方が変化してきた。出産までの就労時期が長期化して、仕事のキャリアレベルもアップし、出産中もできるだけぎりぎりまで仕事を続けるようになり、出産による一時休暇によるキャリアへの障害を最

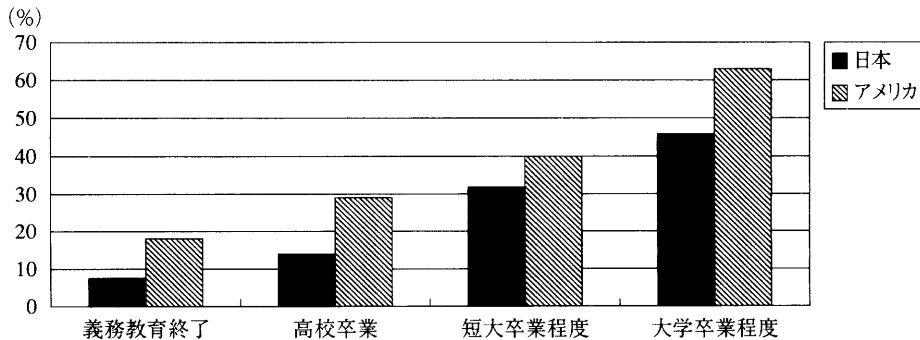
小限にしようとする動きがみられるようになった。このような変化は特に高学歴女性の間で顕著であり、出産による仕事の中断を最小に押さえようとする動きが見られる。仕事への高いコミットメントと出産前後の働き方の変化は1970年代から1980年代に成立した法的な制度とも関係していると考えられる。すでにみた2000年に入った最近の高学歴層における出産継続率の変化は、またもう一つの新たなアメリカ女性の働き方を提示している。

最後に、日本における学歴別の有給休暇取得者の状況をアメリカと比較してみよう(図11)。日本でもアメリカと同様、有給休暇を取得する者の割合は学歴が高いほど高い、という結果を得た。日本女性における第1子出産後の就労継続は出産前の仕



出所：Current Population Report (p70-79, 2001) Table 1, U.S.Census Bureau より作成

図10 学歴別仕事に戻った時期：1991-94に出産した者



出所：アメリカ：Current Population Report (p70-79, 2001) Figure 4, より引用

日本：第2回全国家庭動向調査(1998年), 国立社会保障・人口問題研究所

図11 1990年代における日米間の学歴別有給休暇取得割合

事と大きく関連し、専門職に就いていた者ほど有給休暇を取る割合は高くなっている。その意味で、有給休暇を取るかどうかについては、アメリカと同様日本も、休暇前の職種や学歴に左右されることがわかった。ここで厳密な日米の比較研究を展開することはできないが、妊娠・出産に伴う一時休業のアレンジメントとその後のキャリア形成の関係は、アメリカの方が緊密であるようだ。しかしアメリカの仕事へのコミットメントと出産前後の仕事との深いかかわりは、比較的新しい1970年代以降に出現した傾向である。

5. 考察

以上、アメリカと日本という異なる福祉国家体制を持つ国に焦点を当てて、母親就労と子育て支援の状況を検討してきた。政府による家族への限定的な関与という点ではアメリカ、日本ともに共通するが、子育て支援という観点からみた家族・親族の位置づけは日本とアメリカで大きく異なっていた。市場原理を第一義的とする自由主義的福祉国家であるアメリカは、家族・親族支援は市場単価が低い手段として低所得層、ヒスパニック系をはじめとする有色人種の間で活用される傾向にあった。一方日本では、高学歴者や官公庁で仕事を続ける者らが家族・親族支援を受ける場合が多く、家族・親族支援を単なる市場単価が低い代替的支援手段と位置づけられていない。子育てを介する世代間支援体制が相対的に高い社会経済的階層において実現されている状況が日本で認められた。

このように異なる家族の位置づけは、日米の個人と労働市場の関係の違いにあるのではないだろうか。アメリカにおける幼い子どもを持つ母親就労の増大は、1970年代以降大きな社会的変化として顕在化した。女性の高学歴化とも平行して、専門職、管理職に就く女性も増え、キャリア形成とも連動した形で女性の継続的な就労参加パターンが出現し

た。その背景には、女性運動(Women's Liberation Movement)や積極的優遇措置(Affirmative Action)による影響があるのではと考えられる。積極的優遇措置は雇用平等法(Equal Employment Opportunity Laws)として、アフリカ系アメリカ人や女性というこれまで不当な差別を受けていた者らを積極的に採用・登用することを要求するものである。今まで不遇にあった者らを優遇することで、全体としての底上げを狙ったといえる。人種や性によって雇用上の差別を受けるべきでない」と明記した1964年のCivil Rights Actは、労働市場における女性を容容させる契機となった。さらに、1970年代の妊娠による差別撤廃法令をはじめとする法制上の変化や税制の変化も女性、特に母親の継続就労にプラスの効果を及ぼした。このような社会的政治的な環境変化は、幼い子どもをもつ母親の就労パターンに変化をもたらししたが、その環境変化は全女性に一律に浸透したわけではなかった。

高学歴を取得した女性は制度的なバックアップのもと、子どもを産み育てながらもキャリアを伸ばしていった。しかし、低学歴しかもたず低賃金の仕事にしか就くことができない幼い子どもを持つ母親にとって、市場原理は冷淡に貫徹されたといつてよい。その結果、高価な子育て支援サービスを購入できない者らは、コストの安い親族支援に頼るしかなく、さらには高校を中退して10代で妊娠した者らの多くは福祉に依存して生活の糧とする。その意味で家族は、市場原理からみて安価なサービス提供エージェントといえるが、そのエージェントとしての機能を果たさない層が底辺にあることも自由主義型福祉国家の副産物であろう。

一方日本の場合、女性がどのような属性を持つとも概して個人と市場の関係はジェンダーによって大きく異なるという特徴をもつ。既婚女性が就労参加を決定するにあたって夫の所得は重要な要因であり、夫の所得が高いほど妻は仕事に就きにくいダグラス・有沢の法則は1990年代後半にお

いても有効である(松浦・白波瀬 2002)。女性は個人属性よりも、夫の社会経済的地位や子どもの有無といった世帯状況との関係から自らの労働参加を決定する。労働市場との関係が女性の個人属性(例えば、学歴)によって階層化しているアメリカとは対をなす。日本における家族とは、基礎的な生活保障機能を提供する福祉国家の基盤としての役割を担い、人々に福利厚生を提供する低コストなエージェントとして位置づけられることはあまりない。

その家族・世帯の中で、夫と妻の間で役割分業が確立されており、妻、母としての役割期待はそれまでの学歴や職業といった個人属性にかかわりなく降りかかってくる³⁾。この強固な性別役割分業体制は母親が就労を継続するにあたって大きな障害となり、出産・子育てとキャリア形成の分離は若年女性を結婚離れ、出産離れへと導いていく。さらに日本の雇用慣行では男女間で昇進ルートが異なり、男女間の賃金格差は中高年になって拡大していく。この雇用慣行の背景には、片稼ぎ世帯(夫が稼得者となり、妻は働いたとしてもパートといった副次的にしか稼得就労にかかわらない)が想定されており、幼い子どもを持ちながらも就労を継続し夫婦ともにキャリアを伸ばす共働き世帯は十分に考慮されていない。

日本では、世帯と市場の両面での強いジェンダー性が維持されている。また、官公庁で働くといった比較的高い社会階層の間で親族によって子育て支援が提供されているのは、既存の階層構造を反映する形での世代間移転と解することができ、これはまさしく既存の階層構造を維持しようとする保守主義型福祉国家の特質と一致する。家族による子どもへのケアが強く期待され制度的にも前提となっている点は、エスピン・アンデルセンがいうところの家族主義型に通ずる。このように日本では、労働市場と個人との関係に世帯内のジェンダー性が介在し、雇用慣行においても性別役割分業体制

を前提としたジェンダートラックが用意されている。ここでのジェンダー性とは、片稼ぎモデルを標準とする性別役割分業体制の程度をいう。長時間労働を強いられる雇用慣行や男性に偏重した昇進機会は片働きモデルを前提とすることで可能になったともいえよう。こうした家族・世帯内や雇用慣行におけるジェンダー性の違いが個人と労働市場の関係を違ったものにし、日本とアメリカの母親就労の実態を大きく異なるものとしたのではなからうか。既存の階層構造を維持することを前提として強いジェンダー性を内包した保守主義的な家族の位置づけを期待する日本と、市場原理を第一義として家族の役割が位置づけられるアメリカの間で、母親の就労パターンは大きく異なっていた。

本稿では母親の就労パターンと利用した子育て支援から福祉国家における家族の位置づけについて検討・考察したが、母親就労パターンを見る上でもう一つの重要なテーマは保育政策である⁴⁾。ここでは具体的な政策論を展開するまでには至らなかったが、今後異なる福祉国家体制のもと家族政策や保育政策がどのように展開されているのかについてさらなる議論を発展させていきたい。

投稿受理(平成14年12月)

採用決定(平成15年2月)

注

- 1) アメリカの女性労働者に占める管理職割合は1999年で14.2%(ILO 2000)であり、男女間賃金格差は76.5(U.S. Census Bureau 2000b)である。日本の相当する値はそれぞれ、0.9%(総務省統計局 2000)と64.6(厚生労働省 2000)である。
- 2) 「育児休業・介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(以下育児・介護休業法)の一部が2001年に改正されたのに伴い、育児休業給付率は2001年1月から25%から40%へと引き上げられた。調査時点で30人以上の事業所で働く女性を対象とした「女性雇用管理基本調査」(厚生労働省、1999年)によると、出産した女性雇用の56.4%が育児休業を取得していた。出産をした者に占める育児休業取得者の割合は大規模ほど高く、76.3%であった。育児休業を取得した者のうち97.6%は女性で男性は2.4%であった。

- 3) ここで欠落する重要な論点は、夫婦が揃った世帯を標準として想定し、一人親世帯に対する配慮が充分でないことである。この点は世帯の多様化とともに他稿で詳しく議論したい。
- 4) この点についてはレフェリーからご指摘いただいた。

参考文献

- Bachu, Amara and Martin O'Connell. 2001. "Fertility of American Women: June 2000." *Current Population Reports* p20-543RV. Washington D.C.: U.S. Census Bureau.
- Brinton, Mary. 1993. *Women and the Economic Miracle: Gender and Work in Postwar Japan*. Berkeley: University of California Press.
- Esping-Andersen, Gøsta. 1990. *The Three Worlds of Welfare Capitalism*. Cambridge: Polity Press.
- Esping-Andersen, Gøsta. 1997. "Hybrid or Unique? The Japanese Welfare State between Europe and America," *Journal of European Social Policy* (9-3): 197-189.
- Esping-Andersen, Gøsta. 1999. *Social Foundations of Postindustrial Economies*. Oxford: Oxford University Press.
- Faludi, Susan. 1992. *Backlash: The Undeclared War Against American Women*. New York: Anchor Book
- 後藤玲子 2000 「公的扶助」藤田伍一・塩野谷祐一編『先進国の社会保障 アメリカ』東京大学出版会, 151～168ページ
- 平尾桂子 1999 「女性の初期キャリア形成期における労働市場への定着性—学歴と家族イベントをめぐって」『日本労働研究雑誌』第471号, 29～41ページ
- Holcomb, Pamela A. and Karin Martinson. 2002. "Implementing Welfare Reform across the Nation." *Assessing the New Federalism*, Series No. A-53. Washington D.C.: Urban Institute.
- 国立社会保障・人口問題研究所 2000a『第2回全国家庭動向調査 結果の概要』
- 国立社会保障・人口問題研究所 2000b『人口統計資料集』
- 厚生労働省 2000『賃金構造基本調査』
- ILO. 2000. *Year Book of Labour Statistics*.
- Levy, Frank. 1987. *Dollars and Dreams: The Changing American Income Distribution*. New York: Russel Sage Foundation.
- Loprest, Pamela. 2002. "Making the Transition from Welfare to Work: Successes but Continuing Concerns." Pp.17-31 in *Welfare Reform: The Next Act*, edited by Alan Weil and Kenneth Finegold. Washington D.C.: Urban Institute Press.
- 松浦克巳・白波瀬佐和子 2002「既婚女性の就業決定と子育て—これからの社会保障政策にむけて—」『季刊社会保障研究』第38巻第3号, 188～198ページ
- O'Connell, Martin. 1990. "Work and Family Patterns of American Women." *Current population Reports, Series P23, No. 165*. Washington D.C.: U.S. Census Bureau.
- OECD. 2002. *Labour Force Statistics 1981-2001* Paris: OECD
- 大沢真智子 1993『経済変化と女子労働—日米の比較研究』東京:日本経済評論社
- Smith, Kristin. 2002. "Who's Minding the Kids? Child Care Arrangements: Spring 1997." *Current Population Reports*. p70-86, U.S. Census Bureau.
- Smith, Kristin, Barbara Downs, and Martin O'Connell. 2001. "Maternity Leave and Employment Patterns: 1961-1995." *Current Population Reports*. p70-79 U.S. Census Bureau.
- 白波瀬佐和子 2002a「少子高齢化と男女共同参画社会」金子勇編著『高齢化と少子社会』ミネルヴァ書房, 73～98ページ
- 白波瀬佐和子 2002b「成人子への支援パターンからみた現代日本の親子関係」『人口問題研究』第57巻第3号, 1～15ページ
- 総務省統計局 2000『労働力調査』
- 埋橋孝文 1997『現代福祉国家の国際比較』日本評論社
- U.S. Census Bureau. 1976. *Current Population Survey*
- U.S. Census Bureau. 1996. *Current Population Survey*
- U.S. Census Bureau. 2000a. *Current Population Survey*
- U.S. Census Bureau. 2000b. *Statistical Abstract of the United States: 2000*
- U.S. Department of Labor. 2000. "A profile of Working Poor, 2000." *Report 957*.
- Weil, Alan. 2002. "Ten Things Everyone Should Know about Welfare Reform." *Assessing The New Federalism*, Policy Brief A-52. Washington D.C.: Urban Institute.

謝辞: 本論文は、安倍フェローシップの助成を得て遂行された研究成果の一部で、安倍フェローシップコロキウムでの報告がもとになっている。コロキウム出席者の方々、特にグレンダ・ロバーツ氏と須田木綿子氏から有益なコメントをいただいた。お礼を申し上げたい。さらに、本論文を査読して下さったレフェリーから、極めて有益なコメントをいただいたことに感謝を申し上げる。

(しらはせ・さわこ 筑波大学助教授)

渋谷博史、内山昭、立岩寿一 編『福祉国家システムの構造変化 — 日米における再編と国際的枠組み —』

(東京大学出版会、2001年)

斎藤 忠雄

I

先進諸国における福祉国家システムには、各国ごとの個性がうかがえる。ではあるが、一般にそれは1950～60年代に拡充され、石油ショック以降に何らかの抑制・再編をみてきている。

この拡充期の特色は、高い経済成長率と豊富な租税・社会保険料の自然増収に基づいて、公的福祉を拡充したことに求められる。これによって、東西冷戦構造の緊張や経済成長がもたらすひずみ・ゆがみ等がそれなりに緩和されたといつてよい。これに対し、抑制・再編期における福祉国家改革の特色は、この膨張した財政の領域をこえて、家族や市場といった異質な2つの領域に改めて大きく踏み込もうとしているところにあるといつてよいであろう。さらにバブルの崩壊した90年代に進むと、社会経済の構造的転換は、東西冷戦構造の溶解とグローバル化とあいまって、低経済成長率・高失業率の段階を生み出した。高度成長期と異なり成熟社会のもとでは、財政の拡充による社会統合という手段に大きな制約を課しているのである。

いま、第1次石油ショックからおよそ30年、東欧革命からおよそ10年経過している。この抑制・再編期の福祉国家研究は、時事的なものからより構造的な分析へと進展させ得る時点に来ているように思われる。そうした本格的な研究のひとつが本書である。

本書の構成と執筆者は次の通りである。

序章 日米福祉国家における市場論理と国際的枠組みを分析するための視角設定 (渋谷博史)

第I部 国際比較と財政的枠組み

第1章 基軸国アメリカの軍事財政と日米福祉国家の枠組み (渋谷博史)

第II部 福祉国家における市場論理の強まり

第2章 アメリカの公的扶助と1996年福祉改革 (根岸毅宏)

第3章 アメリカ社会の社会保障年金 (佐藤隆行)

第4章 アメリカの住宅政策 (岡田徹太郎)

第5章 日米の農政改革 (立岩寿一)

第III部 福祉国家の国際的枠組み

第6章 パクス・アメリカーナの再編とバードン・シェアリング (樋口均)

第7章 パクス・アメリカーナ下の日本の軍事財政 (内山昭)

II

各章の概要はほぼ以下のように展開されている。

序章は、本書全体に通底する問題意識を記述している。—アメリカは、冷戦期に対共産主義・社会主義の立場からパクス・アメリカーナの基軸国であったが、冷戦終焉後には「アメリカ的な社会(自由をキーワードとして市場経済と民主主義をセット

とする経済社会システム」をモデルとするグローバル化を一層強く進めようとしている。福祉国家の促進要因は、純粹市場論理の有する破壊的インパクトから人間社会を防衛することと、共産主義・社会主義の抑制にある。

本書における福祉国家概念は、通常のものより広い。すなわち、社会保険を核とするヨーロッパ的社会保障システム(狭義)だけでなく、資本主義的市場経済の浸透にともなう社会組織の崩壊に対する農業対策や地域対策などを含む現代国家のシステム全体(広義)を研究対象としている。アメリカ型福祉国家は3層すなわち、政府によって運営される公的制度・雇用関係を軸とする民間福祉制度・政府による租税優遇措置や規制等から成るが、本書はその全体的システムを取り上げる。

戦後日本の経済成長に対して、バクス・アメリカナ(国際システム)が与えた条件は2つあった。第1は、憲法第9条と日米安保条約である。これが軍事費の極小化・相対的財政規模の低水準化に寄与した。第2は、技術導入・貿易・通貨の自由で安定的な環境である。

さて、現在、日本のシステムに制度疲労が生じたことへの反省がある。しかし、市場における効率性を万能とするアメリカ的グローバル化には、国内社会を防衛するために「拮抗力」としての独自のメカニズムを形成し維持しなければならない。

第1章は、基軸国アメリカと日本の財政構造分析から両国の福祉国家の特性を論じている。—アメリカ連邦財政の軍事支出(対GDP比)はベトナム戦争期(約10%)を境として以後漸減過程をたどっている(90年代末期で3%台)。軍事費の構成比では、人件費が減少し、物件費が上昇している。それとは逆に、全政府の社会福祉支出(対GDP比)はベトナム戦争期以降その上昇が著しい。ただし、公的部門の福祉支出(対GDP比)は80年代において抑制に転じ、民間部門の伸長率を下回っている。その結果、福祉支出(対GDP比)における公私

の関係は、18.6%対9.3%(1980年)から18.5%対12.8%(90年)へと差が縮まった。医療を例にとると、アメリカの福祉は、現役世代の多くが入っている民間制度と、2つの政府制度(社会保険のメディケア、公的扶助のメディケイド)からなるが、アメリカ型福祉国家の特質は「医療社会主義」を排して、市場における自由な選択を至上としていることにある。

日本型福祉国家の特殊性に関しては、G.エスピン・アンデルセンやR.ローズの指摘にもあるように、まず財政の相対的規模の小さいことをあげうる。そうせしめている要因としては、家族の共同体としての紐帯や企業における連帯などがある。また、財政構造的には、高度経済成長と不均等発展の絡みから、「土建国家」(G.カーチス、石川真澄)と農業補助金等の機能が特徴的である。しかし、女性の社会進出の著しい日本は、グローバル化の下で、新しい局面を迎えている。

第2章は、アメリカにおける公的扶助の歴史分析を踏まえた上で、1996年福祉改革を取り上げている。—アメリカの社会保障制度は、1935年の社会保障法によってその原型を確立した。その特色は、労働可能なものを雇用対策の対象とし社会保障でカバーする一方、就労不可能な者は公的扶助の対象とする仕組にあった。公的扶助制度は、州政府が運営するけれども、枠組みの規定とコストの一定割合の負担は連邦政府が行った。

さて、第2次大戦後、1960年前後の「貧困の再発見」を契機に、州政府が決定権を持つことから生じている給付水準の地域間格差が問題となり、連邦政府が全米統一基準で運営する方向へ動き出した。その背後には、福祉権運動もあった。そして、AFDC(要扶養児童家族扶助)が増加する中で、就労促進政策が「福祉と就労」政策および職業教育・訓練プログラムとして導入された。かくして、ニクソン共和党政権は公的扶助制度の抜本的改革を試みたといつてよい。しかし1970年代中頃

から、婚外出産率の上昇とあいまって、貧困問題の中心が高齢者から18歳未満母子家庭へ移行していった。そこには、男女間の賃金格差、人種差別、低い教育水準等からWorking Poor問題が内在していた。

1988年のJOBSプログラム等を経て成立した個人責任・就労機会調整法(1996年)は、受給期間を5年間に制限し、受給開始から2年以内に職業教育・訓練プログラムに加わることを義務付ける等を内容としている。母子家庭の母親は就労可能な者として位置付けられ、労働市場への参加を義務づけられた。

第3章は、現代アメリカの社会保障年金(OASDI、高齢遺族障害者保険)を市場論理との関連から分析している。—OASDIは、労働者の退職や労働不能およびその遺族における恒久的な所得喪失というリスクに対して、年金を給付する連邦制度である。受給開始年齢は完全退職年齢である65歳であって、主な財源は被用者と雇用主とが拠出する賃金税(payroll tax)に基盤をおいている。この税は、課税ベースに上限があって比例税率であること、また財産所得は非課税であることから逆進性を免れ難い。5つの賃金階層別に退職後の所得構成をみると、OASDIの占める割合は、最下層で約90%、最上層で約20%となっている(2000年)。アメリカでは1950年代以降所得格差の拡大傾向をたどってきた。それに対し、OASDIは社会的公正の観点からみて十分な評価を与え難い。

さて、OASDIの財源である社会保障税(賃金税)は年金の信託基金に入り、その余剰は法律により特別公債にだけ運用されている。またその財政方式は、1980年代前半まで賦課方式を基本とし、以後は部分的積立方式に移行している。長期予測によれば、信託基金は2021年まで累積していくことが見込まれている。この積立資金の運用に関しては、1990年代の株式市場が良好でかつ確定拠出型企業年金の一形態である401Kプランの成功も

あって、改革案が浮上した。その具体的な案が、1994-96年社会保障諮問委員会から提起された信託基金積立の市場運用に関する報告であった。

第4章では、アメリカにおける住宅政策の変遷と今日の問題を対象としている。—アメリカの住宅政策は1930年代のニューディールを嚆矢とする。その後1960年代まで、社会に広がる経済危機や貧困を解消するため、政府介入を強化する方向で住宅政策が形成されてきた。だが、1970年代以降は、市場への政府介入を避ける改革が行われてきている。アメリカの住宅政策は、住宅補助・住宅金融・住宅税制の3つに分類できるが、近年は、民間との競争を避けつつ民間資金の導入をはかる「間接化」が進んでいる。

アメリカ住宅の現状をみると、公共住宅の供給戸数が1980年代後半に頭を打つ一方で、公共住宅に貧困者(失業者、マイノリティ)が集中し「官製のスラム」が発生している。この間、財政支出は増大してきたのであるが、居住者の補助金依存の高まりや自助努力の低下を指摘する声もあがっていた。かくして、公共住宅に対する財政支出額は、レーガン政権の下で削減された。さらに、1990年代に進むと、住宅供給の実施主体さえも非営利団体を中心とした民間部門への移行がなされつつある。

さて、アメリカの住宅金融システムは、住宅金融公庫などによる直接融資を中心とする日本と異なり、民間金融機関による貸付を基本においている。その上で、政府は、保険・保証や金融機関への資金供給等を行っている。住宅融資は、一定の信用基準を満たしたときに成立する。1980年代の場合、連邦政府の住宅補助削減と合わせ、住宅金融も低所得層に不利に作用した。住宅税制もほぼ同様であった。租税支出の受益額をみると、所得階層別分布では中間層で厚いけれども、1人あたりでは高所得層ほど有利になっている。このような事実は、低所得世帯の増加とあいまって、低所得層のア

フォーダビリティ(所得に占める住宅費の割合)の悪化をもたらしている。

第5章は、20世紀最後の10年間に実施された日米両国の大規模な農業政策を解明している。一周知のように、アメリカは農産物の輸出大国であって、一方で世界の食糧事情と農産物市場に多大な影響を及ぼしつつ、他方でその世界事情に依存しながら生産や流通が行われている。それとは反対に、日本は世界最大の食糧輸入国である。のみならず、各種食料自給率はいずれも低く、かつ農地の減少や生産者の高齢化等の問題を抱えている。

この日米の農政は1990年代に転換を見る。その背景には財政赤字・環境問題といった国内事情のほかに、GATTからWTOへの移行にみられるようなグローバリゼーションの動きがあった。アメリカの農業改革は、不況のため実施されなかった1985年の議論と1990年農業法とを経て、1996年農業法として結実した。その内容は次の3つすなわち、2大支柱とも言うべき生産調整・所得支持の廃止、価格支持を一定水準に限定、そして1985年農業法で登場した環境・土壌保全政策の再編強化等からなっていた。

日本の農業は1970年頃から米の生産調整(減反)が始まり、以後食糧管理政策は行き詰まりつつあった。そのような情勢の下でつくられた1995年の「新食糧法」は、生産・流通・価格の「自由化」を制度的に達成させた。さらに、1999年の「新基本法」と2000年の「食料・農業・農村基本計画」は、生産的側面の枠をこえて、伝統文化・地域・環境まで含む農業と農村の総括的役割の維持・発展を盛り込んだ。日米農業改革には異質性と並んで同質性もある。そのうち同質性を一言でいえば市場指向型農政の採用である。

第6章は、パクス・アメリカーナの再編と日本財政に対するそのインパクトを取り上げている。—第2次大戦後のパクス・アメリカーナは、1970年代から再編が始まる。すなわち、国際的経済力の位置関

係の変化をうけて、世界体制維持装置のコスト分担をアメリカから西側諸国へと移し始める。

日本への要求は、円の切り上げ、市場開放、そして防衛やODAの分担増であった。1975年の第1回サミットを皮切りに、国際的な政策調整が試みられていく。それは、アメリカの経済力低下を反映する米欧日三極構造の現出であって、政策的には「ケインズ政策の国際版」といい。ただし、サミットにおける機関車論の採用と展開には、反面で財政再建をはからざるをえないという制約が存在した。

1980年代の日本財政は、1981年の臨時行政調査会設置を経て、増税なき財政再建と2つの国家目標(活力ある福祉社会の建設、国際社会への積極的貢献)との同時達成をめざすことになった。しかし、1985年のプラザ合意にもとづく協調政策はバブルに帰結した。そして、1990年代に入るとバブルは崩壊し、各種の不況対策がとられる。だが、不況の克服はできず、この10年間に巨額の公債が累積した。1997年発生のアジア経済危機に対する「日本発世界恐慌」防止策も含めて、バードン・シュアリングは日本に重圧となり、財政を危機的状況に陥らせている。

第7章では、パクス・アメリカーナや日米安保体制の変容から、1980年代後半以降における軍事財政の特質が析出されている。—日本の再軍備は朝鮮戦争下の警察予備隊(1950年)の創設からはじまった。その後1970年代まで、日本は相対的に低軍事費・低軍事力であった。そして、日米安保体制やこの相対的低軍事費が福祉国家の形成・維持に重要な条件をなした。ところが、1980年前後の新冷戦を境として日本の軍事財政は拡大に転じる。防衛費とODAの伸び率が一般歳出のそれを上回りはじめたのである。

防衛関係費の特徴は、国庫債務負担行為と継続費からなる「後年度負担」の規模が大きいことにある。また、軍事発注・生産に関しては、高度技

術・機密保持の理由から少数の大企業に集中し、かつ公開性に乏しいこと、さらには継続的な発注を保証しながら市場価格は成立しにくいことを指摘しておかなければならない。

さて、1980年代以降における軍事費膨張の背景には、たんに兵器の近代化のみならず、パクス・アメリカーナの新段階の下で共同防衛への参加と防衛分担の強化が求められたという事情があった。こうして、軍事財政の規模や直接間接の軍事力レベル等から総合評価して、日本は90年代中葉にEU主要国(英、仏、独)に匹敵する軍事大国の実質を備えたとみなすことができる。

III

本書は、以下のような特色を有しているといつてよいであろう。

第1に、分析視角の広さとユニーク性をあげうる。従来、福祉国家研究は社会保障関係を軸に論じられがちであった。それに対し本書は、より広い視野に立って、広義の概念でとらえようとしている。また、それとも関連するが、日米福祉国家を分析するに際し、パクス・アメリカーナの形成と変容という広い基底を踏まえることを忘れていない。本書を重厚な研究書にしている所以である。

第2に、第1との関連から必然的なことであるが、日米関係の転換や日米の同質性・異質性に留

意した分析になっている。いわば、国内分析や各国ごとの分析を縦軸とすれば、国際関係や各国比較という横軸を加えることによって立体的な構造解明が展開されているといつてよい。この新しい照射が福祉国家日本の分析に深みを与えている。

第3に、分析する年代の焦点を1990年代とするに際し、この時期における国際的枠組みと福祉国家の再編に通底するものとして「市場論理」を据えている。グローバリゼーションをアメリカ的な経済社会をモデルとする世界的な浸透と見定め、その資本主義的市場経済の社会破壊的インパクトとの関連から福祉国家システムの構造変化を説こうとしているのである。

さて、本書は、共同研究活動を経た上での論文集といつてよいであろう。日米福祉国家のダイナミックな構造変化が、個性ある共同研究によって豊かに描かれている。だが、共同研究につきものの不統一性が散見されないではない。これは、執筆陣の構成にかかわることであるが、福祉国家を広義で取り上げるなら、研究対象にもう少し幅が必要であったと思われる。また、各章とも市場論理に即した構造変化はよく論じられているけれども、そうしたシステム改革がもたらす問題性や新たな限界に関しては、多少ばらつきが感じられた。

いずれにしても、本書は優れた研究書である。読者は強い刺激を受けたにちがいない。

(さいとう・ただお 新潟大学教授)

『海外社会保障研究』執筆要領

1. 執筆枚数

原稿の字数は以下の限度内とします。

- (1) 論文：16,000字(図表を含む)
本文のほかに要約文(400字以内)およびキーワード(3～5語)を添付。
- (2) 研究ノート：12,000字(図表を含む)
- (3) 動向：8,000字(図表を含む)
- (4) 書評：6,000字

2. 原稿の構成

必要に応じて、I II III…→1 2 3…→(1) (2) (3)…→①②③…→の順に区分し、見出しを付けてください。なお、本文中に語や箇条書の文などを列挙する場合は、見出しと重複しないよう、(a) (b) (c)または・で始めてください。完成原稿は横書きとし、各ページに通し番号をふってください。

3. 引用

本文中の引用の際は、出典(発行所、発行年)を明記してください。

4. 年号

西暦を用いてください。元号が必要なときには、西暦の後に()入りで元号を記してください。ただし、年代の表記については、西暦なしで元号を用いてもかまいません。

5. 図表

図表はそれぞれ通し番号をふり、表題を付けてください。1図、1表ごとに別紙にまとめ、挿入箇所を論文中に指定してください。なお、出所は必ず明記してください。

6. 注

注を付す語の右肩に1) 2) …の注番号を入れ、論文末まで通し番号とし、論文末に注の文を一括して掲げてください。

7. 参考文献

文献リストは、以下の例を参考に論文の最後に付けてください。

(例)

馬場義久 1997「企業内福祉と課税の中立性—退職金課税について」藤田至孝・塩野谷祐一編『企業内福祉と社会保障』東京大学出版会

Ashford, Douglas E. 1986. *The Emergence of the Welfare State*. Basil Blackwell.

Heidenheimer, A. 1981. "Education and Social Entitlements in Europe and America." In *The Development of Welfare State*, edited by P. Flora and H. Heidenheimer. Transaction Books.

Beattie, Roger. 1998. "Pension Systems and Prospects in Asia and the Pacific." *International Social Security Review* 58(3): 63-87.

檜原朗 1998「イギリスにおける就労促進政策と社会保障」『海外社会保障研究』第125号 pp. 56-72

新藤宗幸 1998「地域保健システムの改革と残されている課題」『季刊社会保障研究』第34巻第3号 pp. 260-267

海外社会保障研究

第144号 2003年9月発行予定

特集：ロシア・東欧における社会保障の動向

第145号 2003年12月発行予定

特集：社会保険医療制度の国際比較：日、独、仏、蘭、加5カ国の医療保険制度改革の動向

バックナンバー（在庫あり）

第142号 2003年3月発行……………特集：転換期における福祉国家の国際比較研究

第141号 2002年12月発行……………特集：社会的排除—概念と各国の動き—

第140号 2002年9月発行……………特集：先進諸国の所得保障政策における障害給付の変化とその背景

第139号 2002年6月発行……………特集：日本とカナダの社会保障
—加日社会保障政策研究円卓会議の成果—

第138号 2002年3月発行……………特集：現代の規範理論と社会保障

第137号 2001年12月発行……………特集：国際機関における年金政策論

第136号 2001年9月発行……………特集：保険者機能から見た欧米諸国の医療制度改革と国際比較

第135号 2001年6月発行……………特集：第5回厚生政策セミナー「アジアと社会保障」

第134号 2001年3月発行……………特集：グローバル化と社会保障

第133号 2000年12月発行……………特集：社会保障と情報化

第132号 2000年9月発行……………特集：中国の社会保障改革と企業行動

第131号 2000年6月発行……………特集：介護保険の国際的動向

第130号 2000年3月発行……………特集：社会保障給付費の国際比較研究

第129号 1999年12月発行……………特集：医療サービスの質の確保をめぐる諸問題

第128号 1999年9月発行……………特集：EUの社会保障政策の展開

第127号 1999年6月発行……………特集1：福祉施策の国際比較
特集2：OECD社会保障大臣会議

第126号 1999年3月発行……………特集：各国の年金改革

第125号 1998年12月発行……………特集：就労インセンティブと社会保障

※ バックナンバーの詳しい内容をインターネットでご紹介しております。

<http://www.infoasia.co.jp> をご覧ください。

『海外社会保障研究』投稿規程

1. 投稿は、「論文」、「研究ノート」及び「動向」の3種類です。投稿者の学問分野は問いません。どなたでも投稿できます。ただし、本誌に発表する論文等は、いずれも他に未発表のものに限ります。
2. 投稿者は、審査用原稿2部を送付してください。採用の決まったものは、フロッピーディスクも提出していただきます。
3. 投稿原稿のうち、「論文」及び「研究ノート」の掲載の採否については、指名されたレフェリーの意見に基づき編集委員会において決定します。採用するものについては、レフェリーのコメントに基づき、投稿者に一部修正を求めることがあります。
4. 投稿のうち、「動向」の掲載の採否については、編集委員会において決定します。
5. 執筆に当たっては、『海外社会保障研究』執筆要領に従ってください。なお、原稿は採否に関わらず返却いたしません。
6. 原稿の送り先、問い合わせ先 〒100-0011 東京都千代田区内幸町2丁目2番3号
日比谷国際ビル6階
国立社会保障・人口問題研究所 総務課業務係
Tel: 03-3595-2984 Fax: 03-3591-4816
e-mail: kaigai@ipss.go.jp

編集委員長

阿藤 誠 (国立社会保障・人口問題研究所長)

編集委員

埋橋 孝文 (日本女子大学教授)
岡 伸一 (明治学院大学教授)
尾形 裕也 (九州大学教授)
沙 銀華 (ニッセイ基礎研究所主任研究員)
武川 正吾 (東京大学助教授)
中嶋 潤 (国立社会保障・人口問題研究所総合企画部長)
小島 宏 (同研究所・国際関係部長)

府川 哲夫 (国立社会保障・人口問題研究所社会保障基礎理論研究部長)

松本 勝明 (同研究所・社会保障応用分析研究部長)

編集幹事

阿萬 哲也 (同研究所・総合企画部第1室長)
阿部 彩 (同研究所・国際関係部第2室長)
加藤 久和 (同研究所・社会保障基礎理論研究部第1室長)
金子 能宏 (同研究所・社会保障応用分析研究部第1室長)
佐藤 雅代 (同研究所・総合企画部研究員)
菊地 英明 (同研究所・社会保障基礎理論研究部研究員)

海外社会保障研究 No. 143

平成15年6月25日発行

ISBN 4-900849-67-7

編集 国立社会保障・人口問題研究所

〒100-0011 東京都千代田区内幸町2丁目2番3号

日比谷国際ビル6階

Tel: 03-3595-2984

homepage: <http://www.ipss.go.jp>

製作 株式会社アーバン・コネクションズ

〒150-0011 東京都渋谷区東2丁目16番10号

東京日産渋谷ビル8階

Tel: 03-5467-4721 Fax: 03-5467-4722

e-mail: books@infoasia.co.jp

homepage: <http://www.infoasia.co.jp>

ISSN 1344-3062